

農地集積・集約化対策事業費補助基金に係る基本的事項の公表

○基金の名称

○基金の額

1. 農地中間管理機構事業に係る事業資金

(単位:千円)

	25年度	26年度				27年度	合計
	補正	当初(1回目)	当初(2回目)	補正(基金運用益)	計	補正(基金運用益)	
基金造成額	555,245	86,580	346,178	276	433,034	631	988,910
うち国費相当額	555,245	86,580	346,178	0	432,758	0	988,003

2. 機構集積協力金交付事業に係る事業資金

(単位:千円)

	25年度	26年度				27年度				合計	
	補正	当初(1回目)	補正(基金運用益)	補正	計	当初(1回目)	当初(2回目)	補正(基金運用益)	補正(基金返還益)		計
基金造成額	654,954	428,692	358	926,127	1,355,177	840,000	314,435	816	800	1,156,051	3,166,182
うち国費相当額	654,954	428,692	0	926,127	1,354,819	840,000	314,435	0	0	1,154,435	3,164,208

3. 農地台帳システム整備事業に係る事業資金

(単位:千円)

	25年度	26年度	27年度	合計
	補正	補正(基金運用益)	補正(基金運用益)	
基金造成額	73,199	35	12	73,246
うち国費相当額	73,199	0	0	73,199

○基金事業等の概要

1. 農地中間管理機構事業

農地中間管理機構(以下「機構」)による農地の貸借機能等を活用し、担い手への農地の集積・集約化を促進する。

2. 機構集積協力金交付事業

担い手への農地の集積・集約化を加速するため、機構に農地を貸し付けた地域及び個人に機構集積協力金を交付する。

3. 農地台帳システム整備事業

農業委員会が作成する農地台帳の電算化を支援する。

4. 事業関係通知、パンフレット等

- |                           |    |
|---------------------------|----|
| ① 農地集積・集約化対策事業実施要綱        | 別添 |
| ② 農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱    | 別添 |
| ③ 岩手県農地中間管理事業等促進関連実施要綱    | 別添 |
| ④ 岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金交付要綱 | 別添 |

○基金事業等を終了する時期

○基金事業等の目標

平成35年度に担い手が利用する耕地面積を全耕地面積の8割とする。

	平成24年度	平成35年度
岩手県全耕地面積	152,600ha	152,600ha
うち担い手が利用する面積	79,683ha	119,000ha
計	52%	80%

○給付対象となる事務又は事業関係

1. 農地中間管理機構事業

(1) 借受農地管理等事業

- ・採択に当たっての申請方法 岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金交付要綱の第9参照
- ・申請期限 随時
- ・審査基準 農地集積・集約化対策事業実施要綱の第3の1に規定する事業計画と認められること
- ・審査体制 担当部局において審査

(2) 農地中間管理事業等推進事業

1. (1)と同じ

2. 機構集積協力金交付事業

(1) 地域集積協力金

- ・採択に当たっての申請方法 岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金交付要綱の第9参照
- ・申請期限 随時(農業者等から市町村への申請期限は3月10日)
- ・審査基準 農地集積・集約化対策事業実施要綱の第3の2に規定する事業計画と認められること
- ・審査体制 担当部局において審査

(2) 経営転換協力金

2. (1)と同じ

(3) 耕作者集積協力金

2. (1)と同じ

(4) 機構集積協力金推進事業

2. (1)と同じ

3. 農地台帳システム整備事業

- ・採択に当たっての申請方法 岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金交付要綱の第9参照
- ・申請期限 随時
- ・審査基準 農地集積・集約化対策事業実施要綱の第3の3に規定する事業計画と認められること
- ・審査体制 担当部局において審査

【問い合わせ先】  
農林水産部農業振興課担い手対策チーム  
電話番号:019-629-5643

## 農地集積・集約化対策事業実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制 定 平成26年2月6日付け25経営第3139号

改 正 平成26年3月31日付け25経営第3139号-1

改 正 平成27年4月9日付け26経営第3247号

### 第1 趣旨

現在の我が国の農業構造を見ると、担い手への農地流動化は毎年着実に進展し、担い手の利用面積は農地全体の約5割となっているところですが、農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積・集約化を加速し、生産コストを削減していく必要があります。

このため、本事業により、農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構（以下「機構」といいます。）の設立と当該機構による担い手への農地集積と集約化を支援し、農業の競争力強化のために不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を実現します。

### 第2 用語の定義

本事業における各用語（※の部分）の定義は別表1のとおりとします。

### 第3 事業の内容

#### 1 農地中間管理機構事業

機構を通じた担い手への農地の集積・集約化を促進するために必要となる次の事業に係る経費について、別記1により補助します。

##### (1) 借受農地管理等事業

機構が借り受けた農用地等の賃料及び保安全管理に要する経費について補助金を交付します。

##### (2) 農地集積奨励金交付事業

機構が行う担い手への農地集積・集約化を促進し、併せて機構における農地の滞留を防止する観点から、機構の貸付率に応じて奨励金を交付します。

##### (3) 農地中間管理事業等推進事業

###### ア 都道府県推進事業

農地中間管理事業の推進のため都道府県が行う事業推進活動及び指導監督等の事業について補助金を交付します。

###### イ 農地中間管理機構運営事業

機構の運営及び業務委託等に必要な経費について補助金を交付します。

###### ウ 企業リスト作成・セミナー開催事業（平成25年度補正予算事業）

都道府県が企業の農業参入を促進するために行う企業リストの作成及び企業参入セミナーの開催等に必要な経費について補助金を交付します。

##### (4) 条件整備資金利子助成事業

機構が農地中間管理権を有する農地において行われる条件整備（簡易な整備等）

に要する資金を、機構へ無利子で貸し付けるために要する次の経費について補助金を交付します。

ア 条件整備資金利子助成費（別表2の4 条件整備資金利子助成費）

イ 条件整備資金利子助成業務費（別表2の4 条件整備事業の資金利子助成費を除いた経費）

(5) 機構業務支援事業

ア 農地中間管理機構職員研修事業

機構の役職員に対する農地中間管理事業等に係る知識の習得を目的とした研修に要する経費について補助金を交付します。

イ 企業参入促進事業

企業の農業参入を促進するためのフェアの開催に要する経費について補助金を交付します。

2 機構集積協力金交付事業

担い手への農地の集積・集約化を加速するため、機構を通じた農地の集積・集約化等を促進するために必要となる次の事業に係る経費について、別記2により補助します。

(1) 地域集積協力金交付事業

地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けた地域に対し、協力金を交付します。

(2) 経営転換協力金交付事業

機構に農地を貸し付けることにより（又は集落営農組織との間で特定農作業受委託契約を締結することにより）、経営転換又はリタイアした農業者及び農地の相続人並びに東日本大震災における被災農地貸付者に対し、協力金を交付します。

(3) 耕作集積協力金交付事業

機構が借り受け若しくは所有している農地若しくは機構法第17条第2項の規定に基づき公表された借受希望者応募情報に記載された借受希望者（以下「借受希望者」といいます。）が耕作する農地の隣接農地を機構に貸し付けた当該隣接農地の所有者又は当該隣接農地を機構に貸し付けた時点において当該隣接農地を耕作していた農業者又は2筆以上の隣接する農地を機構に貸し付けた当該農地の所有者若しくは当該農地を機構に貸し付けた時点において当該農地を耕作していた農業者に対し、協力金を交付します。

(4) 機構集積協力金推進事業

都道府県及び市町村が実施する（1）から（3）までの協力金の交付に要する経費を補助します。

3 農地情報公開システム等整備事業（平成25年度補正予算事業）

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、農業委員会による農地情報の公開及び農地台帳の電算化・地図化に必要となる次の事業に係る経費について、別記3により補助します。

(1) 農地情報公開システム整備事業

全国各地の農地に関する情報を地図上で見ることができる「一元的電子マップシステム」を民間団体が各農業委員会の協力を得て構築します。

(2) 農地台帳システム整備事業

各農業委員会が行う農地台帳の電子化に要する経費等を支援します。

4 機構集積支援事業

農地中間管理機構が担い手への農地集積・集約化を促進するに当たって、農業委員会が関連する業務を適切に実施できるよう、次の事業に係る経費について、別記4により補助します。

(1) 農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業

農地法（昭和27年法律第229号）に基づき農業委員会（農地法第60条第1項の規定により市町村長が処理することとされた市町村にあっては市町村（以下「農業委員会等」といいます。）が行う事務（農地等の利用関係の調整、農地の利用状況調査、所有者等の利用意向調査及び農地台帳の整備等）に要する経費について補助金を交付します。

(2) 農地の有効利用を図るための支援事業

優良農地を確保し、農地の有効利用を図るため、農業委員会等が行う農地集積の推進活動、農地相談員の設置及び農業委員等の資質向上のための活動等に要する経費について補助金を交付します。

(3) 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

農業委員会等が農村の現場で遊休農地の解消措置等に徹底して取り組み、農地集積の推進が図られるよう都道府県農業会議が行う農業委員会等に対する助言・協力、農地相談員の設置及び農業委員等の資質向上のための活動等に要する経費について補助金を交付します。

第4 事業の仕組み

1 都道府県基金事業

(1) 第3の1の(1)、(3)のウ及び2の事業は、次により都道府県基金事業として実施します。

また、第3の1の(2)、(3)のア及びイ並びに3の(2)の事業についても、平成25年度までに国から都道府県に対して交付された補助金により造成された事業資金を取り崩して実施する場合に限り、都道府県基金事業として実施することができます。

(2) 第1の趣旨を踏まえ、担い手が利用する面積が今後10年間で全農地面積の8割となるような農業構造を達成するという政策目標を実現するために実施する(1)の事業に必要な経費について、都道府県に対して定額で補助金を交付します。

(3) 都道府県は、国から交付された補助金により、事業資金を造成します。

(4) 都道府県は、事業実施主体からの申請に基づき、事業資金から本事業に要する経費を事業実施主体に補助します。

## 2 農地集積奨励金交付事業及び農地中間管理事業等推進事業

(1) 第3の1の(2)並びに(3)のア及びイの事業については、次により補助事業として実施します。

ただし、1により都道府県基金事業として実施するものは除きます。

(2) 第1の趣旨を踏まえ、(1)の事業に必要な経費について、都道府県に対して補助金を交付します。

(3) 都道府県は、事業実施主体からの申請に基づき、本事業に要する経費を事業実施主体に補助します。

## 3 条件整備資金利子助成事業及び機構業務支援事業

(1) 第3の1の(4)及び(5)の事業は、次により実施します。

(2) 第1の趣旨を踏まえ、(1)の事業に必要な経費について、農林水産省経営局長(以下「経営局長」といいます。)が別に定める公募要領に基づき応募した者から選定された団体(以下「利子助成等団体」といいます。)に対して補助金を交付します。

(3) 利子助成等団体は、経営局長への申請に基づき、本事業を実施します。

## 4 農地情報公開システム整備事業(平成25年度補正予算事業)

(1) 第3の3の(1)の事業は、次により実施します。

(2) 第1の趣旨を踏まえ、(1)の事業に必要な経費について、経営局長が別に定める公募要領に基づき応募した者から選定された団体(以下「システム整備団体」といいます。)に対して定額で補助金を交付します。

(3) システム整備団体は、国から交付された補助金により、事業資金を造成します。

(4) システム整備団体は、経営局長への申請に基づき、事業資金から本事業に要する経費を取り崩して事業を実施します。

## 5 機構集積支援事業

(1) 第3の4の事業は、次により実施します。

(2) 第1の趣旨を踏まえ、(1)の事業に必要な経費について、都道府県に対して補助金を交付します。

(3) 都道府県は、事業実施主体からの申請に基づき、本事業に要する経費を事業実施主体に補助します。

## 第5 事業実施主体

### 1 農地中間管理機構事業

#### (1) 借受農地管理等事業

本事業の事業実施主体は、機構とします。

#### (2) 農地集積奨励金交付事業

本事業の事業実施主体は、都道府県とします。

(3) 農地中間管理機構事業等推進事業

ア 都道府県推進事業及び企業リスト作成・セミナー開催事業の事業実施主体は、都道府県とします。

イ 農地中間管理機構運営事業の事業実施主体は、機構とします。

(4) 条件整備資金利子助成事業及び機構業務支援事業

本事業の事業実施主体は、利子助成等団体とします。

2 機構集積協力金交付事業

(1) 地域集積協力金交付事業、経営転換協力金交付事業及び耕作者集積協力金交付事業

ア 本事業の事業実施主体は、市町村とします。

イ ただし、都道府県が事業実施主体となることにより事業が効果的に実施できると都道府県が判断した場合は、市町村に代わり都道府県が事業実施主体となることとします。

(2) 機構集積協力金推進事業

本事業の事業実施主体は、都道府県及び市町村とします。

3 農地情報公開システム等整備事業（平成25年度補正予算事業）

(1) 農地情報公開システム整備事業

本事業の事業実施主体は、システム整備団体とします。

(2) 農地台帳システム整備事業

本事業の事業実施主体は、農業委員会等とします。

4 機構集積支援事業

(1) 農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業

本事業の事業実施主体は、農業委員会等とします。

(2) 農地の有効利用を図るための支援事業

本事業の事業実施主体は、農業委員会等とします。

(3) 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

本事業の事業実施主体は、都道府県農業会議とします。

第6 都道府県基金事業の実施等

1 都道府県基金事業の実施に当たっての条件

都道府県基金事業の実施に当たっては、別紙の条件が付されるものとします。

2 都道府県基金造成計画の作成と承認手続等

(1) 都道府県知事は、都道府県基金造成計画（別紙様式第1号。以下「都道府県基金計画」といいます。）を作成し、別紙様式第2号により、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」といいます。）。以下「地方農政局長等」といいます。）へ承認の申

請をしてください。

- (2) 地方農政局長等は、(1)により提出された都道府県基金計画を審査し、その内容が適当と認める場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を都道府県知事に通知します。また、承認した都道府県基金計画に基づき、事業資金を造成するために補助金を交付するものとします。
- (3) 都道府県知事は、都道府県基金計画に変更が生じた場合は(1)及び(2)の手続に準じて地方農政局長等の承認を受けてください。

### 3 事業資金の管理

- (1) 都道府県は、事業資金の設置目的、管理、運用益の処理、処分等について、条例において定めることとします。
- (2) 都道府県は、第4の1の(3)により造成した事業資金については、その造成後において、事業資金間で流用をしてはならないものとします。  
ただし、次に掲げる流用であって、当該流用について第6の4の(4)のイにより申請し、第6の4の(5)の承認を受けた場合は、この限りではありません。  
ア 第3の1の(3)のア及びイの事業資金相互間の流用  
イ 第3の1の(3)のウの事業資金からア又はイの事業資金への流用  
ウ 第3の1の(1)又は(2)の事業資金から(3)のア又はイの事業資金への流用  
エ 第3の2の(4)の事業資金から(1)、(2)又は(3)の事業資金への流用
- (3) 都道府県は、都道府県基金事業に係る事業資金ごとに次の勘定科目により他の業務に係る資金と区別して経理するものとします。  
ア 農地中間管理機構事業に係る事業資金は、「農地中間管理機構事業勘定」  
イ 機構集積協力金交付事業に係る事業資金は、「機構集積協力金交付事業勘定」  
ウ 農地台帳システム整備事業に係る事業資金は、「農地台帳システム整備事業勘定」
- (4) 都道府県は、各事業資金を次の方法により運用するものとします。  
ア 金融機関への預金  
イ 国債及び地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得等  
ウ 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（元本保証のあるものに限ります。）
- (5) 都道府県は、事業資金の運用収入及び事業資金の取崩しによる収入については、事業資金ごとに事業実施に要する経費にそれぞれ充当するものとし、他の費用に充当してはならないものとします。
- (6) 都道府県は、第5の1、2及び3の(2)の事業実施主体から本事業に要する経費の返還があった場合は、これを各事業資金に繰り入れるものとします。

### 4 都道府県基金事業計画の作成及び承認手続等

- (1) 農地中間管理機構事業  
機構が、第5の1の事業実施主体として事業を実施する場合は、機構の長は、

農地中間管理機構事業（年度別）実施計画（別紙様式第3号。以下「機構計画」といいます。）を添付して、別紙様式第4号により都道府県知事へ承認の申請をしてください。

(2) 機構集積協力金交付事業

市町村が、第5の2の事業実施主体として事業を実施する場合は、市町村長は、市町村機構集積協力金交付事業（年度別）実施計画（別紙様式第5号。以下「市町村計画」といいます。）を作成し、別紙様式第4号により、都道府県知事へ承認の申請をしてください。

ただし、第5の2の(1)のイの規定に基づき都道府県が市町村に代わって事業実施主体として事業を実施する場合は、都道府県知事が当該市町村に係る市町村計画を作成します。

(3) 農地台帳システム整備事業

農業委員会等が、第5の3の(2)の事業実施主体として事業を実施する場合は、農業委員会会長又は市町村長（以下「農業委員会会長等」といいます。）は、農地台帳システム整備事業（年度別）実施計画（別紙様式第6号。以下「台帳システム整備計画」といいます。）を作成し、別紙様式第4号により都道府県知事へ承認の申請をしてください。

(4) 都道府県事業

ア 都道府県知事は、機構計画、市町村計画及び台帳システム整備計画（以下「機構計画等」といいます。）の内容について、必要な調整を行った上で、それぞれの計画の内容が本実施要綱等に照らして適当と判断する場合は、都道府県（年度別）事業実施計画（別紙様式第7-1号。以下「都道府県計画」といいます。）を作成し、別紙様式第4号により、地方農政局長等へ承認の申請をしてください。特に、機構集積協力金交付事業の実施にあたっては、機構計画と市町村計画との整合について、留意してください。

イ 都道府県知事は、第6の3の(2)のただし書の流用を行おうとする場合には、別紙様式第7-1号に都道府県基金の事業資金活用計画書（別紙様式第7-2号）を添付して地方農政局長等へ承認の申請をしてください。

(5) 地方農政局長等は、(4)により提出された都道府県計画の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を都道府県知事に通知するものとします。

(6) 都道府県知事は、(5)によりその内容が適当と認められる旨の通知を受けたときは、速やかに、機構の長、市町村長及び農業委員会会長（以下「機構の長等」といいます。）に対して、機構計画等をそれぞれ承認した旨の通知を行ってください。

(7) 機構計画等、都道府県計画及び都道府県基金の事業資金活用計画について、以下の変更が生じた場合は、(1)から(6)までの手続を準用してください。

ア 事業実施主体の変更

イ 第3の1、2及び3の(2)の事業ごとに事業費又は国庫補助金の3割を超える増減



- ウ 第3の1、2及び3の(2)に掲げる事業の中止又は新規の実施
- エ 第6の3の(2)のただし書の流用額の増加

#### 5 都道府県基金の造成完了報告

- (1) 都道府県知事は、毎年度、2の事業資金の造成が完了したときは、都道府県基金造成完了報告書(別紙様式第8号)を作成し、地方農政局長等へ報告してください。
- (2) この場合、都道府県知事は、事業資金の造成を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに地方農政局長等へ報告してください。
- (3) また、事業資金の造成後の毎年3月31日現在において事業資金決算報告書(別紙様式第9号。以下「決算報告書」といいます。)を作成し、6月15日までに地方農政局長等へ報告してください。

#### 6 都道府県基金事業の完了報告

- (1) 機構の長は、毎年度、4の(1)の事業が完了したときは、農地中間管理機構事業(年度別)完了報告書(別紙様式第10号。以下「機構事業完了報告書」といいます。)を作成し、都道府県知事へ報告してください。
- (2) 市町村長は、毎年度、4の(2)の事業が完了したときは、市町村機構集積協力金交付事業(年度別)完了報告書(別紙様式第10号。以下「市町村事業完了報告書」といいます。)を作成し、都道府県知事へ報告してください。  
なお、都道府県が市町村に代わって事業実施主体として事業を実施した場合は、都道府県知事が市町村事業完了報告書を作成します。
- (3) 農業委員会会長等は、毎年度、4の(3)の事業が完了したときは、農地台帳システム整備事業完了報告書(別紙様式第10号。以下「台帳システム整備事業完了報告書」といいます。)を作成し、都道府県知事へ報告してください。
- (4) 都道府県知事は、(1)から(3)までにより提出された事業完了報告書を取りまとめた上で、都道府県事業完了報告書(別紙様式第7-1号)を作成し、別紙様式第10号により都道府県基金事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに地方農政局長等へ報告してください。  
なお、第6の3の(2)のただし書の流用を行った場合は、別紙様式第7-1号に都道府県基金の事業資金活用完了報告書(別紙様式7-2号)を添付してください。

#### 7 都道府県基金事業の中止又は廃止

- (1) 都道府県基金事業に係る事業資金の廃止時期は、平成36年度とします。ただし、国の補助金等以外により造成された分については、この限りではありません。
- (2) 都道府県は、都道府県基金事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ

め地方農政局長等の承認を受けてください。

- (3) 地方農政局長等は、(2)の承認をする場合、必要に応じて条件を付すことができることとします。

## 8 都道府県基金事業の事故の報告

都道府県は、都道府県基金事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに地方農政局長等に報告し、その指示を受けてください。

## 9 都道府県基金事業の終了等

- (1) 地方農政局長等は、次に掲げる場合には、都道府県基金事業について終了又は変更を命ずることができることとします。

ア 都道府県が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」といいます。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「補助金適正化法施行令」といいます。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」といいます。）、この実施要綱若しくは農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」といいます。）又はこれらに基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

イ 都道府県が、事業資金を都道府県基金事業以外の用途に使用した場合

ウ 都道府県が、事業資金の管理等に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

エ 事業資金の全部又は一部の造成を継続する必要がなくなった場合

- (2) 地方農政局長等は、(1)の終了又は変更を命じた場合において、事業資金から支出した金額に相当する金額について、期限を付して事業資金に充当することを命ずることができることとします。

ただし、地方農政局長等がやむを得ない事情があると認めるときの取扱いは補助金適正化法第18条第3項に準じるものとします。

- (3) (2)の期限内に事業資金に充当がされない場合には、地方農政局長等は、未納に係る額について、都道府県知事にその未納に係る期間に応じて年利5.0%の割合で計算した延滞金の事業資金への充当を併せて命ずるものとします。

## 第7 農地集積奨励金交付事業及び農地中間管理事業等推進事業

第4の2により補助事業として実施する場合の農地集積奨励金交付事業及び農地中間管理機構事業等推進事業（以下「農地集積奨励金交付事業等」といいます。）に係る事業計画の作成及び承認等の手続については、次のとおりとします。

### 1 事業計画の作成と承認手続等

農地集積奨励金交付事業等の実施に係る機構計画及び都道府県計画の作成、承認申請及び承認並びに計画変更の手続については、第6の4の(1)及び(4)から(7)までの手続に準じて行うこととします。

## 2 事業の完了報告

農地集積奨励金交付事業等の完了報告に係る手続については、第6の6の(1)及び(4)の手続に準じて行うこととします。

## 3 事業の中止又は廃止

農地集積奨励金交付事業等の中止又は廃止に係る手続については、第6の7の手続に準じて行うこととします。

## 第8 条件整備資金利子助成事業及び機構業務支援事業

### 1 事業実施計画の作成と承認手続等

(1) 利子助成等団体は、条件整備資金利子助成事業実施計画(別紙様式第11号。以下「利子助成計画」といいます。)及び機構業務支援事業実施計画(別紙様式第12号。以下「機構支援計画」といいます。)(以下「利子助成計画等」と総称します。)を作成し、経営局長へ承認の申請をしてください。

(2) 経営局長は、(1)により提出された利子助成計画等を審査し、その内容が適当と認める場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を利子助成等団体に通知します。また、承認した利子助成計画等に基づき、補助金を交付するものとします。

(3) 利子助成等団体は、利子助成計画等に以下の変更が生じた場合は、(1)から(2)までの手続に準じて、経営局長の承認を受けてください。

ア 第3の1の(4)の事業については、年間調達額の1割を超える増加又は年度末借入残高の3割を超える増減

イ 第3の1の(5)の事業については、各事業ごとに事業費又は国庫補助金の3割を超える増減

### 2 事業の完了報告

利子助成等団体は、条件整備利子助成事業及び機構業務支援事業(以下「利子助成事業等」といいます。)が完了したときは、条件整備利子助成事業完了報告書(別紙様式第13号。以下「利子助成事業完了報告書」といいます。)及び機構業務支援事業完了報告書(別紙様式第12号。以下「機構支援事業完了報告書」といいます。)を作成し、利子助成事業等を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに経営局長へ報告してください。

### 3 事業の中止又は廃止

(1) 利子助成等団体は、利子助成事業等を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ経営局長の承認を受けてください。

(2) 経営局長は、(1)の承認をする場合に依りて、必要に依りて条件を付すことができることとします。

## 第9 農地情報公開システム整備事業の実施等

### 1 農地情報公開システム整備事業の実施に当たっての条件

農地情報公開システム整備事業（以下「公開システム整備事業」といいます。）の実施に当たっては、別紙を準用した条件が付されるものとします。この場合、都道府県基金事業を公開システム整備事業、都道府県知事をシステム整備団体の代表者、機構の長、市町村長及び農業委員会会長を共同機関、委託先及び再委託先、機構等を共同機関等、補助金を委託費等、補助事業を委託等、地方農政局長等を経営局長と読み替えるものとします。

### 2 農地情報公開システム整備事業資金造成計画の作成と承認手続等

- (1) システム整備団体は、農地情報公開システム整備事業資金造成計画（別紙様式第14号。以下「事業資金計画」といいます。）を作成し、別紙様式第15号により、経営局長へ承認の申請をしてください。
- (2) 経営局長は、(1)により提出された事業資金計画を審査し、その内容が適当と認める場合は、当該計画を承認するとともに、その結果をシステム整備団体に通知します。また、承認した事業資金計画に基づき、事業資金を造成するために補助金を交付するものとします。
- (3) システム整備団体は、事業資金計画に変更が生じた場合は(1)及び(2)の手続に準じて経営局長の承認を受けてください。

### 3 事業資金の管理

- (1) システム整備団体は、事業資金を他の業務に係る資金と区別して経理するものとします。
- (2) システム整備団体は、事業資金を金融機関への預金により運用するものとします。
- (3) システム整備団体は、事業資金の運用収入及び事業資金の取崩しによる収入については本事業の実施に要する経費に充当するものとし、他の費用に充当してはならないものとします。

### 4 事業計画の作成と承認手続等

- (1) システム整備団体は、農地情報公開システム整備事業実施計画（別紙様式第16号。以下「公開システム整備計画」といいます。）を作成し、別紙様式第17号により、経営局長へ承認の申請をしてください。
- (2) 経営局長は、(1)により提出された公開システム整備計画を審査し、その内容が適当と認める場合は、当該計画を承認するとともに、その結果をシステム整備団体に通知します。また、承認した公開システム整備計画に基づき、補助金を交付するものとします。

### 5 事業資金の造成完了報告

- (1) システム整備団体は、2の資金造成が完了したときは、農地情報公開システム

整備事業資金造成完了報告書（別紙様式第18-1号。以下「事業資金造成完了報告書」といいます。）を作成し、経営局長へ報告してください。

- (2) この場合、システム整備団体は、事業資金の造成を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに経営局長へ報告してください。
- (3) また、事業資金の造成後の毎年3月31日現在において事業資金決算報告書（別紙様式第18-2号。以下「公開システム整備事業決算報告書」といいます。）を作成し、4月10日までに経営局長へ報告してください。

#### 6 農地情報公開システム整備事業の完了報告

システム整備団体は、事業が完了したときは、農地情報公開システム整備事業完了報告書（別紙様式第19号。以下「公開システム整備事業完了報告書」といいます。）を作成し、公開システム整備事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに経営局長へ報告してください。

#### 7 農地情報公開システム整備事業の中止又は廃止

- (1) 農地情報公開システム整備事業に係る事業資金の廃止時期は平成28年度とします。
- (2) システム整備団体は、公開システム整備事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ経営局長の承認を受けてください。
- (3) 経営局長は、(2)の承認をする場合にに応じて、必要に応じて条件を付すことができることとします。

#### 8 農地情報公開システム整備事業の事故の報告

システム整備団体は、公開システム整備事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに経営局長に報告し、その指示を受けてください。

#### 9 農地情報公開システム整備事業の終了等

- (1) 経営局長は、次に掲げる場合には、公開システム整備事業について終了又は変更を命ずることができることとします。
  - ア システム整備団体が、補助金適正化法、補助金適正化法施行令、交付規則、この実施要綱若しくは交付要綱又はこれらに基づく経営局長の処分若しくは指示に違反した場合
  - イ システム整備団体が、事業資金を公開システム整備事業以外の用途に使用した場合
  - ウ システム整備団体が、事業資金の管理等に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
  - エ 事業資金の全部又は一部の造成を継続する必要がなくなった場合
- (2) 経営局長は、(1)の終了又は変更を命じた場合において、事業資金から支出し

た金額に相当する金額について、期限を付して事業資金に充当することを命ずることができません。

ただし、経営局長がやむを得ない事情があると認めるときの取扱いは補助金適正化法第18条第3項に準じるものとします。

- (3) (2) の期限内に事業資金に充当がされない場合には、経営局長は、未納に係る額について、システム整備団体にその未納に係る期間に応じて年利5.0%の割合で計算した延滞金の事業資金への充当を併せて命ずるものとします。

## 第10 機構集積支援事業

### 1 事業実施計画の作成・承認の手続

- (1) 農業委員会等が、第5の4の(1)及び(2)の事業実施主体として事業を実施する場合は、農業委員会会長等は、機構集積支援事業実施計画(別紙様式第20号。以下「農業委員会等事業計画」といいます。)を作成し、都道府県知事へ提出してください。
- (2) 都道府県農業会議が、第5の4の(3)の事業実施主体として事業を行う場合は、都道府県農業会議会長は、機構集積支援事業計画(別紙様式第20号。以下「農業会議事業計画」といいます。)を作成し、都道府県知事へ提出してください。
- (3) 都道府県知事は、農業委員会等事業計画及び農業会議事業計画について必要な調整を行った上で、計画内容が本事業実施要綱等に照らして相当と判断する場合は、都道府県機構集積支援事業実施計画(別紙様式第21号。以下「都道府県支援計画」といいます。)を作成し、農業委員会等事業計画及び農業会議事業計画を添えて地方農政局長等へ承認の申請をしてください。
- (4) 地方農政局長等は、(3)により提出された都道府県支援計画の内容を審査し、その内容が適当であり、かつ、事業実施主体が別記4の第3に規定する要件を満たすと認められる場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を都道府県知事に通知するものとします。
- (5) 都道府県知事は、(4)によりその内容が適当と認められる旨の通知を受けたときは、速やかに、農業委員会会長等及び都道府県農業会議会長に対して、その旨の通知を行ってください。
- (6) 農業委員会等事業計画、農業会議事業計画又は都道府県支援計画について、以下の変更が生じた場合は、(1)から(4)までの手続に準じて、地方農政局長等の承認を受けてください。

第3の4の(1)から(3)までに掲げる事業の中止又は新規の実施

### 2 機構集積支援事業の事業完了報告

- (1) 農業委員会会長等は、毎年度、1の(1)の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書(別紙様式第20号。以下「農業委員会等事業完了報告書」といいます。)を作成し、都道府県知事へ報告してください。
- (2) 都道府県農業会議会長は、毎年度、1の(2)の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書(別紙様式第20号。以下「農業会議事業完了報告書」といいます。)を作成し、都道府県知事へ報告してください。

います。)を作成し、都道府県知事へ報告してください。

- (3) 都道府県知事は、(1)及び(2)により提出された事業完了報告書を取りまとめた上で、都道府県機構集積支援事業完了報告書(別紙様式第21号。以下「都道府県支援事業完了報告書」といいます。)を作成し、事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し補助金の金額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに地方農政局長等に提出してください。

### 3 機構集積支援事業の中止又は廃止

- (1) 都道府県は、機構集積支援事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてください。
- (2) 地方農政局長等は、(1)の承認をする場合は、必要に応じて条件を付すことができることとします。

## 第11 国及び都道府県等による補助

### 1 国の補助

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費(別表2に掲げるものに限ります。)を対象として、都道府県、公募団体(利子助成等団体及びシステム整備団体をいいます。以下同じです。)に対して補助金を交付します。

### 2 都道府県の補助等

#### (1) 都道府県基金事業及び農地集積奨励金交付事業等

ア 都道府県は、第4の1及び2で定める都道府県基金事業及び補助事業として実施する農地集積奨励金交付事業等(以下「都道府県基金事業等」といいます。)について、事業実施主体からの申請に基づき、交付された補助金によって造成した事業資金又は交付された補助金を財源として補助を行います。

イ 都道府県基金事業等の事業実施主体は、都道府県が定めるところにより、本事業の実施に必要な経費(別表2に掲げるものに限ります。)について、都道府県に対して交付の申請をしてください。

ウ 都道府県は、アの補助金の交付に当たっては、第6の4の(4)の都道府県計画に記載された事業実施年度内に完了してください。

#### (2) 機構集積支援事業

ア 都道府県は、第4の4で定める機構集積支援事業について、事業実施主体からの申請に基づき、交付された補助金を財源として補助を行います。

イ 機構集積支援事業の事業実施主体は、都道府県が定めるところにより、本事業の実施に必要な経費(別表2に掲げるものに限ります。)について、都道府県に対して交付の申請をしてください。

ウ 都道府県は、アの補助金の交付に当たっては、第10の1の(3)の都道府県支援計画に記載された事業実施年度内に完了してください。

## 第12 補助金の返還等

- 1 国は、本事業の実施に当たり、本要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合、事業資金を造成していなかった場合、事業資金を本事業の実施に要する経費以外に使用した場合、事業を実施していなかった場合及び都道府県基金造成完了報告書、事業資金造成完了報告書、決算報告書、公開システム整備事業決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、機構事業完了報告書、市町村事業完了報告書、利子助成事業完了報告書、機構業務支援事業完了報告書、台帳システム整備事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、農業会議事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書若しくは公開システム整備事業完了報告書の内容に虚偽があった場合又は全ての事業が完了した時点において事業資金に残余がある場合には、都道府県又は公募団体に対し、補助金を返還させる措置を講じるものとします。
- 2 都道府県は、国から1に基づき補助金の返還命令があった場合は、都道府県基金事業等又は機構支援事業の事業実施主体に対し、補助金を返還させる措置を講じるものとします。
- 3 都道府県基金事業等又は機構集積支援事業の終了後において、事業実施主体から補助金等の返還があった場合には、都道府県は、これを国に納付してください。
- 4 国は、都道府県基金事業又は公開システム整備事業を適切かつ効率的に実施するため、都道府県又はシステム整備団体に対し、「補助金等により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」に基づき、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導監督を行うほか以下に掲げる場合には、都道府県又はシステム整備団体に当該残額を納付させることがあります。
  - (1) 事業資金の額が基金事業の実施状況等に照らして過大であると認められる場合
  - (2) 第6の7の(1)及び第9の7の(1)に定めた基金事業若しくは事業資金の廃止時期が到来した場合
  - (3) 使用見込みの低い事業資金があると認められる場合

## 第13 証拠書類の保管

都道府県、都道府県基金事業等、機構集積支援事業の事業実施主体及び公募団体は、都道府県基金造成計画、事業資金造成計画、都道府県計画、都道府県基金の事業資金活用計画、市町村計画、台帳システム整備計画、利子助成計画、機構業務支援計画、公開システム整備計画、農業委員会等事業計画、農業会議事業計画、都道府県支援計画、都道府県基金造成完了報告書、事業資金造成完了報告書、決算報告書、公開システム整備事業決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、市町村事業完了報告書、台帳システム整備事業完了報告書、利子助成事業完了報告書、機構業務支援事業完了報告書、公開システム整備事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、農業会議事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書等



の補助金の交付に関する証拠書類及び経理書類については、第6の9の(1)若しくは第9の9の(1)による都道府県基金事業若しくは公開システム整備事業の終了の年度又は第3の1、2、3若しくは4の事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間(第3の2の事業に関連するものは10年間)保存してください。必要な場合には、これらの書類の確認をさせていただくことがあります。

#### 第14 事業の着手

1 事業の実施については、補助金適正化法第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」といいます。)後に着手するものとします。

ただし、第3の1、2、3の(2)及び4の事業において地域の実情に応じた事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する必要がある場合にあつては、都道府県及び公募団体(以下「都道府県等」といいます。)は、本事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、あらかじめ地方農政局長等の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した交付決定前着手届(別紙様式第22号)を地方農政局長等に提出することとします。

2 1のただし書により交付決定前に事業に着手する場合、都道府県等は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行ってください。

また、この場合、都道府県等は、交付要綱第4の規定による申請書の提出に当たっては、申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載してください。

3 地方農政局長等は、都道府県等に対し、事業着手後においても、必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにします。

#### 第15 関係施策との連携

都道府県、都道府県基金事業等及び機構集積支援事業の事業実施主体は、都道府県基金事業等又は機構集積支援事業を実施するに当たり、人・農地プランの見直し支援等並びに経営所得安定対策実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)及び直接支払推進事業実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知)に係る取組と連携しながら推進するよう努めてください。

#### 第16 関係機関との連携

都道府県及び事業実施主体は、本事業を実施するに当たり、関係機関と密接に連携し、本事業を地域の実情に即して効果的に推進するよう努めてください。

#### 第17 報告及び検査

国は、本事業が適正かつ適切に実施されたかどうかを確認するため、都道府県、機構、市町村、農業委員会、都道府県農業会議、公募団体及び協力金の交付を受けた農

業者等に対し、必要な事項の報告を求めたり、現地への立入調査を行うことができるものとしします。

#### 第18 その他の留意事項

本事業の具体的実施に関し、本実施要綱の解釈等について確認すべき事項がある場合は、農林水産省経営局農地政策課に文書で照会し、文書で回答を求めることができます。

附 則（平成26年2月6日付け25経営第3139号）  
この通知は、平成26年2月6日から施行します。

附 則（平成26年3月31日付け25経営第3139号-1）

- 1 この通知は、平成26年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化対策事業実施要綱（以下「25年度補正要綱」といいます。）の規定に基づき、平成25年度までに実施した事業（25年度補正要綱第11の2に基づき交付決定前に着手していたものを含みます。）の取扱いについては、なお従前の例によるものとしします。

附 則（平成27年4月9日付け26経営第3247号）

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化対策事業実施要綱の規定に基づき、平成26年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとしします。ただし、第6の3の（2）、第6の4の（4）のイ及び（7）のエ、第6の5の（3）、第6の6の（4）及び第9の5の（3）については、この限りではありません。

別 紙

都道府県基金事業実施に当たっての条件

第6の1の都道府県基金事業の実施に当たっての条件は、以下のとおりとします。

- 1 都道府県知事は、都道府県基金事業により取得し又は効用の増加した財産については、都道府県基金事業終了後においても「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」といいます。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている期間、大蔵省令に定めのない財産については、交付規則別表で定める期間(以下これらの期間を「処分制限期間」といいます。)内は、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管し、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、都道府県基金事業の目的に沿って使用し、その効率的な運用を図ることとします。
- 2 都道府県知事は、都道府県基金事業により取得し又は効用の増加した財産のうち、不動産及びその従物並びに都道府県基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具について、処分制限期間内においては、農林水産大臣の承認を受けずに、都道府県基金事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。
- 3 2の財産について、処分制限期間内においては、農林水産大臣の承認を受けて処分したことにより収入があったときには、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがあります。
- 4 都道府県知事は、補助金の交付に際しては、機構の長、市町村長及び農業委員会会長(以下「機構の長等」といいます。)に対し、次に掲げる条件を付してください。
  - (1) 機構の長等は、補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合には、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならないこと。
  - (2) 機構の長等は、補助事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならないこと。
  - (3) 機構の長等は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、都道府県知事の承認を受けなければならないこと。
  - (4) 機構の長等は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
  - (5) 機構の長等は、この都道府県基金事業に係る交付要綱、実施要綱に従わなければならないこと。
  - (6) 機構の長等は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに

係る消費税等相当額が明らかな場合は、これを減じて申請しなければならないこと。

ただし、消費税相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した事業実施主体については、次の条件に従わなければならないこと。

ア 機構の長等は、補助事業の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

イ 機構の長等は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告においてアにより減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を都道府県知事に報告するとともに、都道府県知事に返還しなければならない。

ウ イによる報告は、実績報告を提出した年度の6月15日までにを行うものとする。

ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除額が確定していない場合には翌年度の6月15日までに報告するものとする。

(7) 機構の長等は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(8) 機構の長等は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（機械及び器具については、取得価格又は効用の増加した財産が50万円以上のもの）について、処分制限期間内においては、都道府県知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

また、処分制限期間内に都道府県知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。

(9) 機構の長等は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間（実施要綱第3の2の事業に関連するものは10年間）整備保存しなければならないこと。

ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならないこと。

5 都道府県知事は、機構の長等に付した条件により承認しようとする場合は、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてから承認を与えなければなりません。

ただし、4の(1)から(4)までに係るものについてはこの限りではありません。

6 地方農政局長等は、基金への充当又は国への納付を条件に5の承認を行った場合において、当該納付が困難なやむを得ない事情があると認められるときの取扱いは、補助金適正化法第18条第3項の規定に準じることとします。

- 7 都道府県知事は、4の(6)により機構の長等からその収入の全部又は一部に相当する額を収納した場合又は4の(8)により機構の長等から補助金相当額の全部又は一部を収納した場合、国庫補助金相当額について、基金解散前にあつてはこれを都道府県基金に充当し、事業資金解散後にあつてはこれを国に納付しなければなりません。
- 8 都道府県知事は、機構の長等が4により付した条件を遵守するよう善良な管理者の注意をもって指導監督しなければなりません。

(別表1)

用語	定義
農地中間管理機構	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律101号。以下「機構法」といいます。）第2条第4項に規定する「農地中間管理機構」をいいます。
農用地等	機構法第2条第2項に規定する「農用地等」をいいます。
農地中間管理事業	機構法第2条第3項に規定する「農地中間管理事業」をいいます。
集落営農組織	経営所得安定対策実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）IVの第1の1の（1）の①のイに規定する「集落営農」をいいます。
特定農作業受委託契約	<p>農作業を委託することを約した契約のうち、受託者が農産物を生産するために必要となる下記の基幹的な作業を行うこと、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること並びにその販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当することを約したものをいいます。</p> <p>① 稲については、耕起・代掻き、田植及び収穫・脱穀  ② 麦、大豆については、耕起・整地、播種及び収穫  ③ その他の作目にあつては、①及び②に準ずる作業</p>
経営転換	<p>以下に掲げる農業部門のうち2以上を経営する者が1以上を廃止することをいいます。</p> <p>① 土地利用型作物（稲（青刈り稲及びWCS用稲を含む。）麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆、そば、なたね、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょ）  ② 露地野菜等（野菜、ばれいしょ（でん粉原料用ばれいしょを除く）、甘しょ、豆類（大豆を除く）、飼料用作物（牧草を除く）、芝、たばこ）  ③ 施設野菜  ④ 露地果樹  ⑤ 施設果樹  ⑥ 露地花き  ⑦ 施設花き  ⑧ 茶</p>

	<p>⑨ 牧草</p> <p>⑩ サトウキビ</p> <p>⑪ その他（上記以外の農業生産部門）</p> <p>なお、機構集積協力金における「施設」は、ガラス室、ビニールハウスなど、加温・保温の容器的施設の中で各種作物の生育条件に合うように、温度、湿度、照度などの栽培環境を人工的に作り出すことが可能な農業部門をいい、雨よけ用被覆、トンネル栽培、マルチ栽培は含みません。</p>
農地の相続人	機構集積協力金の交付を受ける年度又はその前年度に農地を相続し、相続人自らは農業を行わない者をいいます。
隣接する農地	<p>以下のいずれかに該当する一連の農作業の継続に支障が生じない農地をいいます。</p> <p>① 畦畔で接続する農地</p> <p>② 農道又は水路等を挟んで接続する農地</p> <p>③ 各々一隅で接続する農地</p> <p>④ 段状に接続する農地</p> <p>⑤ 借受希望者の宅地に接続している2筆以上の農地</p>
人・農地プラン	人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第2の1の事業（人・農地プラン作成事業、人・農地プランの見直し支援等事業）別記1第1の人・農地プラン、地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1の事業（経営再開マスタープラン作成事業）で作成した経営再開マスタープラン及びこれら事業に準じて市町村が独自に作成・更新したプランをいいます。
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された「農業振興地域」をいいます。
被災農地貸付者	貸付けを行っていた農地の全部又は一部が、東日本大震災に係る津波により流出や冠水の被害を受けた者で津波発生時点に農業経営を行っていなかった者をいいます。
自作地	交付対象者又は交付対象者の世帯員等（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第2項に規定する世帯員等をいいます。）が、機構に貸し付けた日の1年前の時点から、所有権に基づき自らが継続して耕作又は適正な管理を行っていた農地（交付対象者が農地の相続人

の場合は、被相続人が所有権に基づき自ら耕作していた農地で、相続後から機構に貸し付けられるまでの間に利用権の設定をしていなかったもの)をいいますが、以下の点に留意してください。

1 「1年前の時点」について

- (1) 災害の発生や土地改良事業（基盤整備）の実施に伴い、本人の意思に関わらず物理的に耕作不可能となっていた期間がある場合は、当該不耕作期間と連続する耕作期間が機構に貸し付けた日から1年以上あれば自作地として取り扱います。
- (2) 地域における協定等により貸借により集団転作（ブロッグ・ローテーション。以下「BR」といいます。）を行っていた場合には、自作地面積を以下のとおり取り扱うこととします。ただし、同一のBR地域の農業者全てに同一の要件を適用してください。

ア BRについて、既に1ローテーションの計画期間を満了し、更に継続して取り組んでいる場合（イ以外の場合）

$$\text{自作地面積} = \left[ \begin{array}{l} \text{機構への貸付けを行った時点から、その時点で参加しているBRの計画期間に相当する期間を遡った時点までの間における、自作地面積の累計面積} \end{array} \right] \div \left[ \begin{array}{l} \text{左のBRの計画期間に相当する期間} \end{array} \right]$$

イ BRに初めて参加し、計画期間を満了していない場合

$$\text{自作地面積} = \left[ \begin{array}{l} \text{機構への貸付けを行った時点から、1年前までの間の、申請者のBRの取り組み面積（自作地面積を含む）} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \frac{\text{左の申請者の取組が行われた年における地域のBRの自作地面積の合計}}{\text{左の申請者の取組が行われた年における地域のBRの取組面積の合計}} \end{array} \right]$$

2 「耕作又は適正な管理を行っていた」について

農作業の委託（特定農作業委託を含みます。）を含みます。

共有農地

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」といいます。）第18条第3項第4号ただし書の規定により、数人の共有に係る農地について利用権の設定又は移転として機構への貸付けを行った農地をいいます。



遊休農地	農地法第32条第1項各号のいずれかに該当する農地をいいます。
土地収用	土地収用法（昭和26年法律第219号）等による収用により機構に貸し付けている農地が買い取られる場合をいいます。
利用権	賃借権、使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいいます。
農地利用集積円滑化団体	基盤強化法第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体をいいます。
旧農地保有合理化法人	農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）第1条の規定による改正前の基盤強化法第8条第1項に規定する農地保有合理化法人をいいます。
白紙委任	<p>農地利用集積円滑化団体又は旧農地保有合理化法人（以下「農地集積円滑化団体等」といいます。）との間で、10年以上を委任期間として農地の貸付け（農作業委託を含みます。）の相手先を指定せず、かつ、次のいずれかの内容について委任を行う旨が書面により意思表示されている委任契約を締結することをいいます。</p> <p>① 6年以上（基盤強化法第18条第3項第4号ただし書の規定により、数人の共有に係る農地について利用権の設定又は移転を行うことを目的に白紙委任する場合には5年）の農地の利用権の設定及びその相手方の選定（相手方を限定しないものに限ります。）</p> <p>② 6年以上の特定農作業委託契約の締結及びその相手方の選定（相手方を限定しないものに限ります。）</p> <p>③ 農地利用集積円滑化団体等に農地の所有者が農地の利用権を設定した場合には、当該農地の転貸について6年以上（基盤強化法第18条第3項第4号ただし書の規定により、数人の共有に係る農地について利用権の設定又は移転を行うことを目的に白紙委任する場合には5年）の利用権の設定及びその相手方の選定（相手方を限定しないものに限ります。）</p> <p>なお、農地利用集積円滑化団体等が、農地の受け手との間で契約を締結する際に、地域の合意の下で行われるBRの取組により6年以上の利用権の設定又は農作業委託契約の締結が困難な場合は、BRの取組計画書に基づき期間の設定を行うことが可能です。</p>

(別表2)

区 分	内 容	注 意 点	補 助 率
1 借受農地等管理事業費	第3の1の(1)の事業を実施するために直接に必要な農用地等の賃料、保全管理経費(管理経費(委託費を含む。)、土地改良区等から徴収される賦課金等、共同出役に代えて支払う金銭(委託費を含む。))		7/10
2 農地集積奨励金	第3の1の(2)の事業により交付される奨励金		定 額
3 農地中間管理事業等推進事業			
謝金	第3の1の(1)及び(3)の事業を実施するために直接に必要な事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する謝礼		定 額
旅費	第3の1の(1)及び(3)の事業を実施するために直接に必要な都道府県、機構の経費及び専門家等に支払う経費		定 額
事務等経費	第3の1の(1)及び(3)の事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、借受希望者募集宣伝費(第3の1の事業で機構が行うものに限ります。)、雑役務費(手数料、自動車損害保険料(第3の1の事業で取得した貨客兼用自動車に係るものに限ります。))等)、借上費(会場借料、事務所使用料、パソコン等のリース料)、事務所等使用料(負担金)、消耗品、賃金(臨時的に雇用した者、機構の役職員に支払う実働に応じた対価、都道府県及び機構職員の時間外労働に応じた対価)、諸手当(臨時的に雇用した者、機構の役職員に係るものに限ります。)、共済費		定 額

	(臨時雇用者、機構役職員等の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金)、労働者派遣料、弁護士相談料(第3の1の事業で機構が支払うものに限ります。)、市町村に対する農用地利用配分計画の原案作成に係る協力金(第3の1の事業で機構が支払うものに限ります。)		
備品費	第3の1の(1)及び(3)の事業の実施するために直接に必要な貨客兼用自動車、事務用机、椅子及び書庫ロッカー(第3の1の(1)及び(3)の事業で機構が購入するものに限ります。)	貨客兼用自動車の購入は、当該自動車をレンタル又はリースにより、借り上げる場合と比較して有利な場合に限りま す。	定 額
委託費	第3の1の(3)のイの事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費(受託者に支払う実働に応じた賃金共済費等を含みます。)	地方公共団体の正職員にあっては、本俸でなく手当に限ります。	定 額
公課費	印紙税、自動車重量税(本事業で取得した自動車に係るものに限ります。)		定 額
測量費	機構が農用地等を借り受けるに当たって、特に必要となる場合の測量に要する経費(境界面定に要する経費を除きます。)	機構が借り受けなかった場合は、補助対象外としま す。	定 額
予納金	不在者財産管理人の選任の申立てに係る予納金		定 額
その他の経	上記のほか事業を実施する上で必要となる		定 額

費	経費		
4 条件整備資金 利子助成事業			
利子助成費	事業実施主体が金融機関から資金を調達した場合の借入利子		定 額
謝金	第3の1の(4)の事業を実施するために直接に必要な事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する謝礼		定 額
旅費	第3の1の(4)の事業を実施するために直接に必要な事業実施主体職員及び専門家等に支払う経費		定 額
事務等経費	第3の1の(4)の事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費(手数料、印紙代、借上費(会場借料、事務所使用料、パソコン等のリース料)、消耗品、賃金(臨時的に雇用した者、事業実施主体の職員に支払う実働に応じた対価、時間外労働に応じた対価)、諸手当、共済費(社会保険料及び児童手当拠出金)		定 額
その他の経費	上記のほか事業を実施する上で必要となる経費		定 額
5 機構業務支援 事業			
謝金	第3の1の(5)の事業を実施するために直接に必要な、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者及び講師等に対する謝金		定 額
旅費	第3の1の(5)の事業を実施するために		定 額

	<p>直接に必要な</p> <p>① 会議、打合せに出席した職員その他の出席者に対して支払う旅費</p> <p>② 講師に対して支払う旅費</p>		
事務等経費	<p>第3の1の(5)の事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、宣伝費、雑役務費(手数料、印紙代)、借上費(会場借料、パソコン等のリース料)、消耗品、賃金(事業を実施するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価)、専門員等設置費(本事業を実施するため、新たに雇用した専門員(企画・運営、各種調査、分析、相談等業務を行うための専門技術・知識を有する者)に対して支払う実働に応じた対価)、技能者給(本事業を実施するため、追加的に必要となる専門的知識、技能を要する業務に対して支払う実働に応じた対価)、諸手当、共済費(社会保険料及び児童手当拠出金)</p>		定 額
委託費	<p>第3の1の(5)の事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費(受託者に係る賃金、共済費等を含みます。)</p>		定 額
その他の経費	<p>上記のほか事業を実施する上で必要となる経費</p>		定 額
6 機構集積協力金交付事業費			
機構集積協力金	<p>第3の2の(1)から(3)までの事業により交付される協力金</p>		定 額
推進事業費	<p>第3の2の(4)の事業により交付される推進事業費</p>	<p>以下の①～④の範囲内において対象とします。</p>	

① 通信・ 消耗品費	本事業を実施するために直接に必要な 通信に要する費用及び消耗品の購入に要する 費用		定 額
② 指導・ 確認旅費 (都道府県 に限る。)	都道府県が、本事業を実施するに当たり直 接に必要な、市町村に対し指導・確認を行う ための旅費に要する費用		定 額
③ 振込手 数料(市町 村に限る。)	市町村が、交付対象者に対し協力金を交付 する際の振込に直接に要する費用		定 額
④ 交付事 務費(市町 村に限る。)	市町村が、本事業の交付要件や交付額を確 認する際に直接に要する費用(臨時的に雇用 した者の実働に応じた対価、市町村職員の時 間外労働に応じた対価)、共済費(臨時雇用者 の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金)		定 額
7 農地情報公開 システム整備費			
システム整 備費	第3の3の(1)の事業を実施するために 必要なソフトウェア開発費用、ソフトウェア リース料、データ構築費用、システムセット アップ費用、サーバー等関連機器リース料、 地図データリース料		定 額
旅費	第3の3の(1)の事業を実施するために 直接に必要な ① 会議、巡回指導及び打合せに出席した職員 その他の出席者に対して支払う旅費 ② 研修会の講師に対して支払う旅費 注：旅費の支出にあたっては、公募団体が 定める旅費に関する規程に基づき支払う こととします。		定 額
賃金	第3の3の(1)の事業を実施するために		定 額

	<p>直接に必要な</p> <p>① 資料収集・整理、各種調査の調査票の配布・回収、各種集計等の事務を補助するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日又は時間当たりの単価に、直接補助事業に従事した日数又は時間数を乗じて算出した対価のことをいいます。以下同じです。）</p> <p>② 各種調査を行うために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価</p> <p>注1： 雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」ではなく、後述する「事務等経費」の区分により申請することとします。</p> <p>注2： 賃金の単価については、公募事業団体が定める賃金支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定することとします。</p>		
農業委員等 手当	<p>第3の3の(1)の事業を実施するために直接に必要な資料収集、各種調査、会議及び打合せ等に参加した農業委員及び外部に委託した者等に対して支払う実働に応じた対価</p> <p>注： 手当の単価については、公募団体が、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定することとします。</p>		定 額
事務等経費	<p>第3の3の(1)の事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費（手数料、印紙代、調査等の集計、器具機械等の修繕、各種保守）等）、借上費（会場借料、パソコン等のリース料）、消耗品、諸手当、法定福利費（賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金）</p>		定 額
備品費	<p>第3の3の(1)の事業の実施に直接に必</p>		定 額

	要な事務機械器具等		
委託費	第3の3の(1)の事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費(受託者に係る賃金、共済費等を含みます。)		定 額
その他の経費	上記のほか事業を実施する上で必要となる経費		定 額
8 農地台帳システム整備費			
システム整備費	第3の3の(2)の事業を実施するために必要なソフトウェア開発費用、ソフトウェアリース料、データ構築費用、システムセットアップ費用		定 額
旅費	第3の3の(2)の事業を実施するために直接に必要な資料収集、各種調査、会議及び打合せ等に出席した農業委員及び職員その他の出席者に対して支払う旅費 注：旅費の支出に当たっては、市町村又は農業委員会が定める旅費に関する規程に基づき支払うこととします。		定 額
賃金	第3の3の(2)の事業を実施するために直接に必要な ① 資料収集・整理、各種調査の調査票の配布・回収、各種集計等の事務を補助するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日当又は時間当たりの単価に、直接補助事業に従事した日数又は時間数を乗じて算出する対価のことをいいます。以下同じです。) ② 各種調査を行うために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価 注1：雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」では		定 額



	<p>なく、後述する「事務等経費」の区分により申請することとします。</p> <p>注2： 賃金の単価については、市町村又は農業委員会が定める賃金支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定することとします。</p>		
農業委員等 手当	<p>第3の3の(2)の事業を実施するために直接に必要な資料収集、各種調査、会議及び打合せ等に出席した農業委員及び外部に委託した者等に対して支払う実働に応じた対価</p> <p>注： 手当の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定することとします。</p>		定 額
事務等経費	<p>第3の3の(2)の事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費（手数料、印紙代、調査等の集計、器具機械等の修繕、各種保守）等）、借上費（会場借料、パソコン等のリース料）、消耗品、諸手当、法定福利費（賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金）</p>		定 額
備品費	<p>第3の3の(2)の事業の実施に直接に必要な事務機械器具等</p>		定 額
委託費	<p>第3の3の(2)の事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費（受託者に係る賃金、共済費等を含みます。）</p>		定 額
その他の経 費	<p>上記のほか事業を実施する上で必要となる経費</p>		定 額
9 機構集積支援 事業			
旅費	<p>第3の4の事業を実施するために必要な</p>	旅費の支出	定 額

	<p>① 資料収集、各種調査、巡回指導、会議及び打合せ等に出席した農業委員及び職員その他の出席者に対して支払う旅費</p> <p>② 研修会の講師に対して支払う旅費</p>	<p>に当たっては、事業実施主体が定める旅費に関する規程（地方公共団体が定める規程に準拠する場合があります。）に基づき支払った場合に限りです。</p>	
報酬・謝金	<p>第3の4の事業を実施するために必要な弁護士、行政書士及び講師等に対して支払う報酬又は謝金</p>	<p>報酬又は謝金は、業務の内容に応じた常識を越えない妥当な根拠に基づき単価を設定してください。</p>	定 額
賃金	<p>第3の4の事業を実施するために必要な</p> <p>① 資料収集・整理、各種調査の調査票の配布・回収、各種集計等の事務を補助するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日又は時間当たりの単価に、直接補助事業に従事した日数又は時間数を乗じて算出する対価のことをいいます。以下同じです。）</p> <p>② 各種調査を行うために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価</p> <p>③ 農地相談員に対して支払う実働に応じた対価</p>	<p>雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」ではなく、「その他の経費」の区分により申請してください。</p> <p>賃金の単価については、事業実施主体が定める賃金支給規則等（地方公共団</p>	定 額

		体が定める規則に準拠する場合を含みます。)に基づき支払った場合に限ります。	
手当	第3の4の事業を実施するために必要な資料収集、各種調査、会議及び打ち合わせ等に出席した農業委員及び外部に委託した者等に対して支払う実働に応じた対価	手当の単価については、業務の内容に応じた常識を越えない妥当な根拠に基づき単価を設定してください。	定 額
予納金	第3の4の(1)の事業を実施するために必要な訴訟事件に関する裁判所に対して実地検証を求める際の担当裁判官等の旅費に対する予納金		定 額
印刷製本費	第3の4の事業を実施するために必要な ① 教材、資料及びパンフレット等の印刷代(用紙代を含みます。) ② 教材及び資料等の製本代		定 額
借料及び使用料	第3の4の事業を実施するために必要な会場借料、物品等使用料及び損料並びにパソコン及びプリンターのリース費用等		定 額
雑役務費	第3の4の事業を実施するために必要な調査等の集計、農業委員会の総会及び農地部会の議事録作成、器具機械等の修繕、各種保守、農地基本台帳システムの改良及び速記等の手数料		定 額

通信運搬費	第3の4の事業を実施するために必要な通信料、郵便料、運送料及び発送料等		定 額
備品購入費	第3の4の事業を実施するために必要な農業委員会の総会又は農地部会における議事録作成や農地の利用状況調査に必要な事務機械器具等	市町村等の規定により財産管理が必要となる物品を除きます。	定 額
消耗品費	第3の4の事業を実施するために必要な各種事務用品(コピー用紙、封筒、ファイル、筆記用具及び文具用類等)代	1件当たり3万円未満のものに限ります。	定 額
その他の経費	上記のほか事業を実施する上で必要となる経費		定 額

上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず第5の事業実施主体で具備すべき備品、物品等を購入またはリース・レンタルする場合は対象外とします。

基金造成年度	平成 年度
--------	-------

## 平成〇〇年度都道府県基金造成計画（又は完了報告）書

事業資金の造成区分	事業資金の保有区分	造成額 (円)	備考
1 農地中間管理機構事業勘定 (1) 借受農地管理等事業費 (2) 農地集積奨励金交付事業費 (3) 農地中間管理事業等推進事業費 ア 都道府県推進事業費 イ 農地中間管理機構運営事業費 ウ 企業リスト作成・セミナー開催事業費			
2 機構集積協力金交付事業勘定 (1) 地域集積協力金交付事業費 (2) 経営転換協力金交付事業費 (3) 耕作者集積協力金交付事業費 (4) 機構集積協力金推進事業費			
3 農地台帳システム整備事業勘定			
合 計			

※1：事業資金の保有区分の欄は、各事業勘定毎に、預金（普通、定期等の別）、有価証券（国債、地方債等（名称がわかる場合はその旨記入）、金銭信託等、事業資金の運用方法別に記載してください。

※2：備考欄には、事業資金の保有区分別に基金造成予定（完了）年月日を記載してください。

別紙様式第2号

番 号  
年 月 日

〇〇地方農政局長  
農林水産省経営局長 宛  
内閣府沖縄総合事務局長

〇〇都道府県知事  
氏 名 印

平成〇〇年度都道府県基金造成計画の承認（変更）申請について  
（都道府県基金事業）

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第6の2の（1）に基づき、都道府県基金造成計画の承認（変更）を申請します。

添付資料：平成〇〇年度都道府県基金造成計画（別紙様式第1号）

別紙様式第3号

事業実施年度	平成	年度
事業実施主体		

平成〇〇年度農地中間管理機構事業実施計画（又は完了報告書）

1 事業費内訳

(単位：円)

区 分	事業費	国 費
賃 料		
保全管理経費		
農地中間管理機構 運営事業費		
うち委託費		
合 計		

2 借受・転貸予定農地

(1) 単年度活動分

(単位：件、ha、千円)

区 分	農地			採草放牧地			その他			計		
	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料
借 受 (当年度分)												
うち転貸												
うち管理												
過年度借受 (未転貸分)												
うち転貸												
うち管理												
返 還												
うち 再度転貸												
うち管理												





〇〇地域		
××地域		
計		

## 5 活動内容

時期	場所	内容

※ 管理機構事業の周知活動、受け手の掘り起こし活動、関係機関との連携活動、会議の開催等を記載してください。

## 6 委託関係

委託先	委託内容

## 7 評価委員会

### (1) 評価委員

現職（元職）	氏名
計	〇名

### (2) 開催時期

時期	内容
計	〇回

添付書類：完了報告には、事業報告書を添付してください。

(別紙様式第3号(別添))

平成〇〇年度農地中間管理機構条件整備実施計画(又は完了報告書)

1 条件整備計画(実績)

農地の所在	事業実施主体	補助事業等の名称	事業内容及び事業量	実施(受益)面積	機構の負担額(千円)	借入金の額(千円)	条件整備を行うこととした理由

※ 事業を実施する区域ごとに作成してください。

農地の所在は市町村名まで、記入してください。

「借入金の額」の欄は、要綱第3の1(4)の条件整備資金利子助成事業の事業実施主体から無利子で資金を借りの場合に記載してください。

2 条件整備資金借入計画(実績)

(単位:千円)

借入月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
借入額													

3 条件整備資金償還計画(実績)(平成 年度借入分)

(単位:千円)

償還月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
償還額													

別紙様式第4号

番 号  
年 月 日

〇〇都道府県知事  
(農林水産省経営局長) 宛  
(〇〇地方農政局長)  
(内閣府沖縄総合事務局長)

〇〇農地中間管理機構の長  
(〇〇市町村長)  
(〇〇農業委員会会長)  
(〇〇都道府県知事)  
氏 名 印

平成〇〇年度事業実施計画の承認(変更)申請について

農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知)第6の4の(1)(第6の4の(2)、(3)又は(4))に基づき、事業実施計画(機構計画、市町村計画、台帳システム整備計画、都道府県計画、都道府県基金の事業資金活用計画)の承認(変更)を申請します。

添付資料:機構計画(別紙様式第3号)、市町村計画(別紙様式第5号)、台帳システム整備計画(別紙様式第6号)、都道府県計画(別紙様式第7-1号)、又は都道府県基金の事業資金活用計画(別紙様式第7-2号)

別紙様式第5号

事業実施年度	平成	年度
事業実施主体	市町村	

平成〇年度〇〇市町村機構集積協力金交付事業実施計画（又は完了報告書）

1 総括表

	必要経費総計	うち補助金
1 地域集積協力金交付事業	円	円
2 経営転換協力金交付事業	円	円
3 耕作者集積協力金交付事業	円	円
4 機構集積協力金推進事業	円	円
合計	円	円

2 地域集積協力金交付事業

プランの エリア名 及び「地 域」名	地域内の 農地面積 (A)	貸付面積 (B)	交付対象面積 (C)		交付単価 (D)	交付額 (C) × (D)
			貸付率 (B/A)	うち 担い手 以外分		
	ha	a ( %)	a	a	円/10a	円
	ha	a ( %)	a	a	円/10a	円
	ha	a ( %)	a	a	円/10a	円
	ha	a ( %)	a	a	円/10a	円
合計	ha	a ( %)	a	a	円/10a	円

注1：地域集積協力金交付事業の対象地域ごとに記載してください。

注2：「プランのエリア名」には、人・農地プランに記載している「集落/地域名」を記載ください。

注3：「貸付面積」は機構への貸付面積、「交付対象面積」は交付対象となる面積、「うち担い手以外」には、交付対象面積のうち担い手（「担い手及びその農地利用の実態に関する調査の実施について（平成26年9月24日付け26経営第1650号）」の別紙2に定められた「担い手」をいいます。）が利用（特定農作業受委託契約によるものを含む）していた農地以外の面積を記載してください。

注4：「農地面積」は、「地域」内の農振区域内の農地面積を農地台帳に基づき記載ください。1アール単位とし、1アール未満は切り捨てとします。

注5 完了報告書においては、「貸付面積」は12月末時点の機構への貸付面積（ストック面積）を機構からの情報提供等に基づき記載ください。1アール単位とし、1アール未満は切り捨てとします。

注6：交付単価は集積率に応じ記載してください。

注7：「地域」ごとに、貸付前の農地利用の状況と、貸付後の農地集積・集約化の取組が分かる図面を添付してください。なお、図面においては「地域」の外縁を明示してください。また、一度設定した「地域」は次年度以降の協力金の算定においても原則用いられますので、市町村内で十分検討の上、決定ください。

注8：「交付額」の用途は都道府県、市町村及び「地域」の協議により決定ください。

### 3 経営転換協力金交付事業

	事業量		対象戸数	交付額
		うち新規集積分		
経営転換 (計)	a	a	戸	円
・0.5ha以下	a	a	戸	円
・0.5ha超2ha以下	a	a	戸	円
・2ha超	a	a	戸	円
リタイア (計)	a	a	戸	円
・0.5ha以下	a	a	戸	円
・0.5ha超2ha以下	a	a	戸	円
・2ha超	a	a	戸	円
相 続 (計)	a	a	戸	円
・0.5ha以下	a	a	戸	円
・0.5ha超2ha以下	a	a	戸	円
・2ha超	a	a	戸	円
貸 付 (計)	a	a	戸	円
・0.5ha以下	a	a	戸	円
・0.5ha超2ha以下	a	a	戸	円
・2ha超	a	a	戸	円
合 計 (計)	a	a	戸	円
・0.5ha以下	a	a	戸	円
・0.5ha超2ha以下	a	a	戸	円
・2ha超	a	a	戸	円

注1：「経営転換」は、別記2第5の1の(1)、「リタイア」は別記2第5の1の(2)、「相続」は別記2第5の1の(3)、「貸付」は別記2第5の1の(4)の交付対象者につき記載ください。

注2：集落営農組織への特定農作業委託に係る内訳は、括弧書き内数として記載ください。

注3：「事業量」は交付要件を満たす貸付面積を記載し、「うち新規集積分」には、担い手（「担い手及びその農地利用の実態に関する調査の実施について（平成26年9月24日付け26経営第1650号）」の別紙2に定められた「担い手」をいいます。）が利用する農地の増加面積を記載してください。

注4：「貸付」は別記2別表1に掲げる東日本大震災の被災50市町村のみが対象です。

注5：交付対象者が機構に貸し付けた農地が1筆以上機構から受け手に貸し付けられることが要件となります。

#### 4 耕作者集積協力金交付事業

	面積 (D)	筆数	交付額 ((D) × 2万円/10a)
借受農地の隣接地	a	筆	円
応募者の隣接地	a	筆	円
集団農地	a	筆	円
合計	a	筆	円

注1：「借受農地の隣接地」は別記2第6の2の(1)のアの(ア)の要件に該当するもの、「応募者の隣接地」は別記2第6の2の(1)のアの(イ)に該当するもの、「集団農地」は別記2第6の2の(1)のイに該当するものについて記載ください。

注2：交付対象農地が機構から受け手に貸し付けられることが要件となります。

#### 5 機構集積協力金推進事業

事項	内容	金額
通信・消耗品費		円
振込手数料		円
交付事務費		円
合計		円

別紙様式第6号

事業実施年度	平成 年度
事業実施主体	農業委員会

平成〇〇年度農地台帳システム整備事業実施計画（又は完了報告書）

1 事業実施地域

事業実施地域	〇〇市
--------	-----

2 導入（又は改修）予定の台帳システム概要※

概要	
----	--

3 データ更新等システム管理の内容

内容	
----	--

4 導入（、改修又はシステム管理）計画

時期	事項
〇月	

5 事業費内訳

事業内容	事業費	国庫補助金	備考
(1) 農地台帳システム新規導入事業 (2) 農地台帳システムの改修事業 (3) 農地台帳システムのデータ更新等システム管理事業			
合計			

※：導入（又は改修）予定の台帳システム概要には最適化システム構築案との合致点について記載してください。

事業実施年度	平成 年度
事業実施主体	都道府県

平成〇〇年度〇〇都道府県事業実施計画（又は完了報告書）

1 事業費合計 円

事業名	事業費		
	うち国庫補助金	うち都道府県負担分	その他
(1) 都道府県基金事業分			
① 農地中間管理機構事業			
ア 借受農地管理等事業	円	円	円
イ 農地集積奨励金交付事業	円	円	円
ウ 農地中間管理事業等推進事業	円	円	円
（ア）都道府県推進事業	円	円	円
（イ）農地中間管理機構運営事業	円	円	円
（ウ）企業リスト作成・セミナー開催事業	円	円	円
② 機構集積協力金交付事業			
ア 地域集積協力金交付事業	円	円	円
イ 経営転換協力金交付事業	円	円	円
ウ 耕作者集積協力金交付事業	円	円	円
エ 機構集積協力金推進事業	円	円	円
③ 農地台帳システム整備事業	円	円	円
(2) 補助事業分			
① 農地集積奨励金交付事業	円	円	円
② 農地中間管理事業等推進事業	円	円	円
ア 都道府県推進事業	円	円	円
イ 農地中間管理機構運			



営事業	円	円	円	円
合 計				

注：農地中間管理機構事業のうち農地集積奨励金交付事業と農地中間管理事業等推進事業のうち都道府県推進事業及び農地中間管理機構運営事業に係る事業費（国庫補助金、都道府県負担分及びその他）については、都道府県基金に造成した事業資金を取り崩して実施する場合には（１）の「都道府県基金事業分」、また、補助事業として事業実施する場合には（２）の「補助事業分」にそれぞれ区分して記載してください。

## 2 農地中間管理機構事業における都道府県推進事業等の計画

### (1) 都道府県推進事業

事 項	内 容	金 額
①事業実施に係る事務		円
②事業の普及指導活動		円

### (2) 企業リスト作成・セミナー開催事業

事 項	内 容	金 額
		円

## 3 機構集積協力金交付事業における機構集積協力金推進事業（都道府県分）の計画

事 項	内 容	金 額
①事業実施に係る事務		円
②事業の普及指導活動		円

## 4 機構集積協力金交付事業の計画

### (1) 事業概要

機構への 貸付面積	地域集積協力金		経営転換協力金		耕作者集積協力金 交付対象面積
	交付対象 面積	うち担い手 以外分	交付対象 面積	うち 新規集積分	
ha	ha	ha	ha	ha	ha

注1 「地域集積協力金」については、12月末の交付対象面積を記載ください。

注2 「うち担い手以外分」には、交付対象面積のうち担い手（「担い手及びその農地利用の実態に関する調査の実施について（平成26年9月24日付け26経営第1650号）」の別紙2に定められた「担い手」をいいます。）が利用（特定農作業受委託契約によるものを含む）していた農地以外の面積を記載し、「うち新規集積分」には、担い手が利用する農地の増加面積を記載してください。

(2) 市町村別内訳

市町村名	地域集積 協力金	経営転換 協力金	耕作者集積 協力金	機構集積 協力金 推進事業	計
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
合 計	円	円	円	円	円

5 農地台帳システム整備事業における農業委員会別内訳

農業委員会（市町村）名	事業費
	円
	円
	円
合 計	円

※1 1及び5については、農地中間管理機構、市町村及び農業委員会から申請又は報告があった（又は都道府県が作成した）機構事業計画（完了報告書）（別紙様式第3号）、市町村事業計画（完了報告書）（別紙様式第5号及び台帳システム整備計画（別紙様式第6号）を基に記載するとともに、各事業計画を添付します。

※2 本様式を計画変更又は事業完了報告とする際は、変更部分を二段書きとし、変更前（又は計画）をカッコ書きで上段に記載し、変更後（又は実績）を下段に記載します。

※3 2及び3の推進事業等については、第3の1の（3）のア及びウ、第3の2の（4）に要する経費を記載します。

※4 4及び5については、都道府県が任意様式で作成したものを添付することも可とします。

※5 別記2第9の4で都道府県が定めた配分基準を添付します。

## 都道府県基金の事業資金活用計画（又は完了報告）書

項 目	前年度末 基金残額 ①	本年度 造成額 ②	基金合計額 ③ =①+②	事業額 ④	他の事業資金 からの流用額 ⑤ =④-③	他の事業資金 への流用額 ⑥	本年度末基金 残見込額 =③-④+⑤ -⑥
1 農地中間管理機構事業勘定	円	円	円	円	円	円	円
(1) 借受農地管理等事業費	円	円	円	円	-	円	円
(2) 農地集積奨励金交付事業費	円	円	円	円	-	円	円
(3) 農地中間管理事業等推進事業費	円	円	円	円	円	円	円
ア 都道府県推進事業費	円	円	円	円	円	円	円
イ 農地中間管理機構運営事業費	円	円	円	円	円	円	円
ウ 企業リスト作成・セミナー開催 事業費	円	円	円	円	-	円	円
2 機構集積協力金交付事業勘定	円	円	円	円	円	円	円
(1) 地域集積協力金交付事業費	円	円	円	円	円	円	円
(2) 経営転換協力金交付事業費	円	円	円	円	-	円	円
(3) 耕作者集積協力金交付事業費	円	円	円	円	-	円	円
(4) 機構集積協力金推進事業費	円	円	円	円	-	円	円

別紙様式第8号

平成〇〇年度都道府県基金造成完了報告書

番 号  
年 月 日

〇〇地方農政局長  
農林水産省経営局長 宛  
内閣府沖縄総合事務局長

〇〇都道府県知事  
氏 名 印

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第6の5の（1）に基づき、別添のとおり報告します。

添付資料：平成〇〇年度都道府県基金造成完了報告（別紙様式第1号）

平成〇〇年度都道府県基金事業資金決算報告書

番 号  
年 月 日

〇〇地方農政局長  
農林水産省経営局長 宛  
内閣府沖繩総合事務局長

〇〇都道府県知事  
氏 名 印

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第6の5の（3）に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 収入

項 目	実 績
(1) 本年度補助金受入額	円
(2) 前年度繰越金	円
(3) 利子等運用益	円
(4) その他収入益（補助金返還金等）	円
合 計	円

2 支出

項 目	計 画	実 績	備 考
(1) 本年度補助金交付額	円	円	
交付先別内訳	① 都道府県	円	円
	② 農地中間管理機構	円	円
	③ 市町村	円	円
	④ 農業委員会	円	円
(2) その他	円	円	
合 計	円	円	

3 都道府県基金事業事業資金残額（平成〇年3月末現在）

収入（実績）－ 支出（実績）	円
----------------	---

4 都道府県基金事業資金の保有割合及び保有割合の算定根拠

平成〇〇年度末の事業資金額 A	事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額及び事務費 B	事業資金の保有割合 (A/B)
円	円	%

5 都道府県基金事業資金の目標に対する達成度

都道府県内の全農地面積	うち担い手が利用する面積	担い手が利用する面積率
ha	ha	%

注 年度末の面積を記載してください。

添付資料：別紙1～3の事業勘定別収支決算表

(別紙1)

農地中間管理機構事業勘定収支決算表

1 前年度より受入

項 目	実 績
(1)事業別内訳	円
① 借受農地管理等事業費	円
② 農地集積奨励金交付事業費	円
③ 農地中間管理事業等推進事業費	円
ア 都道府県推進事業費	円
イ 農地中間管理機構運営事業費	円
ウ 企業リスト作成・セミナー開催事業費	円
(2)利子等運用益	円
合 計 ((1)+(2))	円

2 取 入

項 目	実 績
(1)本年度補助金受入額	円
① 借受農地管理等事業費	円
② 農地集積奨励金交付事業費	円
③ 農地中間管理事業等推進事業費	円
ア 都道府県推進事業費	円
イ 農地中間管理機構運営事業費	円
(2)利子等運用益	円
(3)その他収入益 (補助金返還金等)	円
合 計 ((1)+(2)+(3))	円

3 支 出

項 目	実 績		
		うち借受農地 管理等事業費 からの流用実 施分	うち農地集積 奨励金交付事 業費からの流 用実施分
(1)本年度補助金交付額	円	—	—
① 借受農地管理等事業費	円	—	—
② 農地集積奨励金交付事業費	円	—	—
③ 農地中間管理事業等推進事業費	円	円	円
ア 都道府県推進事業費	円	円	円
イ 農地中間管理機構運営事業費	円	円	円
ウ 企業リスト作成・セミナー開 催事業費	円	—	—
(2)その他（国への補助金返納等）	円	—	—
合 計 ((1)+(2))	円	円	円

4 翌年度への繰越額

項 目	実 績
(1)事業別内訳	円
① 借受農地管理等事業費	円
② 農地集積協力金交付事業費	円
③ 農地中間管理事業等推進事業費	円
ア 都道府県推進事業費	円
イ 農地中間管理機構運営事業費	円
ウ 企業リスト作成・セミナー開 催事業費	円
(2)利子等運用益	円
(3)その他収入益（補助金返還金等）	円
合 計 ((1)+(2))	円

※ 上記の収入及び支出の状況を記載した台帳等を添付してください。



(別紙2)

機構集積協力金交付事業勘定収支決算表

1 前年度より受入

項 目	実 績
(1)事業別内訳	円
① 地域集積協力金交付事業費	円
② 経営転換協力金交付事業費	円
③ 耕作者集積協力金交付事業費	円
④ 機構集積協力金推進事業費	円
(2)利子等運用益	円
合 計 ((1)+(2))	円

2 収 入

項 目	実 績
(1)本年度補助金受入額	円
① 地域集積協力金交付事業費	円
② 経営転換協力金交付事業費	円
③ 耕作者集積協力金交付事業費	円
④ 機構集積協力金推進事業費	円
(2)利子等運用益	円
(3)その他収入益 (補助金返還金等)	円
合 計 ((1)+(2)+(3))	円

### 3 支 出

項 目	実 績	
	機構集積協力金推進事業費からの流用実施分	
(1)本年度補助金交付額	円	円
① 地域集積協力金交付事業費	円	円
② 経営転換協力金交付事業費	円	円
③ 耕作者集積協力金交付事業費	円	円
④ 機構集積協力金推進事業費	円	—
(2)その他（国への補助金返納等）	円	—
合 計 ((1)+(2))	円	円

### 4 翌年度への繰越額

項 目	実 績
(1)事業別内訳	円
① 地域集積協力金交付事業費	円
② 経営転換協力金交付事業費	円
③ 耕作者集積協力金交付事業費	円
④ 機構集積協力金推進事業費	円
(2)利子等運用益	円
(3)その他収入益（補助金返還金等）	円
合 計 ((1)+(2)+(3))	円

※ 上記の収入及び支出の状況を記載した台帳等を添付してください。

(別紙3)

農地台帳システム整備事業勘定収支決算表

1 前年度より受入

項 目	実 績
(1)事業別内訳	円
農地台帳システム整備事業費	円
(2)利子等運用益	円
合 計 ((1)+(2))	円

2 収 入

項 目	実 績
(1)本年度補助金受入額	円
農地台帳システム整備事業費	円
(2)利子等運用益	円
(3)その他収入益 (補助金返還金等)	円
合 計 ((1)+(2)+(3)+(4))	円

3 支 出

項 目	実 績
(1)本年度補助金交付額	円
農地台帳システム整備事業費	円
(2)その他 (国への補助金返納等)	円
合 計 ((1)+(2))	円

4 翌年度への繰越額

項 目	実 績
(1)事業別内訳	円
農地台帳システム整備事業費	円
(2)利子等運用益	円
(3)その他収入益 (補助金返還金等)	円
合 計 ((1)+(2)+(3))	円

※ 上記の収入及び支出の状況を記載した台帳等を添付してください。

平成〇〇年度事業完了報告書

番 号  
年 月 日

〇〇都道府県知事  
(農林水産省経営局長) 宛  
(〇〇地方農政局長)  
(内閣府沖組総合事務局長)

〇〇農地中間管理機構の長  
(〇〇市町村長)  
(〇〇農業委員会会長)  
(〇〇都道府県知事)  
氏 名 印

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第6の6の（1）（第6の6の（2）、（3）又は（4））に基づき、別添のとおり報告します。

添付資料：機構事業完了報告書（別紙様式第3号）、市町村事業完了報告書（別紙様式第5号）、台帳システム整備事業完了報告書（別紙様式第6号）、都道府県事業完了報告書（別紙様式第7-1号）、又は都道府県基金の事業資金活用完了報告書（別紙様式第7-2号）

別紙様式第11号

条件整備資金利子助成事業実施計画承認申請書

番 号  
年 月 日

農林水産省経営局長 宛

団体名

代表者氏名

印

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第8の1の（1）に基づき、条件整備資金利子助成事業実施計画の承認（変更）を申請します。

別紙

1 条件整備資金利子助成計画

(1) 資金調達計画

①市場調査

調査対象金融機関	機関	調査回数	回
----------	----	------	---

②資金調達の金額と時期

	第 回	第 回	第 回	第 回	年間調達 金額	備 考
調達時期	月	月	月	月		
調達金額	千円	千円	千円	千円	千円	

(2) 借入金管理計画

借入 年度	前年度末 借入残高	当 年 度		当年度末 借入残高	備 考
		借入金額	償還金額		
	千円	千円	千円	千円	
計					

(記載注意)

当年度の「借入金額」及び「償還金額」については、それぞれ借換に係る分を除く。

(3) 貸付計画

貸付期間	貸付件数	貸付金額	備 考
年	件	千円	
計			

(4) 債権管理計画

貸付 年度	前年度末		当 年 度				当年度末		備 考
	貸付残高	貸付件数	貸付金額	貸付件数	償還金額	貸付件数	貸付残高	貸付件数	
	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	
計									
調査対象件数				件	調査対象債権額			千円	
調査対象機構数				法人					

(5) 貸付審査計画

① 審査会の構成

人数	名
構成	

② 審査会の開催

審査件数	件
開催回数	回

2 経費の内訳

区分	事業費	うち国庫補助金	積算基礎

番 号  
年 月 日

農林水産省経営局長 宛

(団体名)  
(代表者氏名) 印

平成 年度機構業務支援事業(〇〇〇〇)実施計画の提出について

農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知)第8の1の(1)に基づき、機構業務支援事業(〇〇〇〇)実施計画の承認(変更)を申請します。

- 注) 1 件名の(〇〇〇〇)には、第3の1の(5)のア又はイのいずれか該当する事業名を記載してください。
- 2 事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画」を「事業完了報告書」とし、本文の「第8の2の(1)の規定に基づく承認を受けたいので、機構業務支援事業(〇〇〇〇)実施計画」を「第8の2に基づき、機構事業支援事業(〇〇〇〇)完了報告書」としてください。



平成 年度 機構業務支援事業（〇〇〇〇）実施計画（事業完了報告書）

※ 農地中間管理機構職員研修事業の場合

農地中間管理機構職員研修事業

1 全国研修会

開催時期・場所	研修内容	研修対象人数	備 考

2 ブロック研修会

開催時期・場所	研修内容	研修対象人数	備 考

注：「研修対象人数」について、事業実施計画の提出時においては、当該年度の見込みを記入してください。

※ 企業参入促進事業の場合

企業参入促進事業

1 企業参入フェア

開催時期・場所	企業参入フェアの内容	出展団体数	来場法人数	備 考

注：「出展団体数」及び「来場法人数」について、事業実施計画の提出時においては、当該年度の見込みを記入してください。

2 参入企業のフォローアップ

相談を受けた法人数	来場法人のうち 農業参入した企業等の数

注：事業実施計画の提出時においては、当該年度の見込みを記入してください。

(施行注意)

事業実施計画を提出する際、別紙を添付してください。

(別紙)

平成〇〇年度 機構業務支援事業 (〇〇〇〇) 経費内訳

事業実施主体名

※ 農地中間管理機構職員研修事業の場合

項 目	1. 総事業費		3. 経費内訳
		2. うち 補助金額	
農地中間管理機構職員研修事業			
全国研修会			
ブロック研修会			
合 計			

※ 企業参入促進事業の場合

項 目	1. 総事業費		3. 経費内訳
		2. うち 補助金額	
企業参入促進事業			
企業参入フェア			
合 計			

(注) 「3. 経費内訳」欄は、事業実施計画に記載した活動にかかる経費を【単価×数量】の形式で記載し、その合計が2の補助金額と一致するよう、漏れなく記載してください。

また、経費のうち、賃金、専門員等設置費、技能者給、手当及び旅費を計上する場合は、設定された単価が妥当であるか精査する必要がありますので、支給規則等を添付してください。

別紙様式第13号

平成〇〇年度条件整備資金利子助成事業完了報告書

番 号  
年 月 日

農林水産省経営局長 宛

団体名

代表者氏名

印

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農  
林水産事務次官依命通知）第8の2に基づき、別添のとおり報告します。

別紙

1 条件整備資金利子助成実績

(1) 資金調達実績

①市場調査

調査対象金融機関	機関	調査回数	回
----------	----	------	---

②資金調達の金額と時期

	第 回	第 回	第 回	第 回	年間調達金額	備考
調達時期	月	月	月	月	千円	
調達金額	千円	千円	千円	千円	千円	
金融機関名						
金利	%	%	%	%		

(2) 借入金管理実績

借入年度	前年度末借入残高	当 年 度		当年度末借入残高	備考
		借入金額	償還金額		
	千円	千円	千円	千円	
計					

(記載注意)

「当該借入金額」及び「償還金額」については、それぞれ借換に係る分を除く。

償還の内訳

借入年度	償 還 件 数		償 還 金 額		償還延長		備考
	うち繰上	うち繰上	うち繰上	うち繰上	件数	金額	
	件	件	千円	千円	件	千円	
計							

(記載注意)

1. 「償還件数」欄及び「償還金額」欄については、借換に係る償還件数及び償還金額を除くものとし、契約単位ごとに記入すること。
2. 「うち繰上」欄は、借入年度ごとに償還したもののうち、約定で規定した償還期限前に償還した契約件数及びその金額を記入すること。
3. 「償還延長」欄は、借入年度ごとに償還延長した件数及び金額を記入すること。

(3) 貸付実績

貸付期間	貸付件数	貸付金額	備考
年	件	千円	
計			

(4) 債権管理実績

貸付 年度	前年度末貸付		当 該 年 度				当年度末貸付		備考
	残高	貸付件数	貸付金額	貸付件数	償還金額	貸付件数	残高	貸付件数	
	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	
計									

① 現地調査

調査対象件数	件	調査対象債権額	千円
調査対象機構数		法人	
うち指導対象機構数		法人	

② 指導内容

--

(5) 貸付審査実績

① 審査会の開催

審査件数	件
開催回数	回

② 審査会の改善要求内容

開催時期	改善要求内容
月	
月	

③ 審査会の改善措置内容

改善時期	措置内容
月	
月	

2 経費の内訳

区 分	事 業 費	うち国庫補助金	積算基礎

3 添付資料

貸付審査会名簿

別紙様式第14号

基金造成年度	平成	年度
--------	----	----

平成〇〇年度農地情報公開システム整備事業資金造成計画（又は完了報告書）

1 事業資金造成計画

事業資金の造成区分	事業資金の 保有区分	造成額 (円)	備考
(1) 農地情報公開システム整備事業勘定			
合 計			

※1：事業資金の保有区分の欄は、預金（普通、定期等の別）等、事業資金の運用方法別に記載してください。

※2：備考欄には、事業資金の保有区分別に基金造成予定（完了）年月日を記載してください。

別紙様式第15号

番 号  
年 月 日

農林水産省経営局長 宛

(団体名)  
(代表者名) 印

平成〇〇年度農地情報公開システム整備事業資金造成計画の承認（変更）申請  
について

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第9の2の（1）に基づき、農地情報公開システム整備事業資金造成計画の承認（変更）を申請します。

添付資料：平成〇〇年度農地情報公開システム整備事業資金造成計画（別紙様式第14号）



別紙様式第16号

平成〇〇年度農地情報公開システム整備事業実施計画（又は完了報告書）

1 事業の概要

概要	
----	--

2 開発予定の一元的電子マップシステム概要

概要	
----	--

3 農業委員会等の地図システム整備の概要

概要	
----	--

4 事業計画

時期	事項
〇月	

5 事業費内訳

事業内容	事業費	国庫補助金	備考
(1) 一元的電子マップシステムの開発委託事業			
(2) 一元的電子マップシステムの管理・運営事業			
(3) 一元的電子マップシステムを活用した農業委員会等の地図システム整備委託事業			
合 計			

別紙様式第17号

番 号  
年 月 日

農林水産省経営局長 宛

(団体名)  
(代表者名) 印

平成〇〇年度事業実施計画の承認（変更）申請について

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第9の4の（1）に基づき、事業実施計画（公開システム整備計画）の承認（変更）を申請します。

添付資料：公開システム整備計画（別紙様式第16号）

別紙様式第18-1号

平成〇〇年度農地情報公開システム整備事業資金造成完了報告書

番 号  
年 月 日

農林水産省経営局長 宛

(団体名)  
(代表者名) 印

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第9の5の（1）に基づき、別添のとおり報告します。

添付資料：平成〇〇年度農地情報公開システム整備事業資金造成完了報告（別紙様式第14号）

平成〇〇年度農地情報公開システム整備事業資金決算報告書

番 号  
年 月 日

農林水産省経営局長 宛

(団体名)  
(代表者名)

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第9の5の（3）に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 収 入

項 目	実 績
(1) 本年度補助金受入額	円
(2) 前年度繰越額	円
(3) 利子等運用益	円
(4) その他収入益	円
合 計	円

2 支 出

項 目	計 画	実 績	備 考
(1) 事業費	円	円	
(2) 管理費	円	円	
(2) その他	円	円	
合 計	円	円	

3 農地情報公開システム整備事業事業資金残額（平成〇〇年3月末現在）

収入（実績）－ 支出（実績）	円
----------------	---

4 収入及び支出の今後の見込み

(1) 収入

項 目	見 込 み 額
	円

(2) 支出

項 目	見 込 み 額
	円

5 事業実施に係る業務委託契約等の状況

業務委託契約等の内容 (件数)	契 約 額
	円

6 農地情報公開システム整備事業事業資金の保有割合及び保有割合の算定根拠

平成〇〇年度末の事業資金額 (A)	事業が完了するまでに必要となる事業費及び管理費 (B)	事業資金の 保有割合 (A/B)
円	円	

7 農地情報公開システム整備事業事業資金の目標に対する達成度

事業の目標	
	平成〇〇年度末
目標 (A)	
実績 (B)	
達成度 (B/A)	%

※ 上記の収入及び支出の状況を記載した資料を添付してください。

別紙様式第19号

平成〇〇年度農地情報公開システム整備事業完了報告書

番 号  
年 月 日

農林水産省経営局長 宛

(団体名)  
(代表者名) 印

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第9の6に基づき、別添のとおり報告します。

添付資料：平成〇〇年度農地情報公開システム整備完了報告（別紙様式第16号）

番 号  
年 月 日

都道府県知事 宛

〇〇農業委員会  
会長 〇〇 〇〇 印

( 〇〇農業会議  
会長 〇〇 〇〇 印 )

平成〇〇年度機構集積支援事業実施計画の提出について

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第10の1の(3)の規定に基づく承認を受けたいので、別添のとおり機構集積支援事業実施計画を提出します。

注) 事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画」を「事業完了報告書」とし、本文の「第10の1の(3)の規定に基づく承認を受けたいので、別添のとおり機構集積支援事業実施計画」を「第10の2の(1)に基づき、別添のとおり機構集積支援事業完了報告書」としてください。

平成 年度機構集積支援事業実施計画（完了報告書）

I 農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業

1 農地法第3条の2に基づく許可の取消しに関する調査等

実態調査 (延 回)	催告件数	許可の取消し件数	あつせんその他 必要な措置件数

2 農地法第6条第2項に基づく農業生産法人に対する催告等

報告農業生産法人数	催告を行った農業 生産法人数	立入調査を行った 農業生産法人数

3 農地法第25条第1項に基づく和解の仲介

和解の仲介処理件数	うち成立件数	仲介回数 (延 回)

4 農地利用調整打合

打合出席人数 (延 人)

5 別段面積の設定調査及び周辺農地利用状況調査

別段面積設定調査 回数(延 回)	周辺農地利用状況 調査(延 回)



6 利用状況調査

(1) 調査計画等決定会議

開催時期	開催場所	出席者	会議内容

(2) 調査計画等

実施時期	区域名	管内農地面積 (ha)	体制			
			農業委員数 (人日)	協力者数 (人日)	その他 (人日)	計 (人日)
	計					

(注) 協力者とは地域の農業事情に精通した者であって臨時的に雇用した者をいいます。

(3) 調査結果取りまとめ等

	実施時期	作成日数 (人日)
権利関係の調査・整理等		
調査結果取りまとめ		

7 利用意向調査

(1) 利用意向調査の計画(実績)

実施時期	件数	面積 (ha)	所有者等数

(注) 事業実施計画を作成する際は実施見込みの件数、面積及び所有者数等を記載してください。

(内訳)

	件数	面積 (ha)
法第32条第1項第1号該当農地		
法第32条第1項第2号該当農地		
法第33条第1項該当農地		
合 計		

(注) 事業実施計画を作成する際には「(内訳)」は記載不要です。

(2) 所有者等の意向

	所有者等の意向	件数	面積 (ha)
法第32条第1項 第1号該当農地	自ら耕作再開		
	農地中間管理事業を利用		
	農地所有者代理業を利用		
	自ら他者への所有権の移転 又は賃貸借の設定を行う		
	その他		
	合計		
法第32条第1項 第2号該当農地	自ら耕作再開		
	農地中間管理事業を利用		
	農地所有者代理業を利用		
	自ら他者への所有権の移転 又は賃貸借の設定を行う		
	その他		
	合計		
法第33条第1項 該当農地	自ら耕作再開		
	農地中間管理事業を利用		
	農地所有者代理業を利用		
	自ら他者への所有権の移転 又は賃貸借の設定を行う		
	その他		
	合計		

(注) 事業実施計画を作成する際には記載不要です。

8 遊休農地等のあっせん等の利用調整

	件数	面積 (ha)
遊休農地等のあっせん等の利用調整		

(注) 事業実施計画を作成する際には記載不要です。

9 農地中間管理機構等への通知

	件数	面積 (ha)
農地中間管理機構への通知		
農地利用集積円滑化団体への通知		
合 計		

(注) 事業実施計画を作成する際には記載不要です。

10 遊休農地等所有者等への催告

	件数	面積 (ha)
遊休農地等所有者等への催告		

(注) 事業実施計画を作成する際には記載不要です。

11 所有者不明の農地の権利調査

	件数	面積 (ha)
所有者不明の農地(調査前)		
うち共有持ち分の過半を確知できない農地		
所有者が判明した農地(調査後)		
うち共有持ち分の過半を確知		

(注) 事業実施計画を作成する際には記載不要です。また、事業完了報告書に当たっては、行政書士への委託に要した経費の証拠書類等の写しを併せて提出してください。

12 訴訟事務

(1) 訴訟事件数の内訳

区 分	当初係属件数 (○. 4. 1)	年度内提起件数	年度内完結件数 (○. 3. 31)	備 考
農業委員会を当事者又は 参加人とするもの				

(2) 訴訟事件の出廷回数

番号	裁判所名及び 事件番号	事件名	年度内出廷回数 (延人数)
			回(延 人)

(注) 事業完了報告書に当たっては、弁護士謝金・予納金等に要した経費の証拠書類等の写しを併せて提出してください。

13 行政不服審査事務

(1) 行政不服審査数の内訳

区 分	当初係属件数 (○. 4. 1)	年度内提起件数	年度内完結件数 (○. 3. 31)	備 考
処分に対する審査請求				
不作為に対する審査請求				

(2) 行政不服審査請求

番号	審査請求に係る原処分名及び処分日	申立日及び 受理年月日	申立の趣旨

14 農地等の台帳の整備

(1) 台帳整備に必要な調査

実施時期	調査担当者数	調査内容

(2) 属性データの入力計画 (実績)

データ件数

(3) システム活用等計画 (実績)

実施時期	整備内容

15 農地の権利移動等の状況把握

権利の設定・移転関係 件数	貸借の終了関係 件数	農地等の転用関係 件数	合 件 計 数

(注) 事業完了報告書に当たっては取りまとめ結果を添付してください。

16 賃借料情報の提供

提供月日	提供方法	設定区分数
月 日		

(注) 事業完了報告書に当たっては提供資料の写しを添付してください。

II 有効利用を図るための支援事業

1 農地の有効利用を図るための活動

(1) 農地集積の推進活動

活動内容

(2) 相談活動

農地相談員		人数	相談員の活動(実績)		備考
			活動日数	活動内容	
専門分野	農地制度に専門的な知見を有する者				
	地域の農業事情等に精通している者				
	その他(具体的に記述)				

2 農業委員等の資質向上のための活動

開催時期・場所	研修目的	研修対象者	研修対象人数	研修内容	女性登用の周知活動等の内容

3 その他(特認活動)

活動内容	現状の問題点及び左記の活動を実施することによる効果(具体的に)	備考

※この他、活動の目的、内容、経費の内訳、実施することによる効果等について説明した資料を添付してください。

### Ⅲ広域的な農地利用調整活動等への支援事業

#### 1 農地の有効利用を図るための活動等

##### (1) 農業委員会に対する助言・協力

実施時期	対象農業委員会名	活動内容

##### (2) 相談活動等

農地相談員		人数	活動方針（実績）		農地利用調整活動 （会議開催回数）
			相談件数	相談日数	
専門分野	農地制度に専門的な知見を有する者				
	地域の農業事情等に精通している者				
	その他（具体的に記述）				

#### 2 農業委員等の資質向上のための活動

##### (1) 研修実施計画（実績）等

開催時期・場所	研修目的	研修対象者	研修内容	女性登用の周知活動等の内容

##### (2) 中央研修会への出席計画（実績）等

研修会名	開催時期・場所	研修内容	出席者名	備考

※ 備考欄には、中央研修会へ出席した者が都道府県農業会議開催の研修会の講師として講演等を行う予定（実施）日を記入してください。

##### (3) 女性農業委員の登用促進及び組織化のための活動計画（実績）等

活動時期・場所	活動対象者	活動内容	アドバイザー名	備考

#### 3 農地法等に基づく業務を処理するための会議

会議名	開催時期・場所	会議内容	出席人数	備考

#### 4 その他（特認活動）

活動内容	現状の問題点及び左記の活動を実施することによる効果（具体的に）	備考

※この他、活動の目的、内容、経費の内訳、実施することによる効果等について説明した資料を添付してください。

**（施行注意）**

事業実施計画又は事業完了報告書を提出する際には、別紙を添付してください。

また、調査・指導・通知の件数等、事業実施計画の作成時に確定値を記載できない箇所については、想定値を記載してください。

(別紙)

平成〇〇年度 機構集積支援事業経費内訳

事業実施主体名

項 目	1. 総事業費		3. 経費内訳
		2. うち補助金額	
I 農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業			
1 農地の利用関係の調整			
(1) 農地法第3条の2に基づく許可の取消しに関する調査等			
(2) 農地法第6条第2項に基づく農業生産法人に対する勧告等			
(3) 農地法第25条第1項に基づく和解の仲介			
(4) 農地利用調整打合			
2 農地の利用状況等の調査			
(1) 別段面積設定調査等			
(2) 利用状況調査			
(a) 調査計画等決定のための会議及び計画の周知			
(b) 調査資料作成			
(c) 利用状況(調査)の記録及び保存			
(d) 調査員の設置			
(3) 利用意向調査			
(a) 利用意向調査			
(b) 遊休農地等のあっせん等調整			
(c) 農地中間管理機構への通知			
(d) 遊休農地所有者等への勧告			
(4) 所有者不明の権利関係調査等			
3 農地等訴訟等事務処理			
(1) 訴訟事務			
(a) 弁護士謝金			
(b) 訴訟旅費			
(c) 庁費			



	(d) 予納金			
	(e) その他の経費			
	(2) 行政不服審査事務			
	(a) 弁明書作成等に伴う現地調査費			
	(b) 庁費			
	(c) 通信費			
4	農地等の台帳の整備			
	(1) 台帳整備に必要な調査			
	(2) 属性データの入力経費			
	(3) システム活用等経費			
5	農地の権利移動等の状況把握等			
	(1) 農地の権利移動等の状況把握			
	(2) 賃借料情報の提供			
II 農地の有効利用を図るための支援事業				
1	農地の有効利用を図るための活動			
2	農業委員等の資質向上のための活動			
3	その他（特認活動）			
III 広域的な農地利用調整活動等への支援事業				
1	農地の有効利用を図るための活動等			
2	農業委員等の資質向上のための活動			
3	農地法等に基づく業務を処理するための会議			
4	その他（特認活動）			
合 計				

(注) 「3. 経費内訳」欄は、事業実施計画に記載した活動にかかる経費を【単価×数量】の形式で記載し、その合計が2の補助金額と一致するよう、漏れなく記載してください。

地方農政局長等宛

〇〇都道府県知事  
氏名 印

平成〇〇年度〇〇都道府県機構集積支援事業実施計画の提出について

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第10の1の(3)に基づき、事業実施主体が作成した事業実施計画を取りまとめましたので、別添のとおり提出します。

(注) 提出に当たり、別紙を作成するとともに、事業実施主体が作成する事業実施計画及び事業完了報告書に添付された経費内訳書の写しを添付してください。

(注) 事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画」を「事業完了報告書」とし、本文の「第10の1の(3)に基づき、事業実施主体が作成した事業実施計画」を「第10の2の(3)に基づき、事業実施主体が作成した事業完了報告書」としてください。

(別添)

平成 年度機構集積支援事業実施計画 (完了報告書)

〇〇都道府県

I 農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業

1 農地の利用関係の調整

(1) 農地法第3条の2に基づく許可の取消しに関する調査等

市区町村名	農業委員会名	実態調査 延 回	勸 告 件	許可の 取消し 件	あっせんその他 必要な措置 件
合計					

(2) 農地法第6条第2項に基づく農業生産法人に対する勸告等

市区町村名	農業委員会名	報告農業 生産法人数 法人	勸告を行った 農業生産法人数 法人	立入調査を行った 農業生産法人数 法人
合計				

(3) 農地法第25条第1項に基づく和解の仲介

市区町村名	農業委員会名	和解の仲介 処理件数 件	うち成立件数 件	仲介回数 延 回
合計				

(4) 農地利用調整打合

市区町村名	農業委員会名	打合出席人数 延 人
合計		

## 2 農地の利用状況等の調査

### (1) 別段面積設定調査等

市区町村名	農業委員会名	別段面積設定 調査回数 延 回	周辺農地利用 状況調査 延 回
合計			

### (2) 利用状況調査

市区町村名	農業委員会名	管内農地面積 ha	第32条第1項	
			第1号 ha	第2号 ha
合計				

※事業実施計画を作成する際には、「第32条第1項」欄は記載不要です。

(3) 利用意向調査

市区町村名	農業委員会名	件数	面積 (ha)	所有者等数
合計				

(注) 事業計画を作成する際は実施見込みの件数、面積及び所有者数等を記載してください。

(内訳)

市区町村名	農業委員会名	利用意向調査実施回数			
		第32条第1項		第33条 第1項	合計 上段：調査件数 下段：調査対象 面積 (ha)
		第1号	第2号		
		上段：調査件数 下段：調査対象 面積 (ha)	上段：調査件数 下段：調査対象 面積 (ha)	上段：調査件数 下段：調査対象 面積 (ha)	
合計					

※事業実施計画を作成する際には、「(内訳)」は、記載不要です。

(4) 遊休農地等のあっせん等の利用調整

市区町村名	農業委員会名	遊休農地等のあっせん等の利用調整件数 件
合計		

※事業実施計画を作成する際には、「遊休農地等のあっせん等の利用調整件数」欄は記載不要です。

(5) 農地中間管理機構等への通知

市区町村名	農業委員会名	農地中間管理機構への通知 件	農地利用集積円滑化団体への通知 件	合計
合計				

※事業実施計画を作成する際には、「農地中間管理機構への通知」、「農地利用集積円滑化団体への通知」及び「合計」欄は記載不要です。

(6) 遊休農地等の所有者等への催告

市区町村名	農業委員会名	遊休農地等の所有者等への催告 件
合計		

※事業実施計画を作成する際には、「遊休農地等の所有者等への催告」欄は記載不要です。

(7) 所有者不明の農地の権利確認調査

市区町村名	農業委員会名	所有者不明の農地の調査回数 延 回	所有者不明の農地の調査件数 件 数
合計			

※事業実施計画を作成する際には、「所有者不明の農地の調査回数」及び「所有者不明の農地の調査件数」欄は記載不要です。

### 3 農地等訴訟等事務処理

#### (1) 訴訟事件数

市区町村名	農業委員会名	当初 係属件数 (○.4.1) 件	年度内 提起件数 件	計 件	計のうち 年度内 完結件数 (○.3.31) 件
合計					

#### (2) 行政不服審査数

市区町村名	農業委員会名	当初 係属件数 (○.4.1) 件	年度内 提起件数 件	計 件	計のうち 年度内 完結件数 (○.3.31) 件
合計					

### 4 農地等の台帳の整備

市区町村名	農業委員会名	調査 担当者数 人	データ 入力 件	システム活用等	
				(活用時期)	(活用等内容)
合計					

5 農地の権利移動・借賃等調査

(1) 農地の権利移動等の状況把握

市区町村名	農業委員会名	権利の設定・ 移転関係 件	貸借の終了 関係 件	農地等の転用 関係 件	計
合計					

(注) 事業完了報告書に当たっては取りまとめ結果を添付してください。

(2) 賃借料情報の提供

市区町村名	農業委員会名	提供月日	提 供 方 法	設定区分数
		月 日		区分

(注) 事業完了報告書に当たっては提供資料の写しを添付してください。

II 農地の有効利用を図るための支援事業

I 農地の有効利用を図るための活動等

(1) 農地集積の推進活動

市区町村名	農業委員会名	活動内容



(2) 相談活動

市区町村名	農業委員会名	農地相談員		人数	相談員の活動（実績）	
					活動日数	活動内容
		専門分野	農地制度に専門的な知見を有する者			
			地域の農業事情等に精通している者			
			その他（具体的に記述）			
		専門分野	農地制度に専門的な知見を有する者			
			地域の農業事情等に精通している者			
			その他（具体的に記述）			

2 農業委員等の資質向上のための活動

市区町村名	農業委員会名	開催時期・場所	研修対象人数	研修内容	女性登用の周知活動等の内容

3 その他（特認活動）

市区町村名	農業委員会名	活動内容	現状の問題点及び先の活動を実施することによる効果（具体的に）

※この他、活動の目的、内容、経費の内訳、実施することによる効果等について説明した資料を添付してください。

### Ⅲ広域的な農地利用調整活動等への支援事業

#### 1 農地の有効利用を図るための活動等

##### (1) 農業委員会に対する助言・協力

実施時期	対象農業委員会名	活動内容

##### (2) 相談活動等

農地相談員		人数	活動方針（実績）		農地利用調整活動 （会議開催回数）
			相談件数	相談日数	
専門分野	農地制度に専門的な知見を有する者				
	地域の農業事情等に精通している者				
	その他（具体的に記述）				

#### 2 農業委員等の資質向上のための活動

##### (1) 研修実施計画（実績）等

開催時期・場所	研修目的	研修対象者	研修内容	女性登用の周知活動等の内容

##### (2) 中央研修会への出席計画（実績）等

研修会名	開催時期・場所	研修内容	出席者名	備考

※ 備考欄には、中央研修会へ出席した者が都道府県農業会議開催の研修会の講師として講演等を行う予定（実施）日を記入してください。

##### (3) 女性農業委員の登用促進及び組織化のための活動計画（実績）等

活動時期・場所	活動対象者	活動内容	アドバイザー名	備考

3 農地法等に基づく業務を処理するための会議

会議名	開催時期・場所	会議内容	出席人数	備考

4 その他（特認活動）

活動内容	現状の問題点及び先の活動を実施することによる効果（具体的に）

（施行注意）

事業実施計画又は事業完了報告書を提出する際には、別紙を添付してください。

この他、活動の目的、内容、経費の内訳、実施することによる効果等について説明した資料を添付してください。

(別紙)

平成〇〇年度 機構集積支援事業経費内訳

〇〇都道府県

項 目	1. 総事業費	2. うち補助金額
	I 農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業	
1 農地の利用関係の調整		
2 農地の利用状況等の調査		
3 農地等訴訟等事務処理		
4 農地等の台帳の整備		
5 農地の権利移動等の状況把握等		
II 農地の有効利用を図るための支援事業		
III 広域的な農地利用調整活動等への支援事業		
合 計		

〇〇地方農政局長  
農林水産省経営局長 宛  
内閣府沖組総合事務局長

平成〇〇年度交付決定前着手届

〇〇都道府県知事  
(団 体 名)  
氏 名 印  
(代表者氏名 印)

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第14の1に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更（事業の内容変更）はないこと。

(別 添)

区 分	事業費		着 手 年 月 日	完了予定 年 月 日
		うち国費		

(理 由)

(別記1)

## 農地中間管理機構事業

### 第1 目的

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、機構を設立し、農地の集積・集約化に取り組むために必要となる経費を支援します。

### 第2 借受農地管理等事業

#### 1 本事業の実施地域

本事業を実施する地域は、農業振興地域の区域とします。

#### 2 本事業の対象

本事業の対象は、農用地等とします。

#### 3 対象となる経費

- (1) 賃料については、機構が農地中間管理権を有する農用地等に係る支出額から収入額（機構が借り受けた後に条件整備が行われた農地における賃料上昇分を除きます。）を控除した額を対象とします。

ただし、機構から転貸を受けた受け手から賃料の全部又は一部を受け取ることができなかった場合の経費は原則対象としません。（受け手が行方不明になっているなどやむを得ない理由により受け手から徴収できなかった場合の経費は対象とします。）

- (2) 保全管理経費については、機構が農地中間管理権を有する農用地等であって、機構が受け手に貸し付けていない農用地等の保全管理に要する経費のうち以下の経費を対象とします。

#### ア 管理経費

耕耘、除草、防除等に要する機械の借入料、光熱動力費、薬剤費その他資材費、雇用労賃及び委託費

#### イ 土地改良区等から徴収される賦課金等

土地改良区から徴収される賦課金、水利組合等から徴収される水利費

（滞納金及び機構が貸し付けた後の期間に係る賦課金等は補助の対象外とします。）

#### ウ 共同出役に代えて支払う金銭

地域の農地、水利施設等の維持のための共同出役に代えて支払う金銭及び出

役を委託する場合はその委託費

### 第3 農地集積奨励金交付事業

別記1別紙により、農地集積奨励金を交付します。

### 第4 農地中間管理事業等推進事業

#### 1 都道府県推進事業

農地中間管理事業を推進するため、機構に対する指導、必要な会議の開催、基金の管理等の都道府県推進事業に要する経費を対象とします。

#### 2 農地中間管理機構運営事業

(1) 機構が借受希望者の募集、配分計画の作成、評価委員会の開催、委託契約業務、相談窓口業務等の機構の運営活動に要する経費及び業務委託費を対象とします。

(2) 機構がその業務の一部を委託する場合には、委託契約の締結に係る実施要領を定めることとします。

#### 3 企業リスト作成・セミナー開催事業

(1) 参入企業リスト作成・セミナー開催事業は、次に掲げる活動とします。

ア 農業への参入を希望する企業等一般法人に対する相談業務

イ 農業への参入を希望する企業等一般法人のリスト作成

ウ 農業への参入を希望する企業等一般法人に対するセミナーの開催

(2) 事業に要する経費の使途

参入企業リスト作成・セミナー開催事業に要する経費の使途は、別表2の3に掲げる内容とします。

### 第5 条件整備資金利子助成事業

#### 1 条件整備資金の貸付けについて

条件整備資金の貸付けについては、第6により行うこととします。

#### 2 無利子融資の対象となる条件整備について

機構は、以下の(1)から(3)までの全てに該当する場合に、条件整備に要する経費(条件整備に対する国及び地方公共団体等で実施している補助事業を活用する場合は、その補助事業における補助額を控除した額)に充てるための資金を、事業実施主体から無利子で借り受けることができます。なお、機構は、条件整備を行う場合には、国や地方公共団体等の補助事業の活用に関心をもつこととします。

### (1) 農地の借入期間

条件整備を実施する農地の借入れに係る契約の残存期間が、条件整備を実施する年度を含め10年以上であるとき（農地法（昭和27年法律第229号）第39条に規定する都道府県知事の裁定により農地中間管理権を設定する場合又は農地法第43条により利用権を設定する場合の農地（以下「知事裁定に係る農地」といいます。）についてはこの限りではありません。）。

### (2) 貸付先の確保

ア 条件整備を行う農地の具体的貸付先が貸付先決定ルールに基づき決定されることが確実と見込まれ、かつ、その借受希望者が利用条件整備を希望しているとき。

イ 条件整備を行う農地が存在する地域の借受希望者の募集に応じた者の数、希望内容等からみて、利用条件整備を行えば、当該農地の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。

### (3) 対象とする利用条件整備の内容

利用条件整備の内容が、農業生産に直接必要な農地の整備を実施する事業であるとき（果樹棚等その農地を利用する上で必要な農業用の構築物の整備は対象としますが、乾燥調製施設、農畜産物加工施設、直売所等の用地及び施設の整備は対象となりません。）。

## 3 留意事項

(1) 借り受けた農地について、条件整備を行う場合、当該農地の所有者から土地の形質等につき変更を加えることについて書面による同意を得ておくものとします。

(2) 機構は、条件整備が他の農業者の農業経営等の妨げになることのないよう留意するものとします。

(3) 知事裁定に係る農地については、正当な事由があると認められる場合を除き、農地の借入れの合計期間が10年以上になるまで、当該農地の借入れの継続に努めることとします。

## 第6 条件整備資金の貸付けについて

### 1 資金の調達

資金の調達は、透明性及び公正性を確保する観点から、次に掲げる金融機関から原則一般競争入札により行うものとします。



なお、資金を調達する際の金利については、金融市場における金利動向を踏まえるものとしします。

- ① 銀行
- ② 信用金庫連合会
- ③ 信用協同組合連合会
- ④ 農林中央金庫

## 2 条件整備資金の貸付対象

条件整備資金の貸付けの対象は、第5の2の条件整備に要する経費としします。

## 3 条件整備資金の貸付条件

条件整備資金の貸付条件は、次のとおりとしします。

### (1) 利率

無利子としします。

### (2) 貸付金額の限度

第5の2の条件整備に必要となる資金額以内としします。

### (3) 償還期限

10年以内としします。

### (4) 償還方法

年賦償還としします。

### (5) 繰上償還

事業実施主体は、機構が次のいずれかに該当する場合には、当該貸付金の全部又は一部について繰上償還を行わせるものとしします。

ア 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用した場合

イ 虚偽の申出その他不正な手段により、貸付金の貸付けを受けた場合

ウ 事業を廃止し、又は事業の実施が不能となった場合

エ 条件整備資金の全部又は一部を事業に充当しなかった場合

### (6) 延滞金等の徴収等

ア 事業実施主体は、機構が償還期日に償還すべき金額を支払わなかった場合には、償還期日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該償還すべき金額につき年10.95%の割合で計算した金額を延滞金として徴収するものとしします。

イ 事業実施主体は、(5)のア又はイに該当するものとして繰上償還させる場合には、貸付けの日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該繰上償還

すべき金額につき年10.95%の割合で計算した金額を違約金として徴収するものとします。

ウ アの延滞金及びイの違約金は、7の(2)の条件整備資金貸付金に繰り入れるものとします。

#### (7) 担保措置

事業実施主体は、条件整備資金を貸し付ける場合には、債権の保全のために必要な措置をとるものとします。

#### 4 貸付規程の作成

(1) 貸付けを行うに当たっては、事業実施主体は貸付規程を定め、経営局長の承認を受けるものとします。これを変更しようとするときも同様とします。

(2) (1)の貸付規程には、貸付けの相手方、償還期限、貸付金額の限度、償還の方法、担保その他貸付け及び債権管理に関し必要な事項を定めるものとします。

#### 5 条件整備資金の貸付手続

##### (1) 貸付計画の作成

ア 事業実施主体は、条件整備資金の貸付けを受けようとする機構から四半期及び事業年度ごとの条件整備実施計画（以下「整備計画」といいます。）を提出させるものとします。

イ 事業実施主体は、アにより提出された整備計画に基づき、四半期及び事業年度ごとの貸付計画を機構別に作成し、1に規定する資金調達の実施前に、経営局長の承認を得るものとします。

ウ 事業実施主体は、機構ごとの年間貸付額の10%以上の増加の変更については、ア及びイの規定を準用するものとします。

##### (2) 貸付けの決定

ア 事業実施主体は、貸付金の貸付けを受けようとする機構に(1)のイの貸付計画の範囲内で、四半期ごとの資金払出計画を添付した借入申込書を提出させるものとします。

イ 事業実施主体は、機構のアの借入申込みに当たっては、要綱第6の4の(1)の規定により都道府県知事の承認を受けた機構計画の写しを添付させるものとします。

ウ 事業実施主体は、ア及びイにより提出された借入申込書等を審査の上、貸付けの決定を行い、その旨を機構に通知するものとします。

##### (3) 貸付けの実行及び資金の払出し

ア 事業実施主体は、機構に対し、借用証書その他の必要書類を提出させるものとします。

イ 事業実施主体は、アにより提出された借用証書等を審査の上、事業実施主体があらかじめ定めた貸付実行日に貸付けを行い、その旨を機構に通知するものとします。

ウ 事業実施主体は、貸付実行額の全額を貸付未払金として保留し、当該貸付未払金の払出しは、事業実施主体があらかじめ定めた払出指定日から起算して30日以内に機構が必要とする金額の払出請求書を提出させて行うものとします。

エ 事業実施主体は貸付けを行うに当たって、機構に対して、貸付金の受払いの状況を明確にするため、区分経理、証拠書類の保管等を行わせるものとします。

(4) 事業実施主体及び都道府県知事は、貸付けの決定及び実行に係る事務手続が円滑かつ適正に実施されるよう、金融機関の協力を得て、機構を指導するものとします。

#### 6 事業実施主体の会計等

(1) 事業実施主体は、条件整備資金の貸付けに係る経理について、特別の勘定を設けて他の事業に係る経理と区分して整理するものとします。

(2) 事業実施主体は、(1)の勘定に条件整備資金貸付金を設置するものとします。

(3) 事業実施主体は、条件整備資金貸付金に属する資産を、条件整備資金又は条件整備資金の貸付業務の運営に要する経費((5)により条件整備資金貸付金に繰り入れた額の範囲内で経営局長の承認を受けた額に限ります。)以外の目的に使用してはならないものとします。

(4) 事業実施主体は、条件整備資金貸付金に属する資産を、銀行又は農林中央金庫への預金により管理するものとします。

(5) 事業実施主体は、(4)により生じた収入は、条件整備資金貸付金に繰り入れるものとします。ただし、事業実施主体は当該収入を、条件整備資金の貸付け及び償還にかかる経費であって、経営局長の承認を得たものの支出に充てることができるものとします。

(6) 事業実施主体は、(1)の勘定に係る経理規程を定めるものとします。

#### 7 条件整備資金の審査

(1) 事業実施主体は、公認会計士、金融機関等の第三者たる専門家で構成する審査会(以下「審査会」といいます。)を設置し、条件整備資金の調達、貸付け、償還及び会計に関する事務(以下「調達等事務」といいます。)について、四半期

ごとに審査会の審査を受けなければならないこととします。

- (2) 事業実施主体は、審査会の審査の結果、調達等事務について改善の措置を求められたときは、改善報告書を速やかに作成し、審査会の承認を受けるものとします。
- (3) 事業実施主体は、審査会の審査結果及び承認を受けた改善報告書を速やかに経営局長に提出するとともに、当該改善報告書に基づき、調達等事務の改善のための措置を講じるものとします。

## 8 実績報告

- (1) 事業実施主体は、毎年度四半期ごとに機構から貸付金の貸付けに係る実績を報告させるものとします。
- (2) 事業実施主体は、事業の貸付金の貸付け及び機構からの償還について各四半期ごとの状況を経営局長に報告するものとします。
- (3) 事業実施主体は、毎年度5月15日までに、前年度に係る貸付金の貸付け、機構からの償還及び前年度末における貸付金の貸付残高の状況について経営局長に報告するものとします。

## 9 本事業の実施期間

事業実施主体が金融機関から新たに資金を調達する期間は、平成26年度から平成35年度までとします。ただし、当該事業の実施期間は、事業実施主体が機構に貸し付けた資金に係る償還期限が到来するまでとします。

# 第7 機構業務支援事業

## 1 事業の内容

### (1) 農地中間管理機構職員研修事業

農地中間管理機構職員研修事業は、次に掲げる活動とします。

#### ア 全国研修会

機構の職員に対して、農地中間管理事業を含む農地制度全般、農地税制及び関連補助事業内容の習得、現場実務に関するノウハウを習得させるための研修会を開催するものとします。

#### イ ブロック研修会

機構の職員に対して、農地中間管理事業を実施するための諸手続、本事業の実施に伴う諸課題について持ち寄り、具体的な解決方策を検討するための研修会を開催するものとします。

## (2) 企業参入促進事業

企業参入促進事業は、次の取組を内容とするフェアの開催とします。

### ア 企業参入フェアの開催

全国主要都市において、4回以上開催するものとします。

### イ 企業参入フェアの内容

#### (ア) 参入希望企業向け相談会

a 参入企業個別支援ブース（栽培技術協力、販路開拓支援等）

b 地方自治体等による支援情報提供ブース

(イ) 来場した参入希望企業（以下「来場者」といいます。）に対し、農業参入するために必要な知識、農業参入した企業の事例を紹介するセミナー

(ウ) その他企業参入促進のために必要と認められるもの

### ウ 企業参入フェアの運営

#### (ア) 個別支援ブース訪問カードの作成

来場者が企業の農業参入についての説明を効率的に受け易くするため、法人名、役職、氏名、参入希望の動機、参入希望地域等を記載する訪問カードを作成し、企業参入フェアにおいて来場者に配布するものとします。来場者は、相談内容に応じた個別支援ブースに訪問カードを提出するものとします。

#### (イ) 来場者アンケートの実施

来場者の来場の経緯、農業参入ニーズ、来場後の農業参入に向けた活動意向を把握するため、来場者アンケートを実施するものとします。

#### (ウ) フォローアップ調査

企業参入フェアに参加した企業等に対して、その後の参入状況を確認するための調査を当該年度内に継続的に実施するものとします。

## 2 事業の推進

本事業の効率的かつ効果的な実施のため、農業関係団体、農業経営者、既に農業に参入している企業等の有識者により事業推進委員会を設置し、実施方針及び推進方針等を審議することができるものとします。

## 3 事業に要する経費の使途

機構業務支援事業に要する経費の使途は、別表2の9に掲げる内容とします。

なお、経費のうち、賃金、専門員等設置費、技能者給、手当及び旅費（以下「賃金等」といいます。）については、設定された単価が妥当であるか精査する必要がありますので、支給規則等を事業実施計画提出の際に添付してください。

また、事業実施主体は、賃金等の支払いの対象となった者の日誌等を作成し、当該事業に直接従事した者の従業時間及び作業内容等を証明しなければなりません。

別記1別紙

農地集積奨励金

第1 機構が借り入れた農用地等に係る費用（別記1第2の事業に要する経費）への補助は、貸付率に応じて、下表のとおりとします。

貸付率(%)	0以上55未満	55以上70未満	70以上85未満	85以上
補助率(%)	0	11.5	18	25

第2 第1の貸付率については、毎年度12月末日時点で、次の計算により算出した数値とします。

$$\text{貸付率} = \frac{(A)}{(B)} \times 100$$

(A) = 機構が貸し付けている農用地等面積

(B) = 機構が借り受けている農用地等面積 - (X)

(X) = 機構が借り受け、機構が賃料及び保全管理経費を負担していない農用地等の面積

第3

- 1 都道府県は、貸付率報告書（別記1様式）を作成し、1月末までに、地方農政局長等へ提出してください。
- 2 地方農政局長等は、1により提出された報告書を審査し、第1に記載するいずれの補助率(%)に該当するかを、都道府県に通知します。

別記1別紙様式

番 号  
年 月 日

〇〇地方農政局長  
農林水産省経営局長 宛  
内閣府沖繩総合事務局長

(〇〇都道府県知事)  
氏 名 印

平成〇〇年度農地中間管理機構の貸付率の報告について  
(農地集積奨励金交付事業)

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）別記1別紙第3の1に基づき、農地中間管理機構の貸付率について、報告します。

(単位：ha、%)

	単年度	累計(ストック)
借受面積(①) うち転貸面積(②)		
うち管理面積 うち費用負担のない面積(③)		
貸付率(②/①-③)		

※面積については、ha単位で、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで記載すること。

添付資料：管理台帳  
費用負担がないことを証する資料



(別記2)

## 機構集積協力金交付事業

### 第1 目的

機構に対し農地を貸し付けた地域及び個人を支援することにより、機構を活用した担い手への農地集積・集約化を加速することを目的とします。

### 第2 事業実施地域

本事業の対象農地は、農業振興地域の区域内の農地とします。

また、東日本大震災の津波被災地域に対しても、復興に向けた取組に配慮しつつ、本事業の中で支援することとします。

### 第3 事業の内容

#### 1 地域集積協力金交付事業

地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けた地域に対し、第4により協力を金を交付します。

#### 2 経営転換協力金交付事業

機構に農地を貸し付けることにより（又は新規に集落営農組織との間で特定農作業受委託契約を締結することにより）、経営転換又はリタイアした農業者及び農地の相続人並びに東日本大震災における被災農地貸付者に対し、第5により協力を金を交付します。

#### 3 耕作者集積協力金交付事業

機構が借り受け若しくは所有している農地若しくは借受希望者が耕作する農地の隣接農地を機構に貸し付けた当該隣接農地の所有者又は当該隣接農地を機構に貸し付けた時点において当該隣接農地を耕作していた農業者及び2筆以上の隣接する農地を機構に貸し付けた当該農地の所有者又は当該農地を機構に貸し付けた時点において当該農地を耕作していた農業者に対し、第6により協力を金を交付します。

#### 4 機構集積協力金推進事業

都道府県及び市町村が実施する1から3までの協力を金の交付に要する経費を第7により補助します。

### 第4 地域集積協力金交付事業

## 1 交付対象地域

以下の要件を満たす「地域」とします。

- (1) 同一市町村内の一定区域であり、全域が同一の人・農地プランのエリアに含まれていること（区域の外縁が明確である場合に限ります。）。
- (2) 以下のいずれかに該当するものであること。
  - ア 農業集落、大字又は学区等、人・農地プランの作成・実行のための実質上の話合いの単位となっているもの。
  - イ アによりがたい場合には10ha以上（北海道においては30ha以上）のまとまりのある農地で人・農地プランの作成・実行のための実質上の話合いの単位となっているもの。
- (3) 構成戸数が複数戸であること。
- (4) 農地面積が農地台帳により明確であること。

## 2 一度定めた「地域」の取扱い

- (1) 本協力金の交付を受けた複数「地域」は、1の要件を満たす場合には合併することができます。
- (2) 本協力金の交付を受けた「地域」については、初めて交付を受けた際の「地域」を2回目以降の交付額の算定に用います（(1)の場合には、合併後の「地域」をその年度の支払いの算定に用います。）。

## 3 交付額

### (i) 平成27年度までの交付額

#### ア 初めて交付申請をする地域

以下の交付単価に機構への貸付面積を乗じた額

- (ア) 「地域」の農地面積に占める各年度の6月末又は12月末時点における機構への貸付面積（以下「合計面積」といいます。）の割合が2割超5割以下：  
2万円/10a（別記2別表1に掲げる市町村にあつては2.4万円/10a）
- (イ) 「地域」の農地面積に占める合計面積の割合が5割超8割以下：  
2.8万円/10a（別記2別表1に掲げる市町村にあつては3.2万円/10a）
- (ウ) 「地域」の農地面積に占める合計面積の割合が8割超：  
3.6万円/10a（別記2別表1に掲げる市町村にあつては4.0万円/10a）

イ 既に交付要件を満たして地域集積協力金が交付されており、かつ、再度交付申請する地域

(ア) 交付申請をする際の合計面積が既に交付を受けた地域集積協力金の交付対象面積の最大値（以下「従前最大面積」という。）以上である場合

合計面積から従前最大面積を減じた面積にアに定める交付単価を乗じた額

(イ) 交付申請をする際の合計面積が従前最大面積以下である場合  
交付を行わない。

(2) 平成28年度及び29年度の交付額

ア 初めて交付申請をする地域

以下の交付単価に合計面積を乗じた額

(ア) 「地域」の農地面積に占める合計面積の割合が2割超5割以下：

1.5万円/10a（別記2別表1に掲げる市町村にあつては1.9万円/10a）

(イ) 「地域」の農地面積に占める合計面積の割合が5割超8割以下：

2.1万円/10a（別記2別表1に掲げる市町村にあつては2.5万円/10a）

(ウ) 「地域」の農地面積に占める合計面積の割合が8割超：

2.7万円/10a（別記2別表1に掲げる市町村にあつては3.1万円/10a）

イ 既に交付要件を満たして地域集積協力金が交付されており、かつ、再度交付申請する地域

交付単価については、アと同じ。交付対象面積の計算方法については（1）のイの（ア）と同じ。

(3) 平成30年度の交付額

ア 初めて交付申請をする地域

以下の交付単価に合計面積を乗じた額

(ア) 「地域」の農地面積に占める合計面積の割合が2割超5割以下：

1.0万円/10a（別記2別表1に掲げる市町村にあつては1.4万円/10a）

(イ) 「地域」の農地面積に占める合計面積の割合が5割超8割以下：

1.4万円/10a（別記2別表1に掲げる市町村にあつては1.8万円/10a）

(ウ) 「地域」の農地面積に占める合計面積の割合が8割超：

1.8万円/10a（別記2別表1に掲げる市町村にあつては2.2万円/10a）

イ 既に交付要件を満たして地域集積協力金が交付されており、かつ、再度交付申請する地域

交付単価については、アと同じ。交付対象面積の計算方法については（1）のイの（ア）と同じ。

4 交付金の使途

市町村は、都道府県から交付を受けた本協力金につき、「地域」及び必要に応じ都道府県と協議の上、地域農業の発展を図る観点から、その用途を自ら決めることができます。

## 第5 経営転換協力金交付事業

### 1 交付対象者

以下のいずれかに該当する農地所有者（個人又は法人）とします。

- (1) 農業部門の減少により経営転換する農業者
- (2) リタイアする農業者
- (3) 農地の相続人で農業経営を行わない者
- (4) 別記2別表1に掲げた市町村における、被災農地貸付者

### 2 交付要件

#### (1) 農業部門の減少による経営転換する農業者の場合

機構に対し、全ての自作地を10年以上貸し付けること（又は新規に集落営農組織との間で契約を締結した上で、当該集落営農組織に対し10年以上特定農作業委託を行うこと）が必要です。なお、別記2別表1に掲げる市町村において、東日本大震災に係る津波が発生した時点で農地を貸し付けていた者から貸借契約期間の満了又は合意解約により返還された農地がある場合は、当該農地を含みます。ただし、以下の自作地を除きます。

- ① 農業振興地域外の自作地
- ② 農業振興地域内の10a未満（畦畔を除いた面積とします。）の自作地
- ③ 機構が借り受けなかった自作地及び機構に貸し付けたものの返還された農地
- ④ 減少した農業部門の作物以外の作物を栽培する自作地

集落営農組織に対し特定農作業委託を行う場合には、③を除きます。

また、共有農地の場合には、5年間の貸付けを継続して2回行うこととします。

#### (2) リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者の場合

機構に対し、全ての自作地を10年以上貸し付けること（又は新規に集落営農組織との間で契約を締結した上で、当該集落営農組織に対し10年以上特定農作業委託を行うこと）が必要です。なお、別記2別表1に掲げる市町村において、東日本大震災に係る津波が発生した時点で農地を貸し付けていた者から貸借契約期間の満了又は合意解約により返還された農地がある場合は、当該農地を含みます。ただし、以下の自作地を除きます。

- ① 農業振興地域外の自作地
- ② 農業振興地域内の10a未満（畦畔を除いた面積とします。）の自作地
- ③ 機構が借り受けなかった自作地及び機構に貸し付けたものの返還された農地  
集落営農組織に対し特定農作業委託を行う場合には、③を除きます。

また、共有農地の場合には、5年間の貸付けを継続して2回行うこととします。

(3) 被災農地貸付者の場合

機構に対し、東日本大震災に係る津波が発生した時点で農地を貸し付けていた者から貸借契約期間の満了又は合意解約により返還された全ての農地を10年以上貸し付けること（又は新規に集落営農組織との間で契約を締結した上で、当該集落営農組織に対し10年以上特定農作業委託を行うこと）が必要です。ただし、以下の農地を除きます。

- ① 農業振興地域外の農地
- ② 機構が借り受けなかった農地

集落営農組織に対し特定農作業委託を行う場合には、②を除きます。

また、共有農地の場合には、5年間の貸付けを継続して2回行うこととします。

(4) リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者は、農業経営を目的として利用権の設定を受けている農地又は特定農作業受委託契約に基づき農作業を受託している農地がある場合には、これらを解除することが必要です。

(5) 遊休農地の所有者はこれを解消することが必要です。（別記2別表1に掲げる市町村内に所有する農地を除きます。）

(6) 交付対象者は、交付決定後10年間、次のことを行えません。

ア 農業部門の減少により経営転換する農業者の場合

廃止部門の経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託

イ リタイアする農業者、農地の相続人で農業経営を行わない者及び被災農地貸付者

農業経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託（新たな相続により農地を取得した場合、交付申請時に貸し付けていた所有農地について、貸借期間満了又は合意解約により使用収益権を回復した場合には、(2)又は(3)に準じて機構に対し農地を貸し付ける又は集落営農組織に対し特定農作業委託を行うことが必要です。）

(7) 機構に貸し付けた農地が、全く転貸されなかった場合には交付を行いません。

また、交付対象者自身が自己の所有農地を機構から借り受けた場合は交付対象になりません。

(8) 機構が集落営農組織に特定農作業委託した農地については、当該集落営農組織が計画に基づき法人化に向けた取組みを行っている場合に限り交付対象とします。

(9) 本協力金の交付を受けた者は、当該交付を受けた年度以降に再度本協力金の交付を受けられません。また、以下の補助金の交付を受けた者及びその相続人は本協力金の交付を受けられません。

① 戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）別記2及び担い手への農地集積推進事業実施要綱（平成25年5月16日付け25経営第432号農林水産事務次官依命通知）別記1に基づく経営転換協力金

② 地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）別記2に基づく被災地域農地集積支援金及び改正後の同実施要綱（平成25年5月16日付け25経営第462号農林水産事務次官依命通知）別記2に基づく経営転換支援金

(10) 以下の補助金の交付を受けた同一年度には本協力金の交付を受けられません。

① 第6の耕作者集積協力金

② 担い手への農地集積推進事業実施要綱（平成25年5月16日付け25経営第432号農林水産事務次官依命通知）別記1に基づく分散錯圃解消協力金

③ 改正後の地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成25年5月16日付け25経営第462号農林水産事務次官依命通知）別記2に基づく分散錯圃解消支援金

### 3 交付額

交付要件を満たす農地面積（畦畔面積を含みます。）に応じ、以下の金額を交付します。

(1) 0.5ha以下 : 30万円/戸

(2) 0.5ha超2.0ha以下 : 50万円/戸

(3) 2.0ha超 : 70万円/戸

### 4 交付金の交付

#### (1) 交付申請手続

ア 機構に貸し付けた農地のうち、一筆でも転貸されれば機構に貸し付けた交付対象となる全農地面積分について交付申請することができます。

イ 1の交付対象者は、交付を受けようとする年度の3月10日までに、以下のい

ずれかの書類を作成し、記載内容を証する書類を添付の上、交付対象農地の面積が最大である市町村に対し提出してください。

(ア) 農業部門の減少により経営転換する農業者は「経営転換協力金交付申請書 (別記2様式第1号)」

(イ) リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者は「経営転換協力金交付申請書 (別記2様式第2号)」

(ウ) 被災農地貸付者は「経営転換協力金交付申請書 (別記2様式第3号)」

## (2) 交付決定及び交付手続

市町村長は、交付対象者から提出のあった交付申請書の記載内容が交付要件を満たしていることを確認の上、3の交付額を交付対象者に対し交付します。

交付対象者が交付対象農地を複数市町村に所有している場合には、関係する市町村において情報交換を行い、交付対象者が最も多く自作地を所有している市町村が、全ての自作地分について交付を行います。

## 5 交付金の返還

(1) 市町村長は、経営転換協力金の交付を受けた者が、交付決定後10年以内に、交付要件を満たさなくなったことが明らかとなった場合には、交付を行った経営転換協力金を交付対象者に返還させることが必要です。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、返還する必要はありません。

ア 土地収用や機構法第20条の規定により農地が機構から返還された場合等やむを得ない事情のある場合

イ 特定農作業受委託契約に係る交付対象農地について、機構に当該特定農作業受委託契約の残存期間以上の期間を機構に貸し付けるために、当該特定農作業受委託契約を解約した場合

## 第6 耕作者集積協力金交付事業

### 1 交付対象者

以下のいずれかに該当する者とします。

(1) 2の(1)に定める交付対象農地が自作地である場合

交付対象農地を機構に貸し付けた農地所有者である農業者

(2) 2の(1)に定める交付対象農地が貸借地である場合

交付対象農地の所有者が機構に交付対象農地を貸し付ける際に利用権を有している者

## 2 交付要件

- (1) 以下のいずれかに該当する農地（以下「交付対象農地」といいます。）であること。
  - ア 以下に隣接する農地（同時に交付申請される場合は、隣接する農地に隣接する農地も含みます。）
    - (ア) 機構が所有権又は中間管理権を保有している農地
    - (イ) 機構法第17条第2項の規定に基づき公表された借受希望者応募情報に記載された借受希望者（以下「借受希望者」といいます。）が経営する農地
  - イ 以下のいずれかに該当する、一連の農作業の継続に支障が生じない農地
    - (ア) 畦畔で接続する2筆以上の農地
    - (イ) 農道又は水路等を挟んで隣接する2筆以上の農地
    - (ウ) 各々一隅で接続する2筆以上の農地
    - (エ) 段状に接続する2筆以上の農地
    - (オ) 借受希望者の宅地に接続している2筆以上の農地
- (2) 交付対象農地の所有者が、当該交付対象農地を10年以上機構に貸し付けること。  
また、共有農地の場合には、5年間の貸付けを継続して2回行うこととします。
- (3) 交付対象農地が、機構から借受希望者に対し貸し付けられること。
- (4) 1の(1)の農地を所有者自ら機構から借り受けた場合及び1の(2)の農地を機構に貸し付けられる以前に利用権を有していた者が再び機構から借り受けた場合は交付対象となりません。
- (5) 別記2別表2に掲げる流動化に係る補助金の交付対象農地については、当該補助金の交付要件である利用権等設定期間内は本協力金の交付対象農地となりません。  
ただし、(出し手対策である) 交付対象農地であり、かつ、(受け手対策である) 規模拡大加算及び規模拡大交付金の交付対象農地でない場合は、利用権を有している者に対する本協力金の交付対象農地となります。
- (6) 交付対象農地が貸借地の場合には、合意解約される賃借権又は使用貸借権が設定後1年以上経過しており、かつ、満了の1年以上前であること。
- (7) 以下のいずれかの協力金、支援金の交付を受けた者は本協力金の交付を受けられません。
  - ア 第5の経営転換協力金
  - イ 第5の2の(9)に記載した経営転換協力金、被災地域農地集積支援金及び



## 経営転換支援金

### 3. 交付額

交付要件を満たす農地面積（畦畔面積を含みます。）に応じ、以下の金額を交付します。

#### (1) 平成27年度までの交付額

交付要件を満たす農地の合計×2.0万円/10a

#### (2) 平成28年度及び29年度の交付額

交付要件を満たす農地の合計×1.0万円/10a

#### (3) 平成30年度の交付額

交付要件を満たす農地の合計×5千円/10a

### 4 交付金の交付

#### (1) 交付申請手続

交付対象者は、交付を受けようとする年度の3月10日までに、「耕作者集積協力金交付申請書（別記2様式第4号又は第5号）」を作成し、記載内容を証する書類を添付の上、交付対象農地の所在する市町村長に提出してください。

#### (2) 交付決定及び交付手続

市町村長は、交付対象者から提出のあった交付申請書の記載内容が交付要件を満たしていることを確認の上、3の交付額を交付対象者に対し交付します。

### 5 交付金の返還

(1) 市町村長は、耕作者集積協力金の交付を受けた者が、交付決定後10年以内に、交付要件を満たさなくなったことが明らかとなった場合には、交付を行った耕作者集積協力金を交付対象者に返還させることが必要です。

(2) 土地収用や機構法第20条の規定により農地が機構から返還された場合等やむを得ない事情のある場合は、返還する必要はありません。

## 第7 機構集積協力金推進事業

市町村及び都道府県は、第4から第6までの事業を推進するため、別表2に掲げる範囲内において、推進事業を実施することができます。

## 第8 農地流動化に係る補助金の取扱い

別記2別表2に掲げる流動化に係る補助金の交付対象農地について、当該補助金の交付要件である<sup>農</sup>利用権設定等期間（<sup>農</sup>農地利用集積円滑化団体又は<sup>農</sup>農地保有合理化法人

との間で締結した<sup>※</sup>白紙委任契約期間を含みます。)内に当該利用権(白紙委任契約)を解約した上で機構に貸し付けられた場合であっても、以下のいずれかの要件を満たせば補助金の返還を要しないこととします。

- 1 補助金の交付対象となった利用権等が、農地所有者と耕作者との間で合意解約されること、農地所有者が、補助金の交付要件を満たす残存期間以上の間、当該農地を機構に対し貸し付けること。
- 2 補助金の交付対象となった利用権等が、農地所有者と耕作者との間から農地所有者と機構との間に移転されること。

## 第9 その他留意事項

- 1 都道府県及び市町村は、本事業の実施に際して得た個人情報の取扱いについては、様式1号から5号まで別添により適切に取扱うよう留意してください。
- 2 本事業に関連する農地に関する契約は、全ての関係者の合意のもと設定又は解約されるよう、留意してください。
- 3 経営転換協力金の交付対象者の農業用機械の取扱いについては、集落・地域の話し合いの中で、地域全体としての機械コストを小さくする観点から検討することが望ましいと考えています。
- 4 交付対象の選定方法
  - (1) 本事業は、各都道府県に配分された予算の範囲内で実施するものであることを踏まえ、あらかじめ配分基準を定めておくものとします。
  - (2) (1)の配分基準は、地域の実情も踏まえつつ、担い手への新たな農地利用の集積・集約化に資する観点から定めるものとします。
  - (3) 都道府県は、(1)で定めた配分基準について、市町村、農業者等への周知を行うものとします。

(別記2別表1)

県名	市町村名
青森県	おいらせ町 八戸市
岩手県	洋野町 久慈市 野田村 普代村 田野畑村 岩泉町 宮古市 山田町 大槌町 釜石市 大船渡市 陸前高田市
宮城県	気仙沼市 南三陸町 石巻市 女川町 東松島市 松島町 利府町 塩 竈市 多賀城市 七ヶ浜町 仙台市 名取市 岩沼市 亘理町 山元町
福島県	新地町 相馬市 南相馬市 浪江町 双葉町 大熊町 富岡町 楡葉町 広野町 いわき市
茨城県	北茨城市 高萩市 日立市 東海村 鹿嶋市 神栖市
千葉県	銚子市 旭市 匝瑳市 横芝光町 山武市

資料：農林水産省統計部、農村振興局「津波により流失や冠水等の被害を受けた農地の推定面積（平成23年3月）」

(別記2別表2)

事業(補助金)名	通知番号(農林水産事務次官依命通知)
農地利用集積実践事業	平成15年 4月 1日付け14経営第7044号
担い手農地集積高度化促進事業	平成19年 3月30日付け18経営第7559号
農地的集積支援モデル事業	平成20年 3月31日付け19経営第7865号
面的集積条件整備モデル事業	平成20年 3月31日付け19経営第7867号
農地確保・利用支援事業	平成21年 4月 6日付け20経営第7160号
農地利用集積事業	平成22年 3月25日付け21経営第6901号
農業者戸別所得補償制度(規模拡大加算)	平成23年 4月 1日付け22経営第7133号
地域農業経営再開復興支援事業(被災地域農地集積支援金)	平成23年11月21日付け23経営第2262号
戸別所得補償経営安定推進事業(農地集積協力金)	平成24年 2月 8日付け23経営第2955号
担い手への農地集積推進事業(農地集積協力金、規模拡大交付金)	平成25年 5月16日付け25経営第 432号

### 経営転換協力金交付申請書

市町村長 殿

経営転換協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。  
 また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②協力金の交付決定後10年間は廃止部門の経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託を行わないこと、③虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

		申請年月日	年	月	日	
交付申請者欄	フリガナ					申請印
	氏名					印
	住所	(〒 - )				
		都道府県		市区町村		
電話	-	-	FAX	-	-	

(1) 経営面積

自作地		借地		貸付地(津波被災地域の場合)		合計	
	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>

※ 特定農作業委託を行っている農地は自作地に含みます。

(2) 交付申請面積及び交付申請金額((1)の自作地(及び貸付地)の内数)

所在	地番	地目	面積		
			m <sup>2</sup>		
			m <sup>2</sup>		
			m <sup>2</sup>		
			m <sup>2</sup>		
交付申請面積(合計面積)			m <sup>2</sup>		
<input type="checkbox"/>	0.5ha以下	<input type="checkbox"/>	0.5ha超2.0ha以下	<input type="checkbox"/>	2.0ha超

※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。

※ それぞれの面積はm<sup>2</sup>単位とし、1m<sup>2</sup>未満は切り捨てて記入してください。

交付申請金額	万円
--------	----

交付単価	0.5ha以下	30万円
	0.5ha超2.0ha以下	50万円
	2.0ha超	70万円

(3) 耕作を続ける農地

自作地		借地		合計	
	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の所有の有無	
------------	--

※ 遊休農地の所有者は申請できません。

(4) (集落営農組織への特定農作業委託の場合)特定農作業受委託契約を締結した集落営農組織名

集落営農組織名	
---------	--

※ 特定農作業受委託契約書を添付してください。

(5) 個人情報の取扱いの確認

個人情報の取扱いに 記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
--------------------------	-------------------------------

### 経営転換協力金交付申請書

市町村長 殿

経営転換協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。  
 また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②協力金の交付決定後10年間は農業経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託を行わないこと、③虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

		申請年月日	年	月	日	
交付申請者欄	フリガナ					申請印
	氏名					印
	住所	(〒 - )				
		都道府県			市区町村	
電話	-	-	FAX	-	-	

(1) 経営面積

自作地		借地		貸付地(津波被災地域の場合)		合計	
	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>

※ 特定農作業委託を行っている農地は自作地に含まず。

(2) 交付申請面積及び交付申請金額((1)の自作地(及び貸付地)の内数)

所在	地番	地目	面積		
			m <sup>2</sup>		
			m <sup>2</sup>		
			m <sup>2</sup>		
			m <sup>2</sup>		
交付申請面積(合計面積)			m <sup>2</sup>		
<input type="checkbox"/>	0.5ha以下	<input type="checkbox"/>	0.5ha超2.0ha以下	<input type="checkbox"/>	2.0ha超

※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。

※ それぞれの面積はm<sup>2</sup>単位とし、1m<sup>2</sup>未満は切り捨てて記入してください。

交付申請金額 万円

交付単価	0.5ha以下	30万円
	0.5ha超2.0ha以下	50万円
	2.0ha超	70万円

(3) 耕作を続ける農地

自作地		借地		合計	
	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の所有の有無	
------------	--

※ 遊休農地の所有者は交付申請できません。

(4) (集落営農組織への特定農作業委託の場合)特定農作業受委託契約を締結した集落営農組織名

集落営農組織名	
---------	--

※ 特定農作業受委託契約書を添付してください。

(5) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
------------------------	-------------------------------

## 経営転換協力金交付申請書

市町村長 殿

経営転換協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。  
 また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②協力金の交付決定後10年間は農業経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託を行わないこと(機構が借り受けなかった農地及び機構が借り受けないことが明らかである農地を除く。)、③虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

		申請年月日	年	月	日	
交付申請者欄	フリガナ					申請印
	氏名					印
	住所	(〒 - )				
		都道府県			市区町村	
	電話	-	-	FAX	-	

(1) 農地面積

所有農地(貸付地)	
	㎡

※ 自作地がある方は様式第2号を使用してください。

(2) 交付申請面積及び交付申請金額((1)の所有農地の内数)

所 在	地 番	地 目	面 積
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
交付申請面積(合計面積)			㎡
<input type="checkbox"/> 0.5ha以下	<input type="checkbox"/> 0.5ha超2.0ha以下	<input type="checkbox"/> 2.0ha超	

※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。

※ それぞれの面積は㎡単位とし、1㎡未満は切り捨てて記入してください。

交付申請金額	万円
交付単価	0.5ha以下 30万円
	0.5ha超2.0ha以下 50万円
	2.0ha超 70万円

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の所有の有無	
------------	--

(3) (集落営農組織への特定農作業委託の場合)特定農作業受委託契約を締結した集落営農組織名

集落営農組織名	
---------	--

※ 特定農作業受委託契約書を添付してください。

(4) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
------------------------	-------------------------------

### 耕作者集積協力金交付申請書

市町村長 殿

耕作者集積協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。  
 また、下記の記載内容について虚偽がないこと、虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

		申請年月日	年	月	日
交付申請者欄	フリガナ				
	氏名				
	住所	(〒 - )			申請印
		都道府県	市区町村		
電話	-	-	FAX	-	-

(1) 交付申請面積及び交付申請金額

所在	地番	地目	面積
			m <sup>2</sup>
			m <sup>2</sup>
			m <sup>2</sup>
			m <sup>2</sup>
交付申請面積(合計面積)			a

- ※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。
- ※ 各筆毎の面積はm<sup>2</sup>単位とし、1m<sup>2</sup>未満は切り捨てて記入してください。
- ※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。

交付申請金額	円	( 交付単価 20,000円/10a )
--------	---	----------------------

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の確認	
---------	--

※ 遊休農地は交付対象となりません。

(2) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
------------------------	-------------------------------



### 耕作者集積協力金交付申請書

市町村長 殿

耕作者集積協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。  
 また、下記の記載内容について虚偽がないこと、虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

申請年月日: 年 月 日

交付申請者欄	フリガナ			申請印
	氏名			印
	住所	(〒 - )	都道府県	市区町村
	電話	- -	FAX	- -

(1) 交付申請面積および交付申請金額

所在	地番	地目	面積	農地の所有者	本来の貸借期間	合意解約の年月日
			m <sup>2</sup>		(年月日~年月日)	(年月日)
			m <sup>2</sup>			
			m <sup>2</sup>			
			m <sup>2</sup>			
交付申請面積(合計面積)			a			

- ※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。
- ※ 各筆毎の面積はm<sup>2</sup>単位とし、1m<sup>2</sup>未満は切り捨てて記入してください。
- ※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。
- ※ 許可指令書等、合意解約したことを証する書類を添付してください。

交付申請金額	円	( 交付単価 20,000円/10a )
--------	---	----------------------

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の確認	
---------	--

※ 遊休農地は交付対象となりません。

(2) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
------------------------	-------------------------------

(別記2様式第1号から第5号までの別添)

### 個人情報の取扱い (例)

以下の「機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて」をよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱いの確認」欄の□印にレ印を必ず御記入ください。

#### 機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて

市町村は、機構集積協力金交付事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市町村は、本事業の実施に係る集落等への説明会や都道府県及び国への報告等で利用するほか、次の事業等（注1）に係る交付金等の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供する場合があります。

事業等 (注1)	農地集積・集約化対策事業、規模拡大交付金交付事業、人・農地問題解決推進事業（人・農地プラン作成事業及び地域農業支援組織連携強化活動事業）、青年就農給付金（経営開始型）、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置、経営所得安定対策、直接支払等推進事業、経営体育成支援事業 等 (※ その他追加すべき事業等がある場合は追加すること)
関係機関 (注2)	国、都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業再生協議会、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業共済組合連合会、農業共済組合、土地改良区、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の融資機関、農地集積協力金交付事業の事業実施主体、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体 等 (※ その他追加する機関があれば追加すること)

(別記3)

## 農地情報公開システム等整備事業（平成25年度補正予算事業）

### 第1 目的

全ての農業委員会等（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第5項の規定に基づき農業委員会を設置していない市町村を含みます。以下同じです。）において農地法第52条の2の規定に基づく農地台帳を調製できるようにするとともに、農地法第52条の3の規定に基づく農地台帳に記録された事項の公表及び農地に関する地図の作成と公表を実施できるようにすることを目的とします。

### 第2 対象事業

#### 1 農地情報公開システム整備事業

本事業は、第1の目的を達成するために補助金により公募団体において造成された基金を活用して公募団体が行う次の事業とします。

- (1) 一元的電子マップシステムの開発委託事業
- (2) 一元的電子マップシステムの管理・運営事業
- (3) 一元的電子マップシステムを活用した農業委員会等の地図システム整備委託事業

#### 2 農地台帳システム整備事業

本事業は、第1の目的を達成するために補助金により都道府県において造成された基金を活用して事業実施主体が行う次の事業とします。

- (1) 農地台帳システムの新規導入事業
- (2) 農地台帳システムの改修事業
- (3) 農地台帳システムのデータ更新等システム管理事業

### 第3 事業の内容

#### 1 農地情報公開システム整備事業

##### (1) 一元的電子マップシステムの開発委託事業

公募団体が、一元的電子マップシステムを開発する事業者（以下「開発業者」といいます。）を公募し、選定された開発業者に一元的電子マップシステムの構築に要する経費を委託費として交付します。開発業者の公募に当たっては、総合評

価落札方式による公募を実施することとし、公募団体は確実に一元的電子マップシステムを構築できる開発業者を選定するものとします。

なお、一元的電子マップシステムには以下の機能を備えるものとします。

- ① 各農業委員会から農地台帳の公開情報をCSV形式で取り込むためのインターフェース及び取り込んだ情報をデータベース化し保存できる機能を備えていること。
- ② 関係機関から農地の受け手が必要としている情報の提供を受けた場合にCSV形式で取り込むためのインターフェース及び取り込んだ情報をデータベース化し保存できる機能を備えていること。
- ③ 各農業委員会から基図（地番図等）のデータ提供を受けた場合に、shape形式で取り込むためのインターフェース及び取り込んだ情報をデータベース化し保存できる機能を備えていること。
- ④ 日本全国の背景図（航空写真等）を原則2500分の1の縮尺（5000分の1でも可）で備えていること。また、当該地図及び③の基図を一般の者がインターネットで参照可能とするとともに、農業委員会等が無償で活用できること。
- ⑤ ①及び②で取り込んだ公開情報等について農地ごとにおおよその位置を④の地図上に図示することにより、一般の者に公開できる機能を備えていること。
- ⑥ その他一元的電子マップシステムの活用に必要な機能を備えていること。

## (2) 一元的電子マップシステムの管理・運営事業

公募団体が、1で開発した一元的電子マップシステムの管理や運営を実施するための事業です。具体的には以下の取組を実施するものとします。

- ① 各農業委員会に対し、農地台帳システムに関する指導を行うとともに、一元的電子マップシステムに搭載する農地台帳の公開情報を各農業委員会から収集すること。
- ② 一元的電子マップシステムの利用者（農業委員会等関係機関も含む。）からの問い合わせに対応すること。
- ③ 一元的電子マップシステムの利用促進
- ④ その他一元的電子マップシステムの管理・運営に必要な取組

## (3) 一元的電子マップシステムを活用した農業委員会等の地図システム整備委託事業

公募団体が、1で開発した一元的電子マップシステムを活用し、農地法第52条の3第2項の規定に基づき各農業委員会が整備することとなる地図を利活用でき

るようにするため、各農業委員会が業務で活用するために必要な機能を備えているソフトウェアの開発及び農地台帳との結合やシステムのセットアップを行う事業者（以下「利活用事業者」といいます。）を公募し、選定された利活用事業者に各農業委員会が地図の活用に必要な経費を委託費として交付します。利活用事業者の公募にあたっては、総合評価落札方式による公募を実施することとし、公募団体は確実に各農業委員会が地図を利活用できる利活用事業者を選定するものとします。

なお、本事業により開発するソフトウェアは原則として各農業委員会で整備する全ての農地台帳システムと互換性を有していることとします。

## 2 農地台帳システム整備事業

### (1) 農地台帳システム新規導入事業

都道府県が、自ら又は市町村への補助により実施する事業であって、農地台帳システムを導入していない農業委員会等が農地法第52条の2の規定に基づく農地台帳を調製するためのシステム整備を実施するために要する経費を補助します。なお、農地台帳システムの新規導入にあたっては平成25年度委託事業「多面的機能・担い手調査のうち直接支払制度の設計に必要な基盤調査等」により作成される最適化システム構築案及びデータベース（以下「システム構築案等」といいます。）を活用するものとします。

### (2) 農地台帳システムの改修事業

都道府県が、自ら又は市町村への補助により実施する事業であって、農地台帳システムを導入している農業委員会等が農地法第52条の2の規定に基づく農地台帳を調製するために既存のシステムを改修するために要する経費を補助します。なお、農地台帳システムの改修にあたってはシステム構築案等を活用するものとします。

### (3) 農地台帳システムのデータ更新等システム管理事業

都道府県が、自ら又は市町村への補助により実施する事業であって、農地台帳システムを導入している農業委員会等が農地法第52条の2第3項の規定に基づく農地台帳の正確な記録の確保に努めるために実施する固定資産課税台帳や住民基本台帳との照合及び農地台帳システムの維持管理を実施するために要する経費を補助します。

#### 第4 事業の要件

第3の2の事業実施にあたっては、以下の要件を満たす必要があります。

##### 1 農地台帳システムで管理すべき項目

第2の2で規定した事業を実施する際には、都道府県は事業実施主体に対して農地法第52条の2で定めた事項を適切に管理できることを条件として付すこととします。

##### 2 農地台帳システムに具備すべき機能

第2の2で規定した事業を実施する際には、都道府県は事業実施主体に対して以下の機能を満たしていることを条件として付すこととします。

- (1) 名寄せ等のためのコードの追加が容易であること。
- (2) 集計可能な項目の追加がなるべく多くできること。
- (3) CSV形式でのデータ出力などにより、エクセル等の表計算ソフト等と親和性が高いこと。
- (4) 一筆の一部を使用賃借している場合などに対応出来るよう、内地番管理が可能なこと。
- (5) 地番のない河川敷等における耕作状況を集計管理出来るよう、仮地番によるデータ管理が可能であること。
- (6) 農地面積や権利関係等の必要項目の履歴管理が出来ること。

(別記4)

## 機構集積支援事業

### 第1 目的

担い手への農地集積・集約化を目的として設立される農地中間管理機構が実効性をもって機能していくためには、同機構と連携・協力関係にある農業委員会等が効果的かつ効率的に業務を遂行できるようにする必要があるため、農業委員会等が行う以下の事業に必要な経費を支援します。

### 第2 事業の内容

#### 1 農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業

##### (1) 農地の利用関係の調整

農地の利用関係の調整・あっせん等については、次に掲げる活動に要する経費を支援します。

ア 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の2第1項に基づく勧告、同条第2項に基づく許可の取消し及び同条第3項に基づくあっせんその他必要な措置に関する調査・調整

イ 農地法第6条第1項に基づく農業生産法人の報告等による農業生産法人等の台帳の作成・整理、同条第2項に基づく勧告、同条第3項に基づくあっせん及び同法第14条第1項に基づく農業生産法人に対する立入調査

ウ 農地法第25条第1項に基づく和解の仲介に関する調査・調整

##### (2) 農地の利用状況等の調査

農地の利用状況等の調査については、次に掲げる活動に要する経費を支援します。

ア 農地の利用状況等の調査

(ア) 農地及び採草放牧地（以下「農地等」といいます。）の権利取得が、その利用状況、地域農業との関係等からみて、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないかの確認及び別段の面積を定める区域の設定等に必要となる調査

(イ) 農地法第30条第1項、第2項及び第31条第2項に基づく農地の利用状況調査並びに第34条に基づく遊休農地等の農業上の利用の増進を図るために必要なあっせん及び農地の利用関係の調整

イ 所有者等への利用意向調査

(ア) 農地法第32条及び第33条に基づく利用意向調査に係る権利関係等の調査・調整

(イ) 農地法第34条に基づく遊休農地等のあっせん及び利用関係の調整を踏まえた利用関係調整簿の作成並びに作成に要する調査

(ウ) 農地法第35条に基づく農地中間管理機構等への通知及び必要な調整

(エ) 農地法第36条に基づく所有者等（農地の所有者又はその農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者をいいます。

以下同じです。) に対する勧告、農地中間管理機構への勧告した旨の通知及び必要な調整

ウ 所有者不明の農地の権利関係調査

農地法第32条及び第33条に基づく利用意向調査の実施に当たり、当該農地の所有者等の所在が不明の場合における権利関係の調査

(3) 農地等訴訟等事務処理

農業委員会等を当事者又は参加人とした農地等の権利移動の処分等に対する訴訟事件の処理等については、次に掲げる活動に要する経費を支援します。

ア 訴訟事務に関する活動

イ 行政不服審査事務に関する活動

(4) 農地等の台帳の調査等

農地台帳の整備については、次に掲げる活動に要する経費を支援します。

ア 農地等の所在、所有者等の調査

イ 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出及び農地法第30条等に基づく農地の利用状況調査の結果等の入力

ウ その他本事業を実施するために必要なシステムの活用等に要する経費

(5) 農地の権利移動・借賃等調査

農地法第52条に基づく農地の権利移動・借賃等の動向等に関する情報の収集、整理、分析及び情報の提供については、次に掲げる活動に要する経費を支援します。

ア 農地法、基盤強化法及び機構法による農地の権利移動及び転用の状況等について、1月から12月までの権利移動等に係る次に掲げる事項の把握

(ア) 排作目的の権利の設定・移転に関する事項

(イ) 貸借の終了に関する事項

(ウ) 農地等の転用に関する事項

(エ) その他農地の権利移動に関する事項

イ 次に掲げる事項を掲載した賃借料情報（過去1年間の地域の実勢を踏まえ、農地の賃借権を設定する際の目安となるものをいいます。）の提供

(ア) 賃借料情報を提供した地域（区分）名

(イ) 地域（区分）別の賃借料の平均額

(ウ) 地域（区分）別の賃借料の最高額

(エ) 地域（区分）別の賃借料の最低額

(オ) 集計に用いたデータを収集した期間

(カ) 集計に用いたデータ数

ウ ア及びイに掲げる事項以外の農地に関する情報収集

(6) その他

(1) から (5) までに定める活動に関する次に掲げる活動に要する経費について支援します。

ア 関係資料の収集・作成・整理・提出

イ 関係機関との会議又は打合せ

2 農地の有効利用を図るための支援事業



農業委員会等が、優良農地の確保・農地の有効利用を図るために行う次に掲げる活動に要する経費を支援します。

(1) 農地の有効利用を図るための活動

ア 農地集積の推進活動

(ア) 農地所有者の所在の特定及び所有者等に対する農地の管理・利用状況、将来の経営意向、後継者の有無等についての調査

(イ) (ア) の活動等により得た情報を踏まえた利用調整活動

(ウ) 農業者、新規就農者、農業法人及び新たに農業に参入する企業等(以下「農業者等」といいます。)に対する集落座談会の開催等、農地の有効利用を促進するための掘り起こし活動

イ 農地相談員の活動

農地相談員が行うア及び次に掲げる活動

(ア) 農業者等からの農地の権利取得、相続・贈与及び有効利用並びに農業経営等に関する相談

(イ) (2) の研修における研修資料作成及び講師の補助

(ウ) (ア) 及び (イ) のほか、農業委員会等が行う事務の補助等

(2) 農業委員等の資質向上のための研修の実施

農業委員及び職員並びに農業者等に対し、必要な知識を取得させることを目的とした研修の実施

(3) その他

(1) 及び (2) に定める活動のほか、農地制度の適正な運用を図る観点から、地方農政局長等が特に必要と認めた活動

3 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

農業委員会等の資質向上のため、都道府県農業会議が行う次に掲げる活動に要する経費を支援します。

(1) 農地の有効利用を図るための活動等

ア 農業委員会による遊休農地解消措置や農地集積の推進を図るための取組に対する支援、当該取組状況が不十分な農業委員会に対して行う個別具体的な助言・協力

イ 農業者等からの農地の権利移動の許可等に関する相談及び苦情等に対応するための職員及び農地相談員から構成される「農地に関する相談又は苦情処理窓口」の設置及び必要に応じて農地の利用調整活動を行うなどの農業者等からの相談対応

(2) 農業委員等の資質向上のための活動

農業委員会の農業委員及び職員並びに農業者等に対する農地及び農業経営等に関する研修等の実施

ア 農業委員等の研修

イ 中央研修会への出席

ウ 女性農業委員の登用促進及び組織化のための活動

(3) 農地法等に基づく業務を処理するための会議

農地法及びその他の法令により都道府県農業会議の所掌に属させた業務を処理するため、常任議員（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」といいます。）第47条の2第2項に規定するものをいいます。）及び会議員（農業委員会法第41条第2項に規定するものをいいます。）の常任議員会議（農業委員会法第51条の2第1項に規定するものをいいます。）及び総会（農業委員会法第46条第2項に規定するものをいいます。）への出席

(4) その他

(1) から (3) までに定める活動のほか、農地制度の適正な運用を図る観点から、地方農政局長等が特に必要と認めた活動

### 第3 事業実施の要件

事業実施の要件は、事業実施計画を提出する時点において、次の事項が確認できること（事業実施主体が市町村の場合を除きます。）とします。

なお、事業実施主体は、事業実施計画を提出する時点において、地方農政局長等が当該要件を満たしているか確認できる書類（議事録又は活動計画等）を提出してください。

1 第2の1及び2の事業の要件

(1) 農地等の権利移動の許可等の可否の審査に当たっては、審査基準の全ての項目ごとに区分し、申請書等に記載された内容が当該審査基準の項目ごとに、その判断の根拠を明確にして実施すること。

(2) 農地法第30条に基づく利用状況調査の範囲は、利用状況調査を実施する農業委員会内の区域内にある全ての農地（ただし、災害等により現地に立ち入れないなど外因的理由で実施できない場合を除きます。）とし、農地台帳に基づいた適正な調査を実施すること。

また、農地法第32条又は第33条に基づく利用意向調査については、所有者等から表明された意向の内容を勘案しつつ、農地中間管理機構及び市町村等の関係機関と連携し、農業上の利用の増進が図られるよう、農地の利用関係の調整等を実施すること。

(3) 総会及び農地部会（以下「総会等」といいます。）の議事録には、審議過程の全てを要約することなく、詳細に記載すること。

(4) 農業委員会が活動計画を策定し、その活動結果の点検評価を行うこと。

(5) 総会等の議事録及び活動計画並びに活動の点検評価結果を市町村のホームページなどで公表すること。

(6) 農地法第52条の3に基づく農地台帳及び農地に関する地図の公表を実施すること。

2 第2の2及び3の事業の要件

農業委員への女性の登用促進を目的とした周知活動等を実施すること。

### 第4 事業実施における留意事項

1 第2の1の事業の留意事項

(1) 農地の利用状況等の調査

遊休農地等のあっせん及び利用関係の調整に関し、関係機関又は所有者等との協

議又は打合せ等を行った場合には、事業実施主体は、別記4様式第1号により調整した農地、協議・打合せ等の概要等必要な情報を速やかに記録の上、整理・保存してください。

## (2) 農地等の台帳の調査等

農地等の所在、所有者等の調査には、農地法第52条の2第1項各号に掲げる事項の調査が含まれます。また、農地法施行規則第102条に基づく固定資産課税台帳及び住民基本台帳との照合のシステム化が完了するまでの間の暫定的な措置として、当該照合作業についても含むものとします。

## 2 第2の2の事業の留意事項

### (1) 農地の有効利用を図るための活動

#### ア 農地相談員となるべき者の選定

農地相談員の選定に当たっては、農地法、民法（明治29年法律第89号）及び不動産登記法（平成16年法律第123号）等農地に関連する制度に専門的な知見を有する者、又は地域の農業・農地事情に精通している者、第2の2の（1）に掲げる活動を適切かつ効率的に実施できる者から選定してください。

#### イ 相談・苦情概要の記録及び報告

農地相談員は、農地及び農業経営等に関する相談・苦情を受けた場合には、別記4様式第2号により相談・苦情日時、相談・苦情概要及び対応状況その他必要な情報を速やかに記録し、事業実施主体に報告してください。また、事業実施主体はそれを整理し、必要な措置を講じるとともに、それを保存してください。

### (2) 農業委員等の資質向上のための活動

ア 毎年度、当該年度の実施時期、研修目的、研修対象者及び研修内容等を記載した研修実施計画に基づき実施してください。

なお、当該研修実施計画の作成に当たっては、必要に応じて地域の農業関係機関・団体等と連携して作成してください。

イ 研修は、講義、研究討議、演習等により実施してください。

ウ 受講者には、研修の終了後、速やかに研修に関するレポートを提出するようにしてください。

エ 研修には、女性農業委員の活動に係る研修が含まれます。

## 3 第2の3の事業の留意事項

### (1) 農地の有効利用を図るための活動等

農業者等から農地の権利移動の許可等に関する相談又は苦情等に対応するため、職員及び農地相談員から構成される対策会議については、相談内容及び件数に応じて週2回程度開催してください。

なお、農地相談員は、事業実施主体ごとに農地に関する相談内容及び件数等に応じて、適切に配置するとともに、設置に関しては、2の（1）に準じて行ってください。

### (2) 農業委員等の資質向上のための活動の留意事項

ア 農業委員等への研修については、毎年度、当該年度における研修の実施時期、

研修目的、研修対象者及び研修内容等を記載した研修実施計画を作成し、当該計画に基づき実施してください。

なお、当該研修実施計画の作成に当たっては、地域の農業関係機関・団体と連携して作成してください。

また、研修の実施に当たっては、地域の農業関係機関・団体と共催して実施できるものとしします。

イ 中央研修会の出席については、国及び全国農業会議所が農地制度及び農業経営等に関する知識を習得させることを目的として実施する研修に出席できるものとしします。

なお、当該研修会に出席した場合、事業実施主体は、農業委員等に対する研修を積極的に実施するとともに、当該研修会に参加した者が講師となって習得した知識を提供する等、農業委員等の資質向上に努めてください。

ウ 女性農業委員の登用促進及び組織化のための活動には、都道府県農業会議における「女性農業委員登用促進アドバイザー」の設置や、女性農業者、市町村、関連団体等に対する女性農業委員の登用促進等の普及啓蒙活動が含まれます。

エ ア及びイに関する留意事項

(ア) 研修の開催は、管内を数ブロックに分けて実施することができるものとしします。

(イ) 研修は、講義、研究討議及び演習等により実施するものとしします。

(ウ) 受講者には、研修の終了後、速やかに研修に関するレポートを提出するようにしてください。

(エ) 研修には、都道府県段階の女性農業委員の登用促進及び活動に係る研修が含まれます。

## 第5 定期報告

- 1 事業実施主体は、毎年度、第3四半期の末日までの事業の実施状況について別記4様式第3号により、1月15日までに都道府県知事に報告してください。
- 2 都道府県知事は、事業実施主体から事業の実施状況の報告を受けた場合には、別記4様式第4号によりとりまとめたものを1月末までに地方農政局長等に報告してください。
- 3 地方農政局長等は、都道府県知事から報告を受けた場合には、その内容を審査し、事業の実施内容が不適切と認められる場合には、速やかに調査を行い、是正のために必要な指導を都道府県知事を経由して文書にて行うものとしします。
- 4 事業実施主体は、3の是正指導を受けた場合には、1ヶ月以内に必要な改善措置計画を作成し、都道府県知事を経由して地方農政局長等に提出してください。
- 5 地方農政局長等は、4により提出させた改善措置計画により改善が図られないと認められる場合には、本事業を中止し、補助金の一部又は全部を返還させるものとしします。

## 第6 農業委員等の活動の管理

- 1 事業実施主体から賃金、手当及び旅費の支払いの対象となった者は、活動した年月日、活動内容等を記載した日誌を取りまとめ、毎月末日までに事業実施主体に報告してください。
- 2 事業実施主体は、1により報告があった場合は、速やかに別記4様式第5号による活動管理簿に記載し、その活動を的確に把握・管理してください。

#### 第7 事業に要する経費の使途

事業に要する経費の使途は、別表2の9に掲げる内容とします。

#### 第8 事業の透明性の確保

事業実施主体は、事業実施に当たって、事業実施計画、事業実績報告、各種会議の資料及び研修のテキスト等について、ホームページ、広報誌等により公開してください。

#### 第9 個人情報の安全管理について

事業実施主体は、個人情報の取得、利用、管理及び提供等を行う場合には、個人情報に関する法令等を遵守し、本事業を通じて取得した個人情報の管理について、情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の必要かつ適切な措置を講じてください。

## 利用関係調整簿

### 1. 農地中間管理機構及び関係機関との利用調整

①調整した農地

	第32条第1項		第33条
	第1号	第2号	第1項
件数			
面積(m <sup>2</sup> )			

②利用調整(協議、打合せ等)の実績

回数	
延べ人数	

③利用調整(主な協議、打合せ等)の概要

実施日	担当者名	調整内容・場所	調整結果

### 2. 地域・集落(人・農地プラン)との利用調整

①調整した農地

	第32条第1項		第33条
	第1号	第2号	第1項
件数			
面積(m <sup>2</sup> )			

②利用調整(協議、打合せ等)の実績

回数	
延べ人数	

③利用調整(主な協議、打合せ等)の概要

実施日	担当者名	調整内容・場所	調整結果

### 3. 所有者等との協議・打合せ

#### ①調整した農地

	第32条第1項		第33条 第1項
	第1号	第2号	
件数			
面積(m <sup>2</sup> )			

#### ②利用調整(協議、打合せ等)の実績

回数	
延べ人数	

#### ③利用調整(主な協議、打合せ等)の概要

実施日	担当者名	調整内容・場所	調整結果

### 4. 借受希望者との協議・打合せ

#### ①調整した農地

	第32条第1項		第33条 第1項
	第1号	第2号	
件数			
面積(m <sup>2</sup> )			

#### ②利用調整(協議、打合せ等)の実績

回数	
延べ人数	

#### ③利用調整(主な協議、打合せ等)の概要

実施日	担当者名	調整内容・場所	調整結果

別記4様式第2号

相談・苦情簿

<input type="checkbox"/> 継続案件		管理番号				
件名					農地相談員名	
相談・苦情者	住所	電話 - -				
	職業		氏名	男・女 優		
受理	年	月	日	～	日	分
		時	分			
					種別	来訪 電話 文書 文書 その他( )
(相談・苦情概要)						
(処理結果の概要)						





(3)広域的な農地利用調整活動等への支援事業実施定期報告

〇〇都道府県農業会議

農産委員会に対する 助言・協力	農地相談員の設置						農産委員等の資質向上のための活動				農地法等に基づく 業務を処理する ための会議		その他活動		
	活動内容	農地 相談 員数	農地 相談 回数	農地 相談 件数	利用調整 等の活動 回数	研修 回数	研修 内容	出席 回数	出席 者数	出席 回数	出席 者数	開催 回数	開催 回数	事業内容	進捗状況
		人	日	件	回	回		人	回	人	回	回	人		



(2) 農地の有効利用を図るための支援事業実績定期報告

市区町村名 一連番号	農業委員会名	農地集積 の推進活 動	相談 員の 設置	相談員の活動		農業委員等の資質 向上のための活動	その他活動	
				相談 員数	活動日数		活動内容	事業内容
	委員会		人	日		開催回数 回	研修回数 回	
	委員会							
	委員会							

(3) 広域的な農地利用調整活動等への支援事業実績定期報告

農業委員会に対する 期翌・協力	農地相談員の設置				農業委員等の資質向上のための活動				農地法等に基づく 業務を処理する ための会議		その他活動				
	活動内容	農地 相談 員数	農地 相談 日数	相談 件数	利用調整 等の活動	開催 回数	参加 者数	研修 回数	研修 内容	出席 回数	出席 者数	開催 回数	出席 人数	事業内容	進捗状況
		人	日	件	回	人		回		回	人	回	人		

〇〇都道府県農業会議



## 農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱

農林水産事務次官依命通知  
平成26年2月6日付け25経営第3140号

最終改正 平成27年10月1日付け27経営第1572号

### (通則)

第1 農地集積・集約化対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、農地売買円滑化事業実施要領（平成13年4月1日付け12経営第2068号農林水産事務次官依命通知。以下「売買円滑化実施要領」という。）、農地売買支援事業実施要綱（平成12年4月1日付け12構改B第320号農林水産事務次官依命通知。以下「売買支援実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の対象及び補助率)

第2 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、別表1から3までの補助事業者の欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 農地中間管理機構事業
- (2) 機構集積協力金交付事業
- (3) 機構集積支援事業

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表1から3までに定めるところによる。

### (流用の禁止)

第3 次に掲げる流用をしてはならない。

- (1) 別表1から3までの区分の欄に掲げる事業の相互間における流用

- (2) 別表1の区分の欄に掲げる事業の相互間における流用
- (3) 別表1の区分の欄の2の経費の欄に掲げる(1)、(2)及び(3)の事業に係る経費と(4)の事業に係る経費の相互間における流用
- (4) 別表2の区分の欄に掲げる事業の相互間における流用
- (5) 別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(1)から(5)までの経費の相互間における流用
- (6) 別表3の経費の欄に掲げる(1)から(3)までの経費の相互間における流用(ただし、(2)の経費から(1)又は(3)の経費への流用は除く。)

(申請手続)

第4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び交付規則第2条に規定する交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、正副2部を地方農政局長等(北海道及び別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(3)から(5)の事業及び別表3の経費の欄に掲げる(4)の経費に係る事業を実施する補助事業者にあつては大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない補助事業者については、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第5 交付規則第2条の規定による申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第6 地方農政局長等は、第4第1項の規定による申請書の提出があつたときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に補助金交付決定の通知を行うものとする。

(申請の取下げ)

第7 補助事業者は、適正化法第9条第1項、交付規則第4条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。

(契約等)

第8 別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(3)から(5)までの事業及び別表3の経費の欄に掲げる(4)の事業を実施する補助事業者（以下「民間団体」という。）は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、本要綱の関係条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

2 民間団体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 民間団体は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第1号-2による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第9 補助事業者は、交付規則第3条第1号の規定に基づき地方農政局長等の承認を受けようとする場合（第10に定める軽微な変更を除く。）には、別記様式第2号による変更等承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 地方農政局長等は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

（軽微な変更）

第10 交付規則第3条第1号イ及びロに規定する大臣が定める軽微な変更は、別表1から3までの重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

（概算払等の請求）

第11 別表1の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、別記様式第3号-1による支払請求書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 別表2及び3の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記様式第3号-2による概算払請求書正副2部を作成し、地方農政局長等に提出しなければならない。

（事業遅延の届出）

第12 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、交付規則第3条第2号の規定に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）



第13 適正化法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付の決定があった年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において別記様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第3号-2による概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

2 前項の規定は、別表1の区分の欄に掲げる事業については適用しない。

（実績報告）

第14 別表1の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者は、補助事業を完了したときは、交付規則第6条第1項の規定に基づき、その日から、1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第5号-1による基金造成完了報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 別表2及び3の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者は、補助事業を完了したときは、交付規則第6条第1項の規定に基づき、その日から、1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、別記様式第5号-2による実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

3 第4第2項のただし書により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないまま交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第4第2項のただし書により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないまま交付の申請をした補助事業者は、第2項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、補助事業者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定（適正化法第15条の規定による確定をいう。）の日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第15 地方農政局長等は、第14第1項又は第2項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、

既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体が当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第16 地方農政局長等は、第9の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項(1)から(3)までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第15第3項の規定を準用する。

（財産の管理等）

第17 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入がある、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第18 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣の定める財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、交付規

則第5条により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 4 第17第2項の規定は、前項の承認をする場合に準用する。

#### （補助金の経理）

- 第19 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、交付規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え別記様式第7号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない

#### （報告）

- 第20 補助事業者のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人にあっては、この補助金に係る補助金等支出明細書（別記様式第8号）を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の6月末日までに大臣に報告するものとする。

#### （間接補助金交付の際付すべき条件）

- 第21 補助事業者は間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第8から第19までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

#### （基本的事項の公表）

- 第22 別表1の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業等の概要、基金事業等を終了する時期、基金事業等の目標、給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制を基金造成後速やかに公表しなければならない。

#### （基金の額及び基金事業等の実施状況報告）

- 第23 別表1の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国費相当額）、基金事業等に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業等の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算定根拠、基金事業等の目標に対する達成度を、基金の決算確定後速やか（別途指

示がある場合はこれによること)に地方農政局長等に報告しなければならない。

(使用見込みの低い基金等の返納)

第24 別表1の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者は、基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると農林水産大臣が認めた場合又は農林水産大臣が定める基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(区分経理等)

第25 別表1の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者は、基金事業の経理について、基金事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(他用途使用の禁止)

第26 基金は、実施要綱第3の1の(1)から(3)、第3の2及び3に規定する事業以外の用途に使用してはならない。

(基金から助成金等を交付する場合に民間事業者等に対して付すべき条件)

第27 別表1の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者は、基金から民間事業者等に対して助成金等を交付するときは、本要綱第17から第19まで及び第26の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(基金運営に関する監督・指導)

第28 地方農政局長等は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)の3及び4に規定されている各基準に適合するよう指導監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

(農地情報公開システム整備事業資金の取扱い)

第29 実施要綱第3の3の(1)に規定する農地情報公開システム整備事業に必要な資金造成のため、平成25年度補正予算により全国農業会議所に交付した経費については、第22から第28までの規定を適用するものとする。

附 則 (平成26年2月6日付け25経営第3140号)

1 この通知は、平成26年2月6日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日付け25経営第3140号-1)

1 この通知は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 この通知による改正前の要綱に基づき、平成25年度までに実施した事業については、なお、従前の例によるものとする。
- 3 この通知の施行に伴い、農地保有合理化促進対策費補助金交付要綱（昭和48年8月27日付け48構改B第2482号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。ただし、廃止前の同要綱により平成25年度までに実施した事業等については、なお、従前の例によるものとする。

附 則（平成27年2月3日付け 26経営第2810号）

- 1 この通知は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき、交付決定を受けた事業については、なお、従前の例によるものとする。

附 則（平成27年4月9日付け 26経営第2810号-1）

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき、交付決定を受けた事業については、なお、従前の例によるものとする。ただし、第29に関してはこの限りではない。

附 則（平成27年10月1日付け 27経営第1572号）

- 1 この通知は、平成27年10月1日から施行する。

別表1（第2、第3、第10、第11、第13及び第14関係）

区 分	経 費	補助率	補助事業者	重 要 な 変 更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 農地中間 管理機構事 業	補助事業者が実施要綱第3の1 に規定する借受農地管理等事業に 必要な資金の造成に要する経費	定 額	都道府県		事業の新設、又は 廃止
2 機構集積 協力金交付 事業	補助事業者が実施要綱第3の2 に規定する次の事業に必要な資金 の造成に要する経費  (1)地域集積協力金交付事業 (2)経営転換協力金交付事業 (3)耕作者集積協力金交付事業 (4)機構集積協力金推進事業	定 額	都道府県		事業の新設、又は 廃止

別表2（第2、第3、第4、第10、第11及び第14関係）

区 分	経 費	補助率	補助事業者	重 要 な 変 更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 農地中間管理機構事業	補助事業者が実施要綱第3の1及び売買円滑化実施要領に規定する次に掲げる事業に要する経費				事業実施主体の変更 事業の新設、又は廃止
	(1)農地集積奨励金交付事業	定 額	都道府県		
	(2)農地中間管理事業等推進事業 ア 都道府県推進事業 イ 農地中間管理機構運営事業	定 額	都道府県		
	(3)条件整備資金利子助成事業 ア 条件整備資金利子助成費 イ 条件整備資金利子助成業務費	定 額	農林水産省 経営局長が別に定める公募要領に基づき応募した者から選定された団体（以下「公募団体」という。）	経費の欄に掲げるアの経費からイの経費への流用	
	(4)機構業務支援事業 ア 農地中間管理機構職員研修事業 イ 企業参入促進事業	定 額	公募団体		
(5)農地売買円滑化事業 ア 差損助成費 イ 差損助成業務費	定 額	公募団体	経費の欄に掲げるアの経費からイの経費への流用		
2 機構集積支援事業	補助事業者が実施要綱第3の4に規定する次に掲げる事業に要する経費	定 額	都道府県	経費の欄に掲げる(1)、(2)及び(3)の経費の相互間における各経費の30%を超える増減	事業実施主体の変更 事業の新設、又は廃止
	(1)農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業				
	(2)農地の有効利用を図るための支援事業				
	(3)広域的な農地の利用調整活動等への支援事業				

別表3 (第2、第3、第4、第10、第11及び第14関係)

区 分	経 費	補助率	補助事業者	重 要 な 変 更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
農地中間管理 機構事業	補助事業者が売買支援実施要綱に規定する農地売買支援事業等に要する次の経費				事業実施主体の変更 事業の新設、又は 廃止
	(1) 都道府県指導推進整備費 都道府県が農地中間管理機構等に対し指導及び連絡等を行うのに要する経費	当該補助 事業費の 1/2以内	都道府県		
	(2) 機構業務費 農地中間管理機構等が売買支援事業及び緊急加速事業として行う農用地等の売買・賃貸等業務、農地売渡信託等事業として行う農用地等の信託引受・売渡等業務、農業生産法人出資育成事業として行う農用地等の買入れ・出資等業務及び畜産環境リース事業として行う農業用機械・施設の管理業務等に要する次の経費に対し、都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費 ア 契約書及び許可申請書作成費 イ 契約書及び許可申請書等関係資料作成費 ウ 登記申請書 エ 登記関係証明書 オ 諸税 カ 金銭消費貸借契約費 キ 対価賃借料徴収支払関係費 ク 財産管理費 ケ 測量費 コ 通信費 サ 旅費 シ 資金回収事務費 ス 信託・出資検討会費 セ 農地管理業務費 ソ 委託契約印紙税 タ 連携強化活動費 農地中間管理機構等が行う	当該間接 補助事業 費の6/10 以内	都道府県		



農地中間管理機構事業の実施  
に係る団体等との連携活  
動に要する経費

(3)機構事業費

ア 農地継承円滑化事業助成費  
農地中間管理機構等が行  
う農地継承円滑化に係る事業  
に要する次に掲げる経費に対  
し、都道府県が補助する場合  
における当該補助に要する経  
費及び市町村が補助する場合  
における当該補助に要する経  
費につき都道府県が補助する  
場合における当該補助に要す  
る経費

当該間接  
補助事業  
費の1/2  
以内

都道府県

① 農地維持管理費

農地を適切に維持管理する  
ための緑肥作物等の栽培等に  
よる管理耕作、特産農産物普  
及のための試験栽培及び農業  
後継者、新規就農者等のため  
の実践研修用地としての活用  
等に要する経費

② 簡易な土地基盤整備費

農地の維持管理のために行  
う簡易な土地基盤整備に要す  
る経費

イ 賃借料前払資金助成費

農地中間管理機構等が農用  
地等の賃借料の3から10年分  
の前払いに要する資金を借入  
金により調達した場合の当該  
借入利息の支払に要する経費  
に対し、都道府県が補助する  
場合における当該補助に要す  
る経費及び市町村が補助する  
場合における当該経費につき  
都道府県が補助する場合にお  
ける当該補助に要する経費

当該間接  
補助事業  
費の6/10  
以内

(一般タイプ)

ウ 農地保有合理化緊急加速事  
業費

(緊急加速分利子助成費)

農地中間管理機構等が緊急  
加速事業として買い入れた農  
用地等の対価の支払に要する  
資金を借入金により調達した  
場合の当該借入利息の支払に

当該間接  
補助事業  
費の7/10  
以内

	<p>要する経費に対し、都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費及び市町村が補助する場合における当該補助に要する経費につき都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>(4) 支援法人費  公益社団法人全国農地保有合理化協会が農地集積・集約化のため行う事業に要する次に掲げる経費  ア 支援法人指導推進等整備費  農地中間管理機構等に対し金融機関から調達する農地の買入資金等の貸付けを行うための体制整備等に要する経費  イ 借入資金利子助成費  農地中間管理機構等が売買支援実施要綱第4の1の事業を実施するための資金の調達に要する経費</p>	<p>定 額</p>	<p>公益社団法人全国農地保有合理化協会</p>		
--	--	------------	--------------------------	--	--

(用語の定義)

- ※農地中間管理機構等：農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構）及び旧農地保有合理化法人（農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）附則第3条に規定する旧農地保有合理化法人）
- ※売買支援事業：売買支援実施要綱第4に規定する事業（5に規定する事業を除く。）
- ※緊急加速事業：農地保有合理化緊急加速事業実施要綱（平成10年4月8日付け10構改B第365号農林水産事務次官依命通知）第4に規定する事業
- ※農地売渡信託等事業：農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第7条第2号に規定する事業
- ※農業生産法人出資育成事業：農業経営基盤強化促進法第7条第3号に規定する事業
- ※畜産環境リース事業：経営構造改革緊急加速リース支援事業実施要領（平成16年4月1日付け15経営第7174号農林水産事務次官依命通知）第5に規定する畜産環境対応リース事業
- ※公益社団法人全国農地保有合理化協会：平成25年4月1日に公益社団法人全国農地保有合理化協会という名称で設立された団体

別記様式第1号（第4関係）（その1）

（別表1の区分の欄に掲げる事業を実施する場合）

平成 年度農地集積・集約化対策事業費補助金（〇〇〇〇）\*交付申請書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 大臣の交付決定を受けている場合は大臣  
内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受けている  
場合は内閣府沖縄総合事務局長 〕

住 所  
団 体 名  
代表者名 印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化対策事業費補助金  
交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

※（〇〇〇〇）には、別表1の区分の欄の該当する事業名を記載する。

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（実績）
- 3 経費の配分

区 分	補助事業に要する 経費 （又は補助事業に 要した経費） （A+B）	負担区分		備 考
		国庫補助金 （A）	その他 （B）	
	円	円	円	
合 計				

※ 区分の欄は、別表1の区分及び経費の欄の事業名を記載する。

4 事業完了予定年月日 平成 年 月 日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金 その他の	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

※ 区分の欄は、別表1の区分及び経費の欄の事業名を記載する。

6 添付書類

都道府県の補助金交付規程又は要綱等

(注) 2の様式は、実施要綱第6の2に定める都道府県基金造成計画に準ずる。

別記様式第1号（第4関係）（その2）

（別表2の区分の欄に掲げる事業を実施する場合）

平成 年度農地集積・集約化対策事業費補助金（〇〇〇〇）\*交付申請書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 大臣の交付決定を受けている場合は大臣  
内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受けている  
場合は内閣府沖縄総合事務局長 〕

住 所  
団 体 名  
代表者名 印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化対策事業費補助金  
交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

※（〇〇〇〇）には、別表2の区分の欄の該当する事業名を記載する。

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（実績）
- 3 経費の配分

別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(1)、(2)の事業を実施する場合

区 分	補助事業に要する 経費 (又は補助事業に 要した経費)  (A+B+C+D)	負担区分				備 考
		国庫 補助金 (A)	都道府県 (B)	農地中間 管理機構 (C)	その他 (D)	
	円	円	円	円	円	
合 計						

別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(3)、(4)及び(5)の事業を実施する場合

区 分	補助事業に要する 経費 (又は補助事業に 要した経費) (A+B)	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	
合 計				

別表2の区分の欄の2の経費の欄に掲げる事業を実施する場合

区 分	補助事業に要する 経費 (又は補助事業に 要した経費) (A+B+C+D)	負担区分				備 考
		国庫 補助金 (A)	都道府県 (B)	市町村 (C)	都道府県 農業会議 (D)	
	円	円	円	円	円	
合 計						

※ 区分の欄は、別表2の区分及び経費の欄の事業名等を記載する。

4 事業完了予定年月日                      平成      年      月      日

5 収支予算(精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金 その他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

※ 区分の欄は、別表2の区分及び経費の欄の事業名等を記載する。

6 添付書類

- (1) 都道府県の補助金交付規程又は要綱等
- (2) 定款、寄附行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (3) 事業の一部を委託して実施する場合は委託契約書の写し（実績報告書の場合に限る。）

(注) 2の様式は、実施要綱第7の1、第8の1及び第10の1に定める事業実施計画書、売買円滑化実施要領第9の1に定める事業実施計画書に準ずる。

別記様式第1号（第4関係）（その3）

（別表3の経費の欄に掲げる(1)から(3)までの経費に係る事業を実施する場合）

平成 年度農地集積・集約化対策事業費補助金（〇〇〇〇）\*交付申請書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

大臣の交付決定を受けている場合は大臣  
内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受けている  
場合は内閣府沖縄総合事務局長

住 所  
団 体 名  
代表者名 印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化対策事業費補助金  
交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

※（〇〇〇〇）には、別表3の経費の欄に掲げる(1)から(3)までのうち該当する経費名を記載する。

1 事業の目的

（注）本要綱別表3の経費の欄に掲げる(1)から(3)までの経費ごとに記入すること。

2 事業の内容

(1) 都道府県指導推進整備事業計画（又は実績） (実施主体： )

区 分	回 数	人 数	内 容
農地中間管理機構等の指導	回	延 人	
会議開催			

(2) 機構業務・機構事業

ア 事業推進計画（又は実績） (実施主体： )

区 分	回 数	員 数	備 考
1 契約書作成		部	金額 内訳 委託事業の場合には、委託先名を記入すること。
2 諸税		筆	
3 財産管理費		延 人	
(1)見回り	回	ha	
(2)除草		件	
4 測量費			





貸借	本年度分	借入	担い手支援(貸借)																
		継続貸付	一般タイプ																
			担い手支援(貸借)																
		新規貸付	一般タイプ																
			担い手支援(貸借)																
		解約	一般タイプ																
	担い手支援(貸借)																		
	返還	一般タイプ																	
		担い手支援(貸借)																	
	本年度末保有量	貸借	一般タイプ																
		担い手支援(貸借)																	
	未貸付	使用貸借	一般タイプ																
担い手支援(貸借)																			

- (注) 1 担い手支援(売買)は、売買支援実施要綱(平成12年4月1日付け12構改B第320号農林水産事務次官依命通知)第4の1の(2)の事業を、担い手支援(貸借)は、同要綱第4の1の(1)の事業を、総合支援事業とは、農地保有合理化総合支援事業実施要領(平成18年3月31日付け17経営第7464号農林水産事務次官依命通知)第4の1の(1)に規定する事業をいう。
- 2 前年度末保有量欄及び本年度末保有量欄の件数は買入件数によるものとし、また、価額欄には対応する土地等の買入価額を記入する。
- 3 交換の場合の譲受、譲渡は売買欄に〈 〉書で、譲受=買入、譲渡=売渡として外数で記載すること。
- 4 売渡の価額欄は、下段には当該売渡土地の売渡価額を記載し、上段には、売渡価額に対応する土地等の買入価額を〔 〕内に記載する。また、未墾地の売渡の面積欄は、下段には全売渡面積を記載し、上段にはそのうち未墾地のままで売渡した面積を〔 〕内に記載する。
- なお、長期育成タイプのうち分割払い型については、代金を完済したものを売渡の欄に記入し、価額の欄は、下段は記入せず、上段に該当する買入価額を〔 〕内に記載する。
- 5 貸借の欄には、一括前払いに年払いを含めて記載する(年払いについては価額の記載を要しない)。
- なお、一括前払いについての本年度分欄の借入価額欄は前払いをした金額を記載し、継続貸付、新規貸付の価額欄には当該年度の実際の賃借料収入額を記載し、前年度末保有量欄及び本年度末保有量欄の価額欄には、それぞれの区分に該当する土地に係る前払資金の借入残高を記載する。
- 6 解約とは、農地中間管理機構等と転借人、返還とは、地主と農地中間管理機構等との関係である。
- 7 農業用施設用地等には、混牧林利用地を含め、担い手支援(売買)、特別タイプ及び総合支援事業の農業用施設等には、当該施設と一体的に利用される装置を含む。

ウ 農用地等買入等資金導入計画(又は実績) (実施主体: ) (単位: 円)

区 分	A 前払いされた賃借料の支出の合計額	B 貸付料の徴収金額の合計額	C 年間平均借入残高 $\frac{A-B}{365}$	D 補助対象額		国庫補助金 (D×6/10)	備考
				α率	金額 (C×α)		
賃借料前払資金	一般タイプ						

- (注) 1 A欄は、当該年度4月1日現在における前払いされた支出額の残高に、年間の日数(365日又は366日)(手形借入れによる借換えがある場合は当該日数1日を加えた日数。)を乗じて得た額を記入すること。
- なお、支払額には、利払いのための借入金を含むものとする。
- 2 B欄は、個々の農用地等の賃借料の徴収額に、当該賃借料の徴収金額の収入日の翌日から当該年度の

3月31日までの日数を乗じて得た額との合計額を記入すること。

3 D欄の $\alpha$ 率は、別途農林水産省経営局長が定める数値によること。

エ 農地継承円滑化事業計画（又は実績）

（実施主体： ）

農地維持管理					簡易な土地基盤整備		備考
管理の方法	管理の形態	管理面積	作目	管理費の対象	実施（受益）面積	事業内容及び事業量	
		10a			10a		
計							

（注）1 管理の方法の欄は緑肥作付、試験栽培、実践研修用地等どのように有効利用するか記入する。

2 管理の形態は、直轄、委託、一部委託等の別を記入する。

3 管理費の対象は種苗代、薬剤費等助成対象を記入する。

4 備考欄には実施市町村及び地区名を記入する。

オ 農地保有合理化緊急加速事業（緊急加速事業利子助成分）（貸付育成タイプ）

a 事業計画（又は実績）

（実施主体： ）

区分	一般農地			農業用施設用地等			農業用施設等		合計		
	件数	面積	価額	件数	面積	価額	件数	価額	件数	面積	価額
売	件	10a	千円	件	10a	千円	件	千円	件	10a	千円
買	前年度末保有量										
	本年 売 渡										
	度分 一時貸付										
	本年度末保有量										

（注）1 前年度末保有量欄及び本年度末保有量欄の件数は買入件数によるものとし、また、価格欄には対応する土地等の買入価額を記入する。

2 売渡の価額欄は、下段には当該売渡土地の売渡価額を記載し、上段には売渡価額に対応する土地の買入価額を（ ）内に記載する。

3 農業用施設用地等には、混牧林利用地を含め、農業用施設等には、当該施設と一体的に利用される装置を含む。

b 資金導入計画（又は実績）

（実施主体： ）

（単位：円）

区分	A	B	C	D	E		国庫補助金 (E×7/10)	備考
	買入対価の支出の合計額	貸付料の徴収金額の合計額	売渡対価に対応する買入対価の合計額	年間平均借入残高 A-B-C 365	補助対象額 $\alpha$ 率	金額 (D× $\alpha$ )		

（注）1 A欄は、当該年度4月1日現在における土地買入等残高（前年度末までの元本償還分を除く額）に年間の日数（365日又は366日）（手形借入れによる借換えがある場合は、当該日数1日を加えた日数。）を乗じて得た額と農用地等の買入対価の支出額に、当該対価の支出額の支払日から当該年度の3月31日までの日数を乗じて得た額との合計額を記入すること。

なお、支払額には、利払いのための借入金を含むものとする。

2 B欄は、個々の農用地等の賃借料の徴収金額に、当該賃借料の徴収金額の収入日の翌日から当該年度の3月31日までの日数を乗じて得た額との合計額を記入すること。

3 C欄は、個々の農用地等の売渡対価に対する買入対価の徴収金額の収入日の翌日から当該年度の3月3

1日までの日数を乗じて得た額との合計額を記入すること。

4 E欄のα率は、別途農林水産省経営局長の定める数値のうち賃借料前払資金の率とする。

カ 経営構造改革緊急加速リース支援事業計画（又は実績）

事業実施主体名	業務費内訳	員 数	事業費	国 費

3 経費の配分

区 分	総事業費 (A)+(B)+ (C)+(D)+ (E)	補助事業に要 する経費（又 は補助事業に 要した経費） (A)+(B)	負 担 区 分					経費積算 の基礎
			国 庫 補助金 (A)	都道府 県 費 (B)	市 町 村 費 (C)	農地中 間管理 機構等 費 (D)	その他 ( ) (E)	
農地売買支援事業費 (1) 都道府県指導推進整備費 (2) 機構業務費 (3) 機構事業費 ア 農地継承円滑化事業助成費 イ 農地維持管理費 イ 簡易な土地基盤整備費 イ 賃借料前払資金助成費 ウ 農地保有合理化緊急加速事業費	円	円	円	円	円	円	円	
合 計								

4 事業完了予定年月日 平成 年 月 日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金	円	円	円	円	
都 道 府 県 費					
合 計					

## (2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
農地売買支援事業費	円	円	円	円	
(1) 都道府県指導推進整備費					
(2) 機構業務費					
(3) 機構事業費					
ア 農地継承円滑化事業助成費					
イ 農地維持管理費					
ロ 簡易な土地基盤整備費					
エ 賃借料前払資金助成費					
オ 農地保有合理化緊急加速事業費					
合 計					

## 6 添付資料

補助金の交付に関する規程その他参考資料を添付すること。

別紙様式第1号（第4関係）（その4）

（別表3の経費の欄に掲げる(4)の経費に係る事業を実施する場合）

平成 年度農地集積・集約化対策事業費補助金（〇〇〇〇）\*交付申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣

〇 〇 〇 〇 殿

住 所

公益社団法人全国農地保有合理化協会

会 長 氏 名 印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

※（〇〇〇〇）には、別表3の経費の欄に掲げる(4)の経費名を記載する。

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 農地売買支援事業推進指導計画（又は実績）

ア 指導計画等（又は実績）

区 分	回 数	員 数	備 考
1 事業推進指導	回	延 人	
2 現地検討会	回	延 人	
3 中央検討会	回	延 人	
4 事業調査	回	延 人	
5 資料作成			
(1) 現地検討会			部
(2) 中央検討会			部
(3) 調査結果			部

イ 事業推進資料作成計画（又は実績）

資 料 名	部 数	主な配布先	資 料 の 内 容

(2) 農地及び事業相談活動計画（又は実績）

開 催 時 期	人 員	内 容	備 考
月 日	人		(実績：相談件数 件)

## (3)農地中間管理機構事業連携指導実施計画（又は実績）

開催時期	出席人員	指導概要	備考
月 日	人		

## (4)連携支援体制機能管理運営整備計画（又は実績）

区分	時期	回数	員数	内容	備考
1 情報提供機能管理運営費					
(1)データベース設定		回	延 人		
(2)データベース作成					
(3)データマップ整備					
2 情報集約機能管理運営費					
(1)入力・取りまとめ作業		回	延 人		
(2)集計分析調査員		回	延 人		
(3)集計結果資料作成					部
3 システム管理費					
(1)パソコンリース					台
(2)パソコン保守					台

## (5)無利子貸付資金償還業務計画（又は実績）

区分	時期	回数	員数	業務内容	備考
1 償還担当員			回 延 人		
2 償還業務			回 延 人		
3 貸付金管理運営					
4 債権管理					
(1)調査資料作成					部
(2)現地調査		回	延 人		
(3)外部監査		回	延 人		

## (6)借入金貸付業務体制整備計画（又は実績）

区分	時期	回数	員数	体制整備内容	備考
1 資金調達業務			回 延 人		
(1)市場調査		回			
(2)資金調達		回			
2 借入金管理業務			回 延 人		
(1)償還件数					人
3 貸付業務			回 延 人		
(1)貸付件数					人
4 債権管理業務			回 延 人		
(1)調査資料作成					部
(2)現地調査		回	延 人		
5 貸付審査業務			回 延 人		
(1)貸付審査会		回	延 人		
(2)外部監査		回	延 人		
6 貸付業務活動計画					
(1)借入金管理システム					
a システム開発					

b システム保守					
c パソコンリース				台	
d パソコン保守				台	
(2)作業場所				m <sup>2</sup>	

(7)借入資金利子助成計画（又は実績）

借入年度	借入額	借入利率	利払額	備考
平成 年度	円	%	円	
合計				

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する 経費（又は補助事 業に要した経費）  (A)+(B)	負 担 区 分		経 費 積算の 基 礎
		国庫補助金 (A)	公益社団法人 全国農地保有 合理化協会費 (B)	
農地売買支援事業費（支援法人費）	円	円	円	
1 支援法人指導推進等整備費				
(1)事業推進指導費				
(2)指導助言活動費				
(3)農地相談活動費				
(4)事業相談活動費				
(5)中間管理機構事業連携指導費				
(6)連携支援体制機能管理運営費				
(7)無利子貸付資金償還業務費				
(8)借入資金貸付業務体制整備費				
2 借入資金利子助成費				
合計				

(注)事業実施年度の4月1日から補助事業に要する（要した）経費を計上することができる。

4 事業完了（予定）年月日 平成 年 月 日

5 収支予算（精算）

(1)収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	



公益社団法人 全国農地保有 合理化協会費					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備考
			増	減	
農地売買支援事業費（支援法人費）	円	円	円	円	
1 支援法人指導推進等整備費					
(1) 事業推進指導費					
(2) 指導助言活動旅費					
(3) 農地相談活動費					
(4) 事業相談活動費					
(5) 中間管理機構事業連携指導費					
(6) 連携支援体制機能管理運営費					
(7) 無利子貸付資金償還業務費					
(8) 借入資金貸付業務体制整備費					
2 借入資金利子助成費					
合 計					

6 添付資料

- (1) 公益社団法人全国農地保有合理化協会の定款
- (2) 公益社団法人全国農地保有合理化協会の資産及び負債に関する書類
- (3) 公益社団法人全国農地保有合理化協会の収支予算

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、意義は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事契約」、「物品、役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携センター（平成27年9月30日までの機関名は農林水産省技術会議事務局筑波事務所という。）をいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 大臣の交付決定を受けている場合は大臣  
内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受けている  
場合は内閣府沖縄総合事務局長 〕

住 所  
団 体 名  
代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり計画を変更し[金 円の追加交付（減額承認）を受け]たいので、農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第9の規定に基づき申請する。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容

（以下別記様式第1号の記に準じて作成すること。）

- （注）
- 1 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。
  - 2 金額の変更のない場合は [ ] の部分を除くこと。
  - 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更」を「中止」又は「廃止」と置き換えること。
  - 4 補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対象できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第3号-1 (第11第1項関係)

平成 年度農地集積・集約化対策事業費補助金(〇〇〇〇)支払請求書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

大臣の交付決定を受けている場合は大臣  
内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受けている  
場合は内閣府沖縄総合事務局長

官署支出官地方農政局総務部長 殿

(北陸農政局、東海農政局及び近畿農政局にあつては、官署支出官地方農政局総務管理官 殿)

大臣の交付決定を受けている場合は官署支出官農  
林水産省大臣官房予算課経理調査官  
内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受けている  
場合は官署支出官内閣府沖縄総合事務局長

住 所  
団 体 名  
代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあつた事業について、農地集積・集約化  
対策事業費補助金交付要綱第11第1項の規定に基づき、金 円を交付されたく請求する。

(注) 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。

別記様式第3号-2 (第11第2項関係)

平成 年度農地集積・集約化対策事業費補助金(〇〇〇〇)概算払請求書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

大臣の交付決定を受けている場合は大臣  
内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受けている  
場合は内閣府沖縄総合事務局長

官署支出官地方農政局総務部長 殿

(北陸農政局、東海農政局及び近畿農政局にあつては、官署支出官地方農政局総務管理官 殿)

大臣の交付決定を受けている場合は官署支出官農  
林水産省大臣官房予算課経理調査官  
内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受けている  
場合は官署支出官内閣府沖縄総合事務局長

住 所  
団 体 名  
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあつた事業について、農地集積・集約化  
対策事業費補助金交付要綱第11第2項の規定に基づき、下記により金 円を交付されたく  
請求する。

(注) 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。

記

平成 年 月 日現在

区分	補助事業 に要する 経費	国庫補助金 (A)	既受額額 (B)		今回請求額 (C)		残額 (A)-(B+C)		事業完 了予定 年月日	備考
			金額	出来高	金額	〇月〇日 迄予定出 来高	金額	〇月〇日 迄予定出 来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
合 計										

- (注) 1 区分欄には、別記様式第1号の記の「3経費の配分」に記載された事項について記載すること。  
2 第13のただし書きの規定に基づき、事業遂行状況報告書に代える場合は、「備考」欄に「遂行状況報告(第〇・四半期末の進捗度)」について記載すること。

別記様式第4号（第13関係）

平成 年度農地集積・集約化対策事業費補助金（〇〇〇〇）遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 大臣の交付決定を受けている場合は大臣  
内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受けている  
場合は内閣府沖縄総合事務局長 〕

住 所  
団 体 名  
代表者名  
印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第13の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告する。

(注) 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。

記

1 事業遂行状況（第 年 月 日現在）

区 分	計画事業費 A	出来高事業費 B	進 捗 度 B/A	残高事業費	摘 要
	円	円	%	円	
合 計					

2 事業開始年月日 年 月 日

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

(注) 区分欄には、別記様式第1号の記の「3経費の配分」に記載された事項について記載すること。

別記様式第5号-1 (第14第1項関係)

平成 年度農地集積・集約化対策事業費補助金(〇〇〇〇)基金造成完了報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 大臣の交付決定を受けている場合は大臣  
内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受けている  
場合は内閣府沖縄総合事務局長 〕

住 所  
団 体 名  
代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった事業について、下記のとおり事業を実施したので、農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第14第1項の規定により、その実績を報告する。

記

- (注) 1 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。  
2 記の記載事項は、別記様式第1号の記の記載要領に準ずる。  
3 添付書類については、経費毎に管理している旨が確認出来る帳簿等の写しを添付する。

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 大臣の交付決定を受けている場合は大臣  
内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受けている  
場合は内閣府沖縄総合事務局長 〕

住 所

団 体 名

代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった事業について、下記のとおり事業を実施したので、農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第14第2項の規定により、その実績を報告する。

(なお、併せて金 円を精算払いによって交付されたく請求する。)

記

- (注) 1 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。  
2 記の記載事項は、別記様式第1号の記の記載要領に準ずる。  
3 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の5(2)の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。  
4 添付書類については、支払経費の内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。



別記様式第6号（第14第4項関係）

平成 年度農地集積・集約化対策事業費補助金（〇〇〇〇）仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

大臣の交付決定を受けている場合は大臣  
内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受けている  
場合は内閣府沖縄総合事務局長

住 所  
団 体 名  
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定通知があったこの事業について、農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第14第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(注) 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 (平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名 \_\_\_\_\_

事業実施年度	平成 年度		農林水産省所管補助金名														
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
									国庫補 助金	都道府 県費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

平成〇〇年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称			
2. 事業の目的及び内容			
(1) 目的			
(2) 具体的な内容			
3. 交付先の特例民法法人の名称			
4. 交付実績額			千円(A)
5. 補助金等における管理費			
(1) 人件費		千円	
(2) 一般管理費		千円	
(3) その他管理費			
	内 容		金 額
	-----		千円
	-----		千円
	-----		千円
	合 計		千円
	合 計		千円
6. 外部への支出			
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出			
	支 出 内 容	支 出 先	金 額
	-----	-----	千円
	-----	-----	千円
	-----	-----	千円
	合 計		千円(B)
(2) (1)以外の支出			
	支 出 内 容	支 出 先	金 額
	-----	-----	千円
	-----	-----	千円
	-----	-----	千円
	合 計		千円(B)
7. その他			
	内 容		金 額
	-----		千円
	-----		千円
	-----		千円
	合 計		千円
8. 再補助等の割合			% (B/A)

(注)

- 1 「5.補助金等における管理費」について、「(1)人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該特例民法法人の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費（賃借料、光熱水料費、租税公課等）を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3)その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 2 「6.外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2)(1)以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該特例民法法人から第三者に交付されている補助金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2)(1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該特例民法法人から直接支出してない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2)(1)以外の支出」に該当しない場合もある。

＜「(2)(1)以外の支出」の具体例＞

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料／通訳料
- 3 「6.外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界が分かるように記入する。
- 4 「7.その他」については、「5.補助金等における管理費」、「6.外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 5 「8.再補助等の割合」については、「4.交付実績額」に対する「6.(1)外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。

## 岩手県農地中間管理事業等促進関連実施要綱

(平成 26 年 3 月 25 日制定 農振第 869 号)

(平成 26 年 4 月 10 日一部改正 農振第 88 号)

### (趣旨)

第 1 農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 4 条の規定に基づく知事の指定を受けた法人。以下「機構」という。）、岩手県農業会議（以下「農業会議」という。）、市町村及び農業委員会（以下「補助事業者」という。）が担い手への農地集積・集約化を支援し、本県の農業の競争力強化に不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を実現していくために、農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、岩手県農地中間管理事業等促進関連の事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

### (事業実施計画)

第 2 補助事業者は、国要綱に規定する事業を実施しようとする場合は、毎年度別に指示する日までに国要綱第 6 の 4、第 7 の 1 及び第 10 の 1 に定める様式による事業実施計画を機構及び農業会議にあっては知事に、市町村及び農業委員会（以下「市町村等」という。）にあっては広域振興局長に提出するものとする。

2 広域振興局長は、市町村等から提出された事業実施計画を確認し、知事に送付するものとする。

3 知事は、国要綱の規定により東北農政局長へ提出した事業計画に対し、東北農政局から承認があった場合は、国要綱第 5 の 1 の（1）及び 1 の（3）の事業にあっては機構宛て、国要綱第 5 の 4 の（3）の事業にあっては農業会議宛て承認通知を、国要綱第 5 の 2、3 の（2）、4 の（1）及び 4 の（2）の事業にあっては広域振興局長宛て承認通知書の写しを送付するものとする。

4 広域振興局長は、知事から 3 の規定による承認通知書の写しの送付があった場合は、申請のあった市町村等に様式第 1 号により承認通知を送付するものとする。

### (交付決定前着手)

第 3 機構、農業会議又は市町村等は、国要綱第 14 の 1 のただし書きにより交付決定前に事業を着手する場合には、本事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから県の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した交付決定前着手届（様式第 2 号）を機構及び農業会議にあっては知事に、市町村等にあっては広域振興局長に送付するもの。

2 広域振興局長は、市町村等から交付決定前着手届の提出があった場合は、内容を確認し、直ちに知事に送付するものとする。

3 1 により交付決定前に着手する場合、補助事業者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

また、この場合、当該補助事業者は、岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金交付要綱第 9 の規定による申請書の提出に当たっては、申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

### (事業実施計画の変更)

第 4 国要綱第 6 の 4 の（7）の規定による事業実施計画の重要な変更については、第 2 の規定を準用する。

(定期報告)

- 第5 機構は、毎年度 12 月末日時点における岩手県農地中間管理機構の貸付率報告書（様式第3号）を作成し、1月15日までに、知事へ報告しなければならない。
- 2 農業会議又は農業委員会は、毎年度 12 月末日時点における機構集積支援事業の実施状況について、1月15日までに、国要綱別記4第5の1に定める様式により農業会議にあっては知事に、農業委員会にあっては広域振興局長に報告しなければならない。
- 3 広域振興局長は、農業委員会から定期報告書の提出があった場合は、内容を確認し、直ちに知事に送付するものとする。

(事業完了報告書の提出)

- 第6 補助事業者は、毎年度、当該年度の国要綱の事業に係る事業完了報告書を作成し、当該年度の事業完了後15日以内（事業完了が3月である場合にあっては、3月31日）に、国要綱第6の6に定める様式により機構にあっては知事に、市町村等にあっては広域振興局長に提出するものとする。
- ただし、補助金の全額が概算払により交付された場合においては翌年度の5月末までに報告するものとする。
- 2 広域振興局長は、市町村等から事業完了報告書の提出があった場合は、内容を確認し、直ちに知事に送付するものとする。

(県の助成)

- 第7 県は、補助事業に要する経費の財源に充てるため、補助事業者に対して、岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金交付要綱（平成26年3月25日付け農振第868号）の規定に基づき、岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金を交付するものとする。

(報告及び検査)

- 第8 県は、本事業が適正かつ適切に実施されたかどうかを確認するため、補助事業者及び協力金の交付を受けた農業者等に対し、必要な事項の報告を求めたり、現地への立入調査を行うことができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の事業計画承認申請に係る手続から適用する。

附 則（平成26年4月10日付け農振第88号）

- 1 この要綱は、平成26年4月10日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき、知事又は広域振興局長に提出されている事業計画承認申請等に係る書類は、この要綱の相当規定により提出されたものとみなす。

様式第1号（第2の4関係）

第 号  
年 月 日

市町村長 様  
（又は農業委員会会長 様）

広域振興局長

平成 年度岩手県農地中間管理事業等促進関連の事業計画の承認について  
平成 年 月 日付け第 号で申請のあったこのことについて、岩手県農地中間管理事業等  
促進関連実施要綱第2の4に基づき承認します。



岩手県知事 様  
(又は広域振興局長 様)

所在地  
名 称  
代表者 氏 名 印  
(市町村長 氏 名 印 )

平成 年度岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金の交付決定前着手届について  
平成 年 月 日付け 第 号で承認を受けた岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金の事業実施計画に基づく下記の事業について、岩手県農地中間管理事業等促進関連実施要綱第3の規定に基づき、下記の条件を了承の上、交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間においては、計画変更（事業の内容変更）はないこと。

区 分	事業費		着 手 年月日	完了予定 年 月 日
		うち県費		

(理 由)

---

---

岩手県知事 様

所在地  
名 称  
代表者 氏 名 印

平成 年度岩手県農地中間管理機構の貸付率報告書

岩手県農地中間管理事業等促進関連実施要綱第5の1に基づき、農地中間管理機構の貸付率について、下記のとおり報告します。

記

（単位：ha、％）

	単年度	累計（ストック）
借受面積（①）		
うち転貸面積（②）		
うち管理面積		
うち費用負担のない面積（③）		
貸付率（②／① - ③）		

※面積については、ha単位で、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで記載すること。

添付資料：管理台帳

経費負担がないことを証する資料

## 岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金交付要綱

(平成 26 年 3 月 25 日制定 農振第 868 号)

(平成 26 年 4 月 10 日一部改正 農振第 89 号)

(平成 27 年 3 月 24 日一部改正 農振第 838 号)

### (目的)

第 1 農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 4 条の規定に基づく知事の指定を受けた法人。以下「機構」という。）、岩手県農業会議（以下「農業会議」という。）、市町村及び農業委員会（以下「補助事業者」という。）が農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官通知。以下「実施要綱」という。）第 3 及び農地売買支援事業実施要綱（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 320 号農林水産事務次官通知。以下「売買支援実施要綱」という。）第 4 に定める事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年岩手県規則第 71 号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

### (補助金の交付の対象及び補助額)

第 2 第 1 に規定する経費及びこれに対する補助額は、次のとおりとする。

区 分	経 費	補助額
1 岩手県農地中間管理機構事業 (1) 借受農地管理等事業	機構が実施要綱第 3 の 1 の (1) に規定する事業を行う場合に要する経費	定額
(2) 農地中間管理機構運営事業	機構が実施要綱第 3 の 1 の (3) のイに規定する事業を行う場合に要する経費	定額
2 岩手県機構集積協力金交付事業 (1) 地域集積協力金交付事業	市町村が実施要綱第 3 の 2 の (1) に規定する事業を行う場合に要する経費	定額
(2) 経営転換協力金交付事業	市町村が実施要綱第 3 の 2 の (2) に規定する事業を行う場合に要する経費	定額
(3) 耕作者集積協力金交付事業	市町村が実施要綱第 3 の 2 の (3) に規定する事業を行う場合に要する経費	定額
(4) 機構集積協力金推進事業	市町村が実施要綱第 3 の 2 の (4) に規定する事業を行う場合に要する経費	定額

<p>3 岩手県農地台帳システム整備事業</p>	<p>農業委員会が実施要綱第3の3の(2)に規定する事業を行う場合に要する経費</p>	<p>定額</p>
<p>4 岩手県機構集積支援事業</p> <p>(1) 農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業</p> <p>(2) 農地の有効利用を図るための支援事業</p> <p>(3) 広域的な農地利用調整活動等への支援事業</p>	<p>農業委員会が実施要綱第3の4の(1)に規定する事業を行う場合に要する経費</p> <p>農業委員会が実施要綱第3の4の(2)に規定する事業を行う場合に要する経費</p> <p>農業会議が実施要綱第3の4の(3)に規定する事業を行う場合に要する経費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>
<p>5 岩手県農地中間管理機構売買支援事業</p> <p>(1) 担い手支援タイプの事業(農用地等貸付・業務事業)</p> <p>(2) 担い手支援タイプの事業(農用地等売渡・業務事業)</p> <p>(3) 一般タイプの事業(賃借料前払資金助成事業・業務事業)</p>	<p>機構が売買支援実施要綱第4の1の(1)に規定する事業を行う場合に要する経費</p> <p>機構が売買支援実施要綱第4の1の(2)に規定する事業を行う場合に要する経費</p> <p>機構が売買支援実施要綱第4の2に規定する事業を行う場合に要する経費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>

(事業又は経費相互間の流用の禁止)

第3 次に掲げる事業又は経費は相互間の流用をしてはならない。

- (1) 第2の表の区分欄に掲げる1から5までの事業の相互間における流用
- (2) 第2の表の区分欄の1の(1)の事業に係る経費及び1の(2)の事業に係る経費の流用
- (3) 第2の表の区分欄の2の(1)、(2)及び(3)の事業に係る経費並びに2の(4)の事業に係る経費の相互間における流用
- (4) 第2の表の区分欄の5の(3)のうち賃借料前払資金助成事業を行う場合の経費から同欄の5の(1)から(3)までの経費への流用

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更。ただし、第2の表の区分欄の4の(1)及び(2)の事業にあっては、各経費の30%を超える増減
- (2) 補助事業の内容の変更
- (3) 第1号及び第2号に掲げる変更以外の変更で、補助金額の増減を伴う変更

(申請の取下げ期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して7日以内とする。

(立入検査等)

第5の2 広域振興局長(補助事業者が機構及び農業会議の場合にあっては知事。以下「知事等」という。)は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者(市町村等を除く。)に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、知事等が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

3 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事等が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(事業実施状況の報告)

第6 補助事業者は、補助金の交付の決定があった年度の各四半期(第4・四半期を除く。)の末日現在において岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金遂行状況報告書(様式第5号)を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事等に提出しなければならない。ただし、岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金概算払請求書(様式第6号)をもってこれに代えることができるものとする。

2 広域振興局長は、市町村及び農業委員会から岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金遂行状況

報告書（様式第5号）の提出があった場合は、7日以内に知事に送付するものとする。

（概算払）

第7 知事等は、必要があると認める場合は、補助金の概算払をすることがある。

- 2 補助事業者は、前項に規定する補助金の概算払を請求しようとするときは、岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金概算払請求書（様式第6号）を知事等に提出しなければならない。

（実績報告）

第8 補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から、15日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日までに、岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金実績報告書（様式第7号）を知事等に提出しなければならない。

- 2 広域振興局長は、市町村及び農業委員会から岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金実績報告書（様式第7号）の提出があった場合は、7日以内に知事に送付するものとする。

（提出書類及び提出期日）

第9 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

（関係書類等の保管義務）

第10 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の用途を明らかにしておかななければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間（実施要綱第3の2の事業に関連するものは10年間）整備保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 岩手県担い手への農地集積推進事業補助金交付要綱（平成25年6月13日付け農振第193号農林水産部長通知。以下「旧要綱」という。）は廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現に廃止前の旧要綱に基づき、知事又は広域振興局長に提出されている交付申請に係る書類は、この要綱の相当規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月10日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金交付要綱の規定により知事等に提出されている交付申請に係る書類は、この要綱による改正後の岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金交付要綱の相当規定により提出されたものとみなす。
- 3 岩手県農地保有合理化事業補助金交付要領（平成24年7月10日付け農振第273号農林水産部長通知。以下「旧要領」という。）は、廃止する。ただし、旧要領の規定により平成25年度までに実施した事業等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第9関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出 部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	1 岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金交付申請書	様式第1号（その1） ただし、岩手県農地中間管理機構売買支援事業にあつては、様式第1号（その2）	1部	別に定める。
	2 事業実施計画書	1 機構の場合 実施要綱別紙様式第3号 ただし、岩手県農地中間管理機構売買支援事業にあつては、売買支援実施要綱参考様式1の別紙 2 市町村の場合 実施要綱別紙様式第5号 3 農業委員会の場合 (1)岩手県農地台帳システム整備事業にあつては、実施要綱別紙様式第6号 (2)岩手県機構集積支援事業にあつては、実施要綱別紙様式第20号 4 農業会議の場合 実施要綱別紙様式第20号		
	3 収支予算書	様式第2号		
	4 その他知事等が必要と認める書類			
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	1 岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金変更（中止、廃止）承認申請書	様式第3号	1部	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から15日以内
	2 事業実施計画書	1 機構の場合 実施要綱別紙様式第3号 ただし、岩手県農地中間管理機構売買支援事業にあつては、売買支援実施要綱参考様式1の別紙 2 市町村の場合 実施要綱別紙様式第5号 3 農業委員会の場合 (1)岩手県農地台帳システム整		

		備事業にあつては、実施要綱別紙様式第6号 (2)岩手県機構集積支援事業にあつては、実施要綱別紙様式第20号 4 農業会議の場合 実施要綱別紙様式第20号		
	3 収支予算書	様式第2号		
	4 その他知事等が必要と認める書類			
規則第13条第1項の規定による書類	1 岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金請求(精算)書	様式第4号	1部	事業完了後15日以内又は3月31日のいずれか早い日
	2 事業完了報告書	1 機構の場合 実施要綱別紙様式第3号 ただし、岩手県農地中間管理機構売買支援事業にあつては、売買支援実施要綱参考様式1の別紙 2 市町村の場合 実施要綱別紙様式第5号 3 農業委員会の場合 (1)岩手県農地台帳システム整備事業にあつては、実施要綱別紙様式第6号 (2)岩手県機構集積支援事業にあつては、実施要綱別紙様式第20号 4 農業会議の場合 実施要綱別紙様式第20号		
	3 収支精算書	様式第2号		
	4 その他知事等が必要と認める書類			



岩手県知事 様  
(又は広域振興局長)

所在地  
名 称  
代表者 氏 名 印  
(市町村長 氏 名 印)

平成 年度岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金(〇〇〇)交付申請書  
平成 年度において、岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金(〇〇〇)の交付を受けたいので、  
岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、補助金 円の交付を申請します。

記

※(〇〇〇)には、第2の表の区分欄の事業名を記載する。

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画(実績)
- 3 経費の配分

区 分	補助事業に要する 経費(又は補助事 業に要した経費) (A+B)	負担区分		備 考
		県補助金 (A)	その他 (B)	
合 計				

※ 区分の欄は、第2の表の区分欄の事業名を記載する。

- 4 事業完了予定年月日 平成 年 月 日

岩手県知事 様

所在地  
名 称  
代表者 氏 名 印

平成 年度岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金  
(岩手県農地中間管理機構売買支援) 交付申請書

平成 年度において、岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金(岩手県農地中間管理機構売買支援)の交付を受けたいので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、補助金 円  
の交付を申請します。

記

1 事業の目的

(注) 第2の表の区分の欄5に掲げる(1)から(3)までの経費ごとに記載する。

2 事業の内容

(1) 機構業務・機構事業

ア 事業推進計画(又は実績)

区 分	回 数	員数等	備 考
1 契約書作成		部	金額 内訳  委託事業の場合にあっては、委託先名 を記入すること。
2 諸税		筆	
3 財産管理費			
(1) 見回り	回	延 人	
(2) 除草		ha	
4 測量費		件	
5 旅費	回	延 人	
6 資金回収事務費(旅費)	回	延 人	
7 委託・出資検討会	回	延 人	
8 農地管理業務費	回	延 人	
9 印紙税		部	地区数 地区
10 連携強化活動費			
(1) 連携強化活動手当		延 人	
(2) 資料作成作業員		延 人	
(3) 連携協議会開催費	回	延 人	
(4) 連携調査旅費	回	延 人	

イ 農用地等売買貸借事業計画（又は実績）

区 分		一般農地			未墾地			農業用施設用地等			農業用施設等			合 計			
		件数	面積	価額	件数	面積	価額	件数	面積	価額	件数	面積	価額	件数	面積	価額	
売 買	前年度末保有量																
	本 年 度 分	買入															
		売渡															
		一時貸付															
	本年度末保有量																
貸 借	前年度末 保 有 量	賃 貸 借	一般タイプ														
			担い手支援（貸借）														
		使用貸借	一般タイプ														
			担い手支援（貸借）														
	未 貸 付	一般タイプ															
		担い手支援（貸借）															
	本 年 度 分	借 入	担い手支援（貸借）														
			一般タイプ														
		継 続 貸 付	担い手支援（貸借）														
			一般タイプ														
		新 規 貸 付	担い手支援（貸借）														
			一般タイプ														
	解 約	担い手支援（貸借）															
		一般タイプ															
	返 還	担い手支援（貸借）															
一般タイプ																	
本 年 度 末 保 有 量	賃 貸 借	担い手支援（貸借）															
		一般タイプ															
	使用貸借	担い手支援（貸借）															
		一般タイプ															
未 貸 付	担い手支援（貸借）																
	一般タイプ																

- (注) 1 担い手支援（売買）は売買支援実施要綱（平成12年4月1日付け12構改B第320号農林水産事務次官依命通知）第4の1の（2）の事業を、担い手支援（貸借）は同要綱第4の1の（1）の事業をいう。
- 2 前年度末保有量欄及び本年度末保有量欄の件数は買入件数によるものとし、また、価額欄には対応する土地等の買入価額を記載する。
- 3 交換の場合の譲受又は譲渡は売買欄に〈 〉書で、譲受＝買入、譲渡＝売渡として外数で記載すること。
- 4 売渡の価額欄は、下段には当該売渡土地の売渡価額を記載し、上段には、売渡価額に対応する土地等の買入価額を〔 〕内に記載する。また、未墾地の売渡の面積欄は、下段には全売渡面積を記載し、上段にはそのうち未墾地のままで売渡した面積を〔 〕内に記載する。
- 5 貸借の欄には、一括前払いに年払いを含めて記載する（年払いについては価額の記載を要しない）。
- なお、一括前払いについての本年度分欄の借入価額欄は前払いをした金額を記載し、継続貸付、新規貸付の価額欄には当該年度の実際の賃借料収入額を記載し、前年度末保有量欄及び本年度末保有量欄の価額欄には、それぞれの区分に該当する土地に係る前払資金の借入残高を記載する。
- 6 解約とは、機構と転借人、返還とは、地主と機構との関係である。
- 7 農業用施設用地等には、混牧林利用地を含め、担い手支援（売買）の農業用施設等には、当該施設と一体的に利用される装置を含む。

ウ 農用地等買入等資金導入計画（又は実績）

（単位：円）

区 分		A	B	C	D		備 考
		前払いされた貸借料の支出の合計額	貸付料の徴収金額の合計額	年間平均借入残高 $\frac{A-B}{365}$	補助対象額		
$\alpha$ 率	金額 ( $C \times \alpha$ )						
貸借料前払資金	一般タイプ						

（注） 1 A欄は、当該年度4月1日現在における前払いされた支出額の残高に、年間の日数（365日又は366日）（手形借入れによる借換えがある場合は当該日数を1日を加えた日数）を乗じて得た額を記載する。

なお、支払額には、利払いのための借入金を含むものとする。

2 B欄は、個々の農用地等の貸借料の徴収額に、当該貸借料の徴収金額の収入日の翌日から当該年度の3月31日までの日数を乗じて得た額との合計額を記載する。

3 D欄の $\alpha$ 率は別途農林水産省経営局長が定める数値による。

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する経費（又は補助事業に要した経費） (A+B)	負担区分		備 考
		県補助金 (A)	その他 (B)	
合 計				

※ 区分の欄は、第2の表の区分の欄の事業名を記載する。

4 事業完了（予定）年月日                      平成    年    月    日

様式第2号（別表関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
県補助金 そ の 他	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

※ 区分の欄は、第2の表の区分欄の事業名を記載する。

岩手県知事 様  
（又は広域振興局長）

所在地  
名 称  
代表者 氏 名 印  
（市町村長 氏 名 印）

平成 年度岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金（〇〇〇）  
変更（中止、廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け岩手県指令（指令 地 ）第 号により補助金の交付の決定の通知があった岩手県農地中間管理事業等促進関連の事業実施について、下記のとおり計画を変更（中止、廃止）し[金 円の追加交付（減額承認）を受け]たいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 理 由

（以下様式第1号の記に準じて作成すること。）

- （注）
- 1 表題括弧書きについては、様式第1号に準じて記載する。
  - 2 金額の変更のない場合は[ ]の部分を除く。
  - 3 補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書きで上段に記載する。

岩手県知事 様  
（又は広域振興局長）

所在地  
名 称  
代表者 氏 名 印  
（市町村長 氏 名 印）

平成 年度岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金（〇〇〇）請求書  
平成 年 月 日付け岩手県指令（指令 地）第 号により補助金の交付の決定  
の通知があった岩手県農地中間管理事業等促進関連の事業が完了したので、岩手県補助金交付規則によ  
り、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求します。

金	円	
補助金交付決定額	金	円
概算払受領額	金	円

注 精算の結果、交付を受ける補助金がない場合は、表題の「請求」及び本文中の「補助金の交付を請  
求」を「精算」と記載すること。

（注） 表題括弧書きについては、様式第1号に準じて記載する。

岩手県知事 様  
(又は広域振興局長)

所在地  
名 称  
代表者 氏 名 印  
(市町村長 氏 名 印)

平成 年度岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金（〇〇〇）遂行状況報告書  
平成 年 月 日付け岩手県指令（指令 地）第 号により補助金の交付の決定の通知があった事業について、岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金交付要綱第6の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告します。

記

1 事業遂行状況（第 四半期末現在）

区 分	計画事業費 A	出来高事業費 B	進捗率 B/A	残高事業費	摘 要
	円	円	%	円	
合 計					

2 事業開始年月日 年 月 日

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

- (注) 1 表題括弧書きについては、様式第1号に準じて記載する。  
2 区分欄には、様式第1号の記の「3経費の配分」に記載された事項について記載する。



岩手県知事 様  
（又は広域振興局長）

所在地  
名 称  
代表者 氏 名 印  
（市町村長 氏 名 印）

平成 年度岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金（〇〇〇）概算払請求書  
平成 年 月 日付け岩手県指令（指令 地）第 号により補助金の交付の決定の通知があった岩手県中間管理事業等促進関連の事業について、補助金の概算払を受けたいので、次のとおり請求します。

記

1 請求額

金 円

2 内 訳

平成 年 月 日現在

区 分	補助事業に要する経費	補助金交付決定額 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 (A) - (B + C)		事業完了予定 年月日	備 考
			金 額	出来高	金 額	〇月〇日 迄予定出 来高	金 額	〇月〇日 迄予定出 来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
合 計										

3 理 由

- (注) 1 表題括弧書きについては、様式第1号に準じて記載する。  
2 区分欄には、様式第1号の記の「3経費の配分」に記載された事項について記載する。  
3 第6第1項ただし書きの規定に基づき、岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金遂行状況報告書（様式第5号）に代える場合は、「備考」欄に「遂行状況報告（第〇・四半期末の進捗度）」について記載する。

岩手県知事 様  
（又は広域振興局長）

所在地  
名 称  
代表者 氏 名 印  
（市町村長 氏 名 印）

平成 年度岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金（〇〇〇）実績報告書  
平成 年 月 日付け岩手県指令（指令 地）第 号により補助金の交付の決定の通知があった岩手県農地中間管理事業等促進関連の事業について、下記のとおり事業を実施したので、その実績を報告します。

記

- （注）1 表題括弧書きについては、様式第1号に準じて記載する。  
2 記の記載事項は、様式第1号の記の記載要領に準ずる。  
3 添付書類については、経費毎に管理している旨が確認出来る帳簿等の写しを添付する。